

第3編

災害応急対策・復旧計画

目 次

第1章 はじめに

第1節 災害応急対策・復旧計画の構成.....	1-1-1
1. 災害応急対策・復旧計画とは.....	1-1-1
2. 災害応急対策・復旧計画の流れ.....	1-1-2

第2章 災害対策のコーディネイト

第1節 組織体制の確立.....	2-1-1
1. 組織計画.....	2-1-1
2. 動員計画 【総務班】(総務課).....	2-1-1-2
第2節 情報の収集・伝達.....	2-2-1
1. 気象警報等の伝達計画 【総務班・情報班他】(総務課・関係各課).....	2-2-1
2. 津波警報・注意報・予報等の伝達計画 【総務班他】(総務課・関係各課).....	2-2-1-3
3. 被害情報等の収集計画 【総務班・情報班他】(総務課・地域未来課・会計課・関係各課).....	2-2-2-5
4. 災害通信計画 【総務班】(総務課).....	2-2-3-2
5. 災害広報計画 【総務班・情報班他】(総務課・地域未来課・関係各課).....	2-2-3-9
第3節 外部への応援要請.....	2-3-1
1. 自衛隊派遣要請等の計画 【総務班】(総務課).....	2-3-1
2. 県防災ヘリコプター活用計画 【総務班・消防班】(総務課・すさみ消防署).....	2-3-3
3. 相互応援計画 【総務班他】(総務課・関係各課).....	2-3-5
4. 海外からの支援の受入計画 【総務班・福祉班】(総務課・住民生活課).....	2-3-6
5. 災害対策要員の計画 【総務班・福祉班他】(総務課・住民生活課・関係各課).....	2-3-6
6. 救援物資の受入計画 【福祉班・避難所班・総務班他】(住民生活課・総務課・関係各課).....	2-3-10
第4節 法適用.....	2-4-1
1. 災害救助法の適用計画 【福祉班】(住民生活課).....	2-4-1
2. 被災者生活再建支援法の適用計画 【福祉班・調査連絡班】(住民生活課・税務課).....	2-4-2
第5節 各種相談窓口の設置.....	2-5-1
1. 安否確認計画 【福祉班・情報班・避難所班】(住民生活課・地域未来課・関係各課).....	2-5-1
2. 生活関連総合相談計画 【福祉班他】(住民生活課・環境保健課・税務課・関係各課).....	2-5-1

第3章 応急対策を行う

第1節 住民の避難支援.....	3-1-1
1. 避難計画 【総務班・避難所班他】(防災関係機関・総務課・税務課・すさみ消防署他).....	3-1-1
2. 外国人支援計画 【総務班・福祉班】(総務課・住民生活課).....	3-1-1-0
3. 動物保護管理計画 【保健衛生班・避難所班】(環境保健課・関係各課).....	3-1-1-1
第2節 罹災者の救助・救援.....	3-2-1
1. 罹災者救出計画 【消防班・総務班】(すさみ消防署・総務課).....	3-2-1

2. 住居等の障害物除去計画 【調査復旧班・保健衛生班】(建設課・環境保健課)	3-2-2
3. 遺体捜索処理計画 【保健衛生班・福祉班】(環境保健課・住民生活課)	3-2-2
第3節 保健衛生活動	3-3-1
1. 医療助産計画 【保健衛生班・医療班・福祉班】(環境保健課・すさみ病院・住民生活課)	3-3-1
2. 簡易トイレ設置計画 【保健衛生班】(環境保健課)	3-3-2
3. 防疫計画 【保健衛生班】(環境保健課)	3-3-3
4. 清掃計画 【保健衛生班】(環境保健課)	3-3-6
5. 保健師活動計画 【保健衛生班】(環境保健課)	3-3-7
6. 精神保健福祉対策計画 【保健衛生班】(環境保健課)	3-3-8
第4節 物資等の輸送・供給	3-4-1
1. 食糧供給計画 【福祉班・総務班】(住民生活課・総務課)	3-4-1
2. 給水計画 【水道班】(水道課)	3-4-3
3. 物資供給計画 【福祉班・総務班他】(住民生活課・総務課・関係各課)	3-4-6
4. 食品衛生計画 【保健衛生班】(環境保健課)	3-4-7
5. 道路交通の応急対策計画 【調査復旧班他】(建設課・総務課・すさみ消防署)	3-4-7
6. 船舶交通の応急対策計画 【調査復旧班他】(産業振興課、総務課、田辺海上保安部)	3-4-14
7. 輸送計画 【総務班・消防班】(総務課・すさみ消防署)	3-4-15
第5節 公共土木施設等の応急対策	3-5-1
1. 公共土木施設等応急対策計画 【調査復旧班】(建設課・水道課)	3-5-1
第6節 文教対策活動	3-6-1
1. 小・中学校の計画 【教育班】(教育総務課・社会教育課)	3-6-1
2. 学校給食関係の計画 【教育班】(教育総務課・社会教育課)	3-6-2
3. 社会教育施設関係の計画 【教育班】(社会教育課・教育総務課)	3-6-2
4. 学用品支給計画 【教育班】(教育総務課・社会教育課)	3-6-3
第4章 生活再建、復旧・復興	
第1節 罹災証明書の発行等	4-1-1
1. 被害認定調査計画 【調査連絡班】(税務課)	4-1-1
2. 被害認定計画 【調査連絡班】(税務課)	4-1-1
3. 罹災証明書発行計画 【調査連絡班・消防班】(税務課・すさみ消防署)	4-1-2
第2節 応急仮設住宅の建設	4-2-1
1. 住宅・宅地対策計画 【総務班・調査復旧班】(総務課・建設課)	4-2-1
第3節 社会秩序の維持	4-3-1
1. 警察警備計画 (白浜警察)	4-3-1
2. 海上公安警備計画 (田辺海上保安部)	4-3-1
第4節 経済的支援	4-4-1
1. 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画 【福祉班】(住民生活課)	4-4-1

2. 災害義援金品配分計画 【福祉班】(住民生活課)	4-4-1
3. 災害復旧資金計画 【関係各班】(関係各課)	4-4-3
4. その他の復旧計画 【総務班】(総務課)	4-4-4
第5節 施設災害復旧事業計画 【関係各班】(関係各課)	4-5-1
1. 方針	4-5-1
2. 事業計画の種別	4-5-1
3. 災害復旧対策	4-5-1
第5章 その他個別応急対策計画	
第1節 消防計画 【消防班・総務班】(すさみ消防署・総務課)	5-1-1
1. 計画方針	5-1-1
2. すさみ消防署の組織	5-1-1
3. 計画内容	5-1-1
第2節 水防計画【総務班・調査復旧班・消防班】(総務課・建設課・すさみ消防署)	5-2-1
1. 風水害時	5-2-1
2. 震災時	5-2-1 3
第3節 公共的施設災害応急対策計画	5-3-1
1. 公電気通信施設災害応急対策計画(西日本電信電話株式会社)	5-3-1
2. 電力施設災害応急対策計画(関西電力株式会社、関西電力送配電)	5-3-6
3. ガス施設災害応急対策計画(各事業所)	5-3-9
第4節 事故災害応急対策計画	5-4-1
1. 海上災害応急対策計画【総務班他】(総務課・関係各課・関係機関)	5-4-1
2. 鉄道施設災害応急対策計画【総務班・調査復旧班他】(総務課・建設課・関係機関)	5-4-5
3. 道路災害応急対策計画 【調査復旧班他】(建設課・関係機関)	5-4-1 0
第5節 農林水産関係災害応急対策計画(産業振興課)	5-5-1
1. 農林関係災害応急対策計画 【調査復旧班】(産業振興課)	5-5-1
2. 水産関係災害応急対策計画 【調査復旧班】(産業振興課)	5-5-5
第6節 在港船舶対策計画 【調査復旧班】(産業振興課)	5-6-1
1. 計画方針	5-6-1
2. 計画内容	5-6-1
第7節 林野火災応急対策計画 【消防班他】(すさみ消防署・産業振興課・総務課)	5-7-1
1. 計画方針	5-7-1
2. 計画内容	5-7-1
第8節 危険物等災害応急対策計画	5-8-1
1. 危険物施設災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)	5-8-1
2. 火薬類災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)	5-8-2
3. 高圧ガス災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)	5-8-3

4. 液化石油ガス災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)	5-8-4
5. 毒物劇物災害応急対策計画 【消防班他】(すさみ消防署・環境保健課・総務課)	5-8-4
6. 放射性物質事故応急対策計画 【総務班他】(総務課・関係各課)	5-8-5
7. 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)	5-8-6
8. 有害物質流出等応急対策計画 【保健衛生班】(環境保健課)	5-8-6

第1章 はじめに

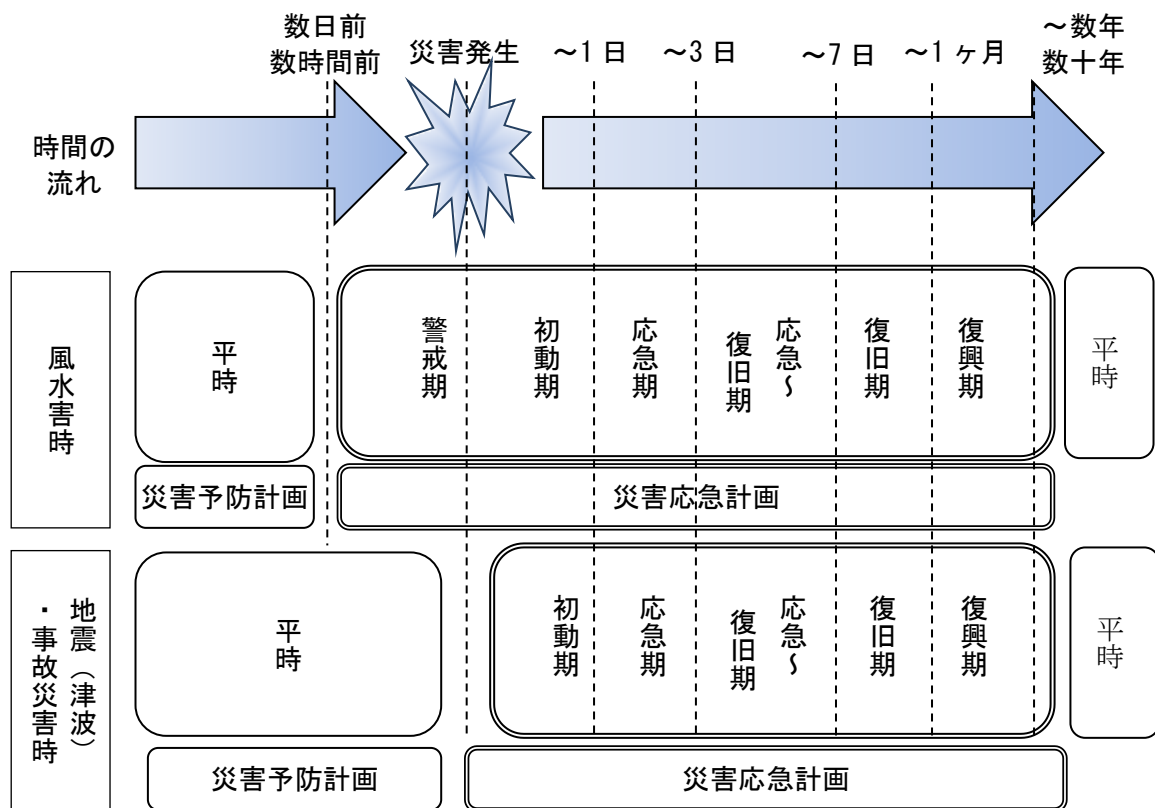
第1節 災害応急対策・復旧計画の構成

1. 災害応急対策・復旧計画とは

「災害応急対策・復旧計画」とは、災害発生のおそれのある警戒期から災害発生初期、応急期、復旧期、復興期までの一連の事態に対して、過去の災害から得られた教訓などを参考に、災害発生時を想定して、どのような対策をとるべきかを示したものである。

ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態が起こりえる。そのため、本計画を基本としながらも、その時の最新の情報に応じて、常に臨機応変な対応を心がけることが必要である。

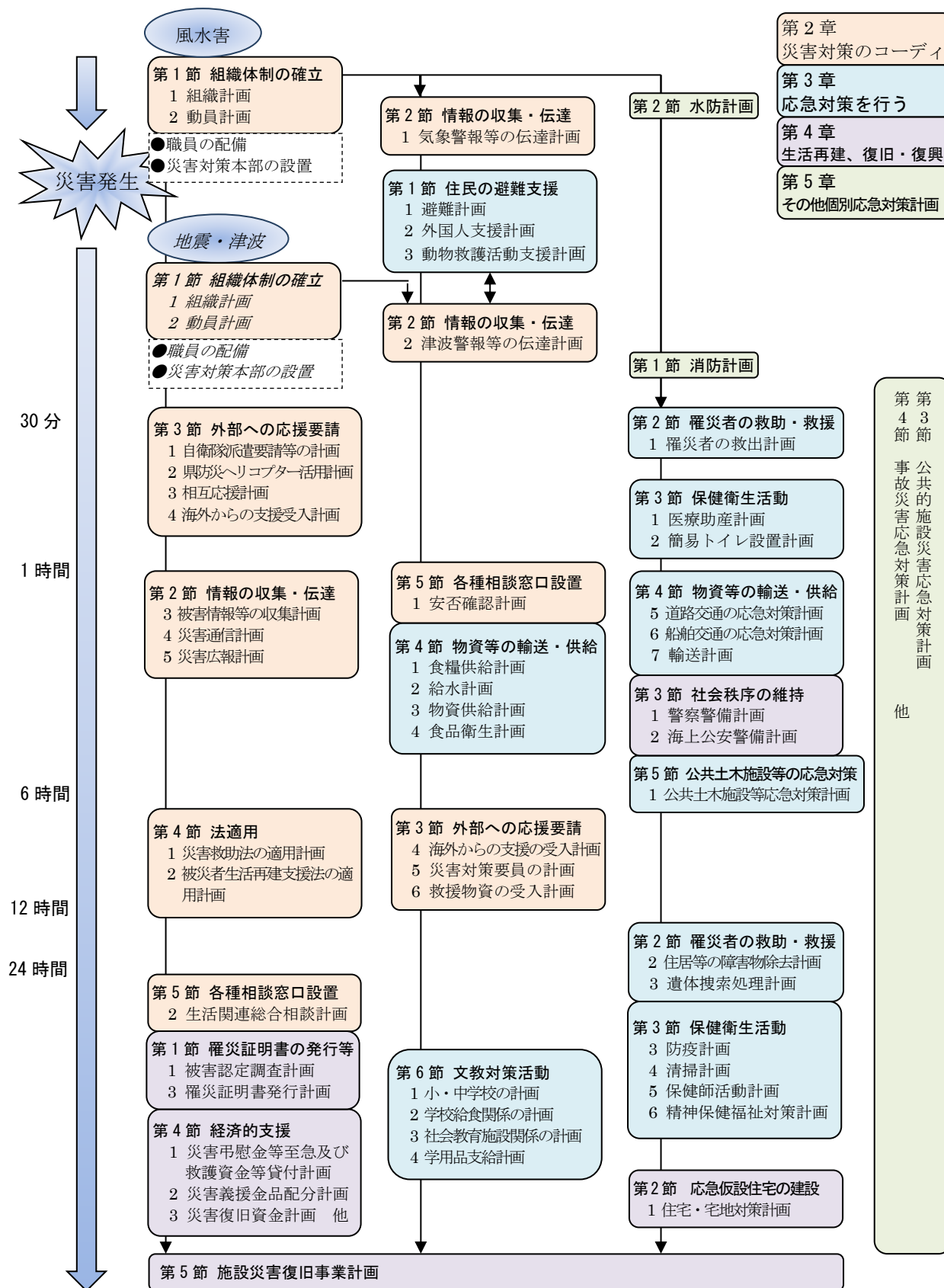
<災害対策の流れ>



成)

2. 災害応急対策・復旧計画の流れ

＜大規模災害発生時における時系列的防災活動のイメージ図＞



第2章 災害対策のコーディネイト

第1節 組織体制の確立

1. 組織計画

1.1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大を防御し、又は応急的な救助等を行うため、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じそれぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

1.2 本町の組織

1.2.1 職員の警戒及び配備体制

気象状況、地震に関する情報や津波予報等により、災害の発生が予想されるとき及び町長他本部が必要と認めるときは、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、気象・水防、地震・津波等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期するものとする。

また、配備体制1号の指令発令した場合、必要に応じ災害対策連絡室を設置し体制の強化を図る。

(1) 発令の基準

区 分	基 準	
	風水害	地震・津波
情報収集体制	①波浪警報など、職員の警戒・配備体制各号の発令基準に該当しない警報が発表されたとき	
警戒体制	①大雨、暴風、洪水、高潮、大雪の各警報が発表されたとき ②台風が本町に接近する恐れがあり、厳重な警戒を要するとき ③県水防配備体制第1号又は第2号が発令されたとき ④その他総務課長が関係課長・消防署長と協議し、必要と認められたとき	①津波注意報が発表されたとき ②その他総務課長と消防署長が協議し、必要と認められたとき
配備体制1号 (災害対策連絡室)	①大雨、暴風、洪水、高潮、大雪の各警報が発表され、災害が発生する恐れがあると認められるとき ②本町が台風の進路又は暴風雨圏内に入る恐れがあるとき ③小規模の災害が発生したとき ④県水防配備体制第3号が発令されたとき ⑤その他副町長又は参事が必要と認められたとき	①震度4の地震が発生したとき ②津波警報が発表されたとき ③その他副町長又は参事が必要と認められたとき
配備体制2号 (災害対策本部)	①大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき ②中規模以上の災害が発生したとき又は発生する恐れがあるとき ③その他町長又は副町長が必要と認められたとき	①震度5弱以上の地震が発生したとき ②大津波警報が発表されたとき ③その他町長又は副町長が必要と認められたとき

南海トラフ地震臨時情報発表時の発令基準は、第4編第1章第8節に定めるところによる。

(2) 組織

● 担当課及び配備

種 別		配 備 職 員 の 範 囲
情報収集体制		総務課、すさみ消防署、週番課長、各課必要な職員
警戒体制		参事、総務課、すさみ消防署、週番課長、課長、副課長、主幹及び各課必要な職員
配備体制	1号	参事、総務課、すさみ消防署、週番課長、課長、副課長、主幹及び各課必要な職員（応急対策が可能な職員数を確保）
	2号	全職員

(3) 指令系統

● 警戒・配備体制における指揮者

配備体制	指 揮 者
警戒体制	総務課長（総務課長不在時には、すさみ町処務規程により別に定める）
配備体制1号	副町長（副町長不在時には、①総務課長→②上記規則による）
配備体制2号	町長（町長不在時には、①副町長→②総務課長→③上記規則による）

1.2.2 災害対策連絡室

- ア. 警戒・配備体制の指令発令と同時に必要に応じて、災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。
- イ. 連絡室長は総務課長とし、副室長を総務課副課長及び防災対策室長とする。
- ウ. 連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。
- エ. 連絡室には総務課他関係各課室から連絡室の長が必要と認める人員を常駐させるものとする。
- オ. 連絡室の主な事務担当は、次のとおりとする。

災害対策連絡室（室長：総務課長 副室長：防災対策室長及び総務課副課長）	
課名	事務分掌
総務課	町長及び副町長への報告、連絡に関すること 職員の動員配置に関すること 他課、消防署、消防団及び県等関係機関との連絡調整に関すること 気象情報に関すること 避難情報等に関すること
地域未来課 会計課 議会事務局	電話に関すること 広報に関すること 安否不明者の氏名等の公表に関すること 情報及び被害状況のとりまとめに関すること
税務課	避難所の開設・運営・閉鎖に関すること（※主担当） 自主防災組織・自治会との連絡調整に関すること
住民生活課	民生、福祉に関すること 避難所の開設・運営・閉鎖に関すること
環境保健課	環境保健衛生に関すること 避難所の開設・運営・閉鎖に関すること
水道課	水道に関すること
すさみ病院	医療救護に関すること
建設課	海岸、河川及び道路、橋梁に関すること 土砂災害に関すること
産業振興課	農林水産に関すること 観光及び商工業に関すること
教育総務課 社会教育課	小中学校及び保育所に関すること 社会教育に関すること 避難所の開設・運営・閉鎖に関すること
すさみ消防署	消防及び気象情報に関すること
上記各課共通	情報及び被害状況の収集に関すること

1.2.3 すさみ町災害対策本部

町内に相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、町長は、「すさみ町災害対策本部」を設置する。

ただし、町長の指揮を受けることができない場合は、副町長、総務課長の順位により指揮を受けるものとする。

すさみ町災害対策本部は、すさみ町役場本庁内に設置し、必要に応じて江住分室を江住支所へ、佐本分室を佐本出張所へそれぞれ設置するものとする。

なお、設置すべき施設が被災した場合は、次の施設へ設置するものとする。

(すさみ町役場本庁、江住支所、佐本出張所が被災した場合の設置場所)

- ・ すさみ町災害対策本部（現庁舎） → すさみ町役場（新庁舎）
- ・ 同本部江住分室 → 江住小学校
- ・ 同本部佐本分室 → 公民館佐本分館 → 旧佐本小学校

(1) 町災害対策本部の設置及び廃止基準

1) 設置基準

	基 準
風水害 土砂災害等	a. 大雨、暴風、洪水、高潮その他の警報が発表され、町長が必要と認めたとき b. 町内で災害救助法の適用を必要とする風水害が発生したとき c. 大規模事故等が発生し、町長が必要と認めたとき d. その他町長が必要と認めたとき
津波・地震	a. 災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき b. 和歌山県に津波警報が発表された場合で、町長が必要と認めたとき c. 町内で地震が発生し、震度5弱以上を記録したとき、又は町長が必要と認めたとき d. 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認めたとき e. その他町長が必要と認めたとき

※ 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたときの基準は、第4編第1章第8節に定めるところによる。

2) 廃止基準

- a 災害発生のがれが解消したとき
- b 災害応急対策が概ね終了したとき
- c その他本部長が必要なしと認めたとき

(2) 組織編成

1) 本部組織

本部組織は以下のとおりとする。

部	班	担 当 課
本部長	—	町 長
副本部長	—	副町長、教育長、すさみ消防署長
総務部	総務班	総務課
	情報班	地域未来課・会計課・議会事務局

福祉保健部	避難所連絡班	税務課・住民生活課・環境保健課 教育総務課・社会教育課
	福祉班	住民生活課、環境保健課
	保健衛生班	環境保健課、住民生活課
	水道班	水道課
	医療班	すさみ病院
産業建設部	調査復旧班	建設課・産業振興課・水道課
教育部	教育班	教育総務課（保育所）・社会教育課
消防部	消防班	すさみ消防署

2) 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副町長、総務課長の順位により、指揮をとる。その者に事故がある時は、すさみ町処務規程に基づく。

3) 県の非常（緊急）災害現地対策本部との連携

本部は、県の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、県の非常（緊急）災害現地対策本部と密接な連携を図るものとする。

4) 防災関係機関の職員の派遣

本部は、必要と認める場合は、防災関係機関に本部への職員の派遣を要請することができる。

この場合、防災関係機関は、迅速に職員を派遣するよう努めるものとする。

5) 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、本部会議を本庁会議室等において開催する。本部会議の会議内容は概ね次のとおりとする。

- ・ 報告事項
 - 気象情報及び災害情報
 - 配備体制について
災害対策本部各部の配備体制
本町の配備体制
自衛隊及び公共機関等の配備体制要請
 - 各部措置事項について
 - 被害状況について
 - その他
- ・ 協議事項
 - 県の非常（緊急）災害現地対策本部との調整事項
 - 応急対策への指示
 - 各部間調整事項
 - 自衛隊災害派遣要請の要否

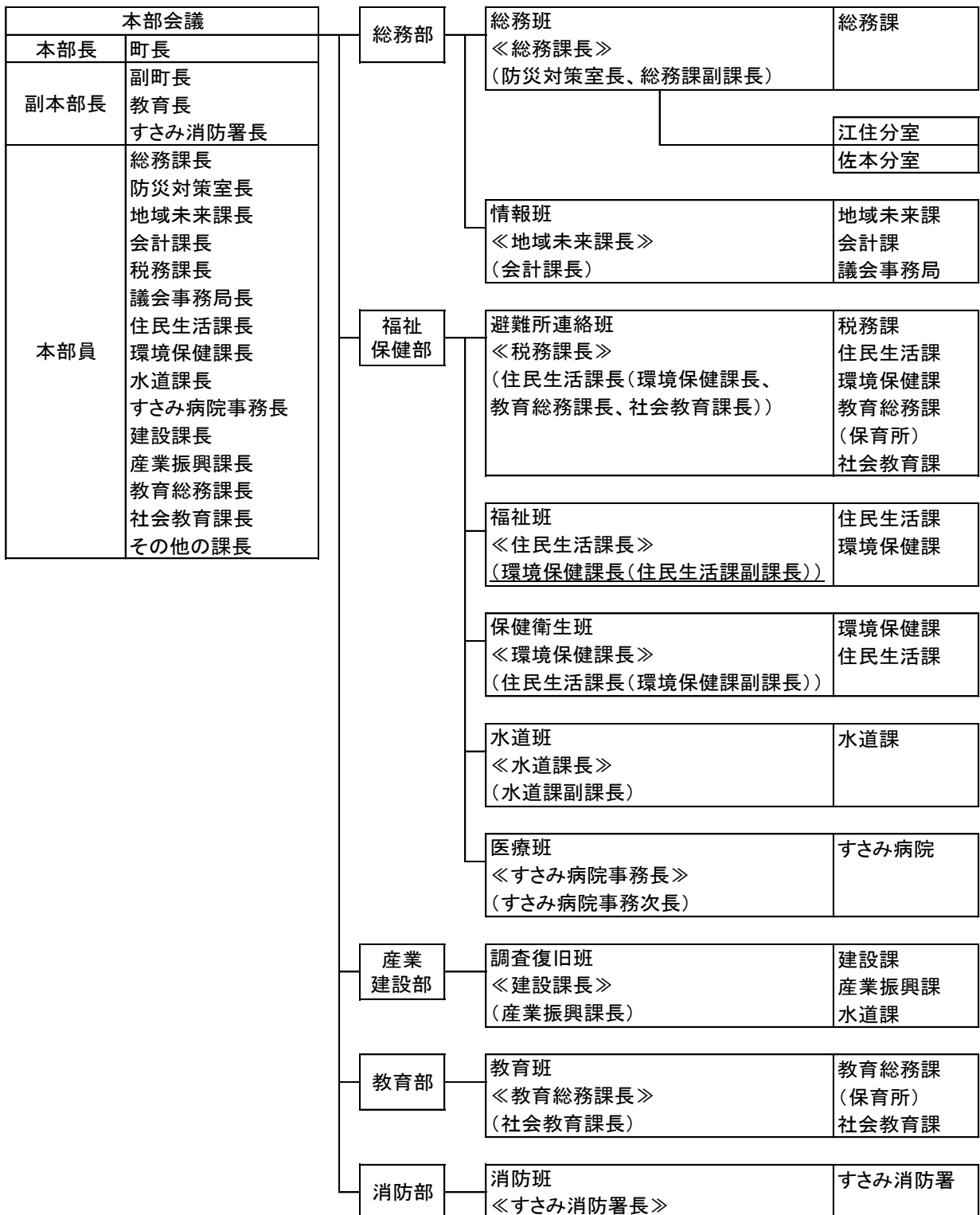
- 他市町村応援要請の要否
- 被害状況調査の決定
- 被災者に対する見舞金品給付の決定
- 次回本部会議開催予定日時の決定
- その他

6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、災害地の災害応急対策の実施に適した場所に設置するものとする。

(3) 組織体系

① 災害対策本部・現地对策本部の組織体系



《 》は班長、()は副班長

1) 災害対策本部・現地対策本部の事務分掌

●は特に初動期に重要な活動、○は初動期以後の活動

部	班	担当課	部・班の事務分掌
総務部	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災会議に関する事 ● 気象警報の受理及び伝達に関する事 ● 災害対策本部の設置準備に関する事 ● 災害対策本部の運営に関する事 ● 本部会議の運営に関する事 ● 職員の配備・出勤に関する事 ● 職員の動員に関する事 ● 各部との調整及び指示に関する事 ● 消防団員の動員に関する事 ● 県、関係機関への被害状況等の報告に関する事 ● 避難情報等に関する事 ● 防災行政無線、通信機器に関する事 ● 現地対策本部との連絡調整に関する事 ● 自衛隊の派遣要請に関する事 ● 派遣された自衛隊、関係機関の職員の受入れに関する事 ● 作業雇用等に関する事 ● 公用令書に関する事 ● 報道機関との連絡と相互協力に関する事 ● 県及び他市町村への応援依頼に関する事 ● 本庁舎の建物、設備などの被害調査に関する事 ● 支所の建物、設備などの被害調査に関する事 ● その他町所管等の建物、設備などの被害調査に関する事 ○ 職員の人員調整に関する事 ○ 復旧計画の総合調整に関する事 ○ 備蓄食料、資機材の調達に関する事 ○ 災害対策予算及び財政計画に関する事 ○ その他災害対策全般に関する事
	情報班	地域未来課 会計課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話に関する事 ● 各種被害情報の収集に関する事 ● 情報管理機器の維持管理に関する事 ● 災害写真等の収集、災害記録に関する事 ● 関西電力、関西電力送配電との情報の収集及び連絡調整に関する事 ● 被害状況の集計取りまとめに関する事 ● 車両の確保に関する事 ● 災害対策の広報に関する事 ● 対策本部の一般経理に関する事 ● 町議会との連携に関する事 ○ 災害義援金の保管に関する事

部	班	担当課	部・班の事務分掌
福祉保健部	避難所連絡班	税務課 住民生活課 環境保健課 教育総務課 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織・自治会との連絡調整に関する事 ● 避難所の開設・運営・閉鎖に関する事 ● 避難所との連絡調整に関する事 ● 避難状況のとりまとめに関する事 ○ 住家被害認定及び罹災証明に関する事 ○ 税の減免に関する事 ○ 災害見舞金対象家屋等の被害調査に関する事
	福祉班	住民生活課 環境保健課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の運用、計画及び実施に関する事 ● 被災者の安否問い合わせに関する事 ● 避難行動要支援者に関する事 ● 町民個人情報のデータ管理に関する事 ● 炊き出し及び食料の配布に関する事 ● 日赤奉仕団等の応援要請、受け入れに関する事 ● 被災高齢者等避難行動要支援者の援護に関する事 ● 施設入所者の避難に関する事 ● 社会福祉協議会との連携に関する事 ● ボランティアの受け入れに関する事 ● 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 ○ 被災者生活再建支援法の運用、計画及び実施に関する事 ○ 災害援護資金等貸付に関する事 ○ 援助物資、義援金の受付、分配に関する事 ○ 災害見舞金、災害弔慰金に関する事 ○ 身元不明者引取人の確認及び処置に関する事 ○ 死亡者遺族への弔意に関する事 ○ 被災者の実態調査に関する事 ○ 町民からの各種相談に関する事 ○ 埋火葬許可書、処理台帳等に関する事
	保健衛生班	環境保健課 住民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所、医療機関との連絡調整に関する事 ● 医療救護所の設置等、医療救護全般に関する事 ● 負傷者の収容、搬送に関する事 ● 感染症の予防に関する事 ● 医薬品・衛生材料等の確保に関する事 ● 助産及び乳幼児の救護に関する事 ● 避難者のメンタルヘルスに関する事 ● し尿処理施設等の被害調査に関する事 ● 仮設トイレ等に関する事 ● ごみ処理及び清掃に関する事 ● 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 ○ 上水道を除く水の消毒に関する事 ○ 被災地域の防疫及び消毒に関する事 ○ 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事 ○ し尿処理施設等の応急対策に関する事 ○ し尿処理及びし尿処理業者の動員に関する事 ○ 感染症の予防に関する事 ○ 災害廃棄物の処理に関する事 ○ 災害廃棄物一時収集場所の確保に関する事

(第3編 第2章 第1節組織体制の確立)

部	班	担当課	部・班の事務分掌
福祉保健部	水道班	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の被害調査に関する事 ● 水道に関わる広報活動に関する事 ● 飲料水の確保及び応急給水活動に関する事 ● 避難所、病院等への緊急給水に関する事 ● 仮設トイレの設置に関する事 ○ 水道施設の応急対策及び復旧に関する事
	医療班	すさみ病院	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護に関する事 ● 入院患者等の避難、保護に関する事 ● 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 ○ 医薬品の備蓄・補給に関する事
産業建設部	調査復旧班	建設課 産業振興課 水道課	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産物の被害調査に関する事 ● 漁港区域の樋門、水門に関する事 ● 農地・農林施設の被害調査に関する事 ● 農道、林道の被害調査に関する事 ● 漁港施設の被害調査に関する事 ● 食糧の輸送に関する事 ● 物資の輸送に関する事 ● 道路、河川、海岸施設の被害調査に関する事 ● 河川、海岸の樋門、水門に関する事 ● 土木建築関係業者の動員に関する事 ● 重機による救助活動に関する事 ● 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事 ● 関係機関との連絡調整に関する事 ● 住宅及び宅地、町営住宅の被害調査に関する事 ● 危険箇所の調査及び立入規制に関する事 ● 公園施設等の被害調査に関する事 ● 観光者の避難、輸送に関する事 ● 観光、宿泊施設への災害情報の周知に関する事 ● 海水浴客の避難に関する事 ● 観光、商工業施設の被害調査に関する事 ○ 農林水産業経営者に対する支援に関する事 ○ 農林水産施設の応急対策及び復旧に関する事 ○ 応急仮設住宅建設に関する事 ○ 住宅の応急修理に関する事 ○ 建築物の応急危険度判定に関する事 ○ 被災建築物の応急措置の技術指導に関する事 ○ 障害物の除去に関する事 ○ 公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事 ○ 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事 ○ 中小企業被災者に対する融資に関する事 ○ 生業資金の貸付けに関する事

部	班	担当課	部・班の事務分掌
教育部	教育班	教育総務課 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒・保育園児の避難及び救護に関すること ● 教職員の動員に関すること ● 教育機関への広報活動に関すること ● 児童・生徒の被災状況調査に関すること ● 学校施設の災害調査に関すること ● 避難指定施設の運営保全管理に関すること ● 社会教育施設の利用者の避難に関すること ● 社会教育施設の被害調査に関すること ● 応急給食対策及び炊出しに関すること ● 本部、他部との連絡調整に関すること ○ 応急教育及び応急保育に関すること ○ 学用品及び教科書の調達、配分に関すること ○ 学校施設の応急対策及び復旧に関すること ○ 学校関係機関、その他団体との連絡調整に関すること ○ 社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること ○ 社会教育団体との連絡調整に関すること ○ P T A等の教育団体との連絡調整に関すること ○ 文化財施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること
消防部	消防班	すさみ 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防職員の動員に関すること ● 気象情報、災害情報の受理・伝達に関すること ● 消火活動に関すること ● 災害の予防、警戒、巡視及び防御に関すること ● 被災者の救助、救出、搬送に関すること ● 行方不明者の捜索に関すること ● 避難誘導に関すること ● 水防活動に関すること
総務部	江住分室		<ul style="list-style-type: none"> ● 被害調査及び状況報告に関すること ● 避難所の開設・運営・閉鎖に関すること ● その他応急対応に関すること
	佐本分室		<ul style="list-style-type: none"> ● 被害調査及び状況報告に関すること ● 避難所の開設・運営・閉鎖に関すること ● その他応急対応に関すること

2) 職員の証票等

災害緊急対策において、町職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、調査等を行う場合は、腕章又は名札を着用する。

本部職員のうち、災害応急対策の実施に当たるものは、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車（乗用車及び救助物資運送中の貨物等）には、原則として標旗並びに横幕を付ける。

2. 動員計画 【総務班】（総務課）

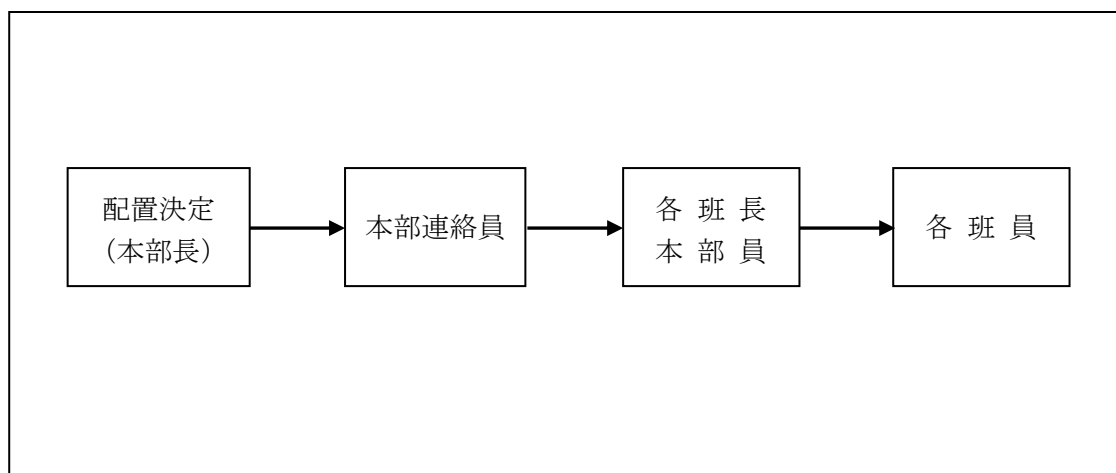
2.1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の項目について定める。

2.2 計画内容

2.2.1 出動員の系統

本部及び分室における職員の動員は、本部長の配置決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。



2.2.2 動員の伝達

各機関の動員の伝達は、次の方法による。

(1) 職員

本部長が本部の配置を決定したときは、本部連絡員を通じて本部各部に伝達するとともに庁内放送を通じて本部員に伝達する。また、分室に対して配置及び動員について速やかに伝達する。

(2) 本部連絡員

本部の配置及び動員についての伝達事項を、速やかに関係の本部員及び各班長に伝達する。

2.2.3 動員の方法

(1) 本 部

本部は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法については具体的に計画しておく。

(2) 分 室

分室における動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法等については、具体的に計画しておく。

2.2.4 職員の応援

(1) 本部における応援

本部における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、本部長に職員の応援を要請し、余裕のある部・班から応援を受けるものとする。

(2) 分室における応援

分室における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、本部長に職員の応援を要請するものとする。

2.2.5 県の職員の派遣のあっせん

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、県知事に対し、文書等により派遣を要請するものとする。

2.2.6 他市町村等への協力体制

県知事から他市町村等への協力を指示されたときは、自らの応急対策に支障のない限り積極的に協力するものとする。

2.2.7 国若しくは県の職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請

本部長は、前記(4)に基づく職員の応援によってもなお職員が不足する場合は、次により国もしくは他の都道府県の職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんに求めるものとする。

(1) 国の職員の派遣要請及び派遣あっせん要請

- 1) 基本法第29条の規定に基づく国の職員の派遣要請
- 2) 基本法第30条の規定に基づく国の職員の派遣あっせん要請

(2) 他都道府県の職員の派遣要請

- 1) 関西広域連合による広域防災体制の枠組み及び「近畿圏危機管理発生時の相互応援に関する基本協定」による職員の派遣要請
- 2) 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」による職員の派遣要請
- 3) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による職員の派遣要請
- 4) その他応援協定による職員の派遣要請
- 5) 地方自治法第252条の17の規定に基づくその他の都道府県職員の派遣要請

2.2.8 近畿地方整備局の職員の派遣要請

「災害時の応援要請に関する申し合わせ(平成17年6月)」に基づく派遣要請

(空白)

第2節 情報の収集・伝達

1. 気象警報等の伝達計画 【総務班・情報班他】(総務課・関係各課)

1.1 計画方針

気象、高潮、波浪、洪水(地震・津波に関するものは次節に記載)に関する特別警報、警報及び注意報の周知徹底は、本計画による。

和歌山地方気象台、近畿地方整備局及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する気象警報等を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1.2 計画内容

1.2.1 注意報及び警報

(1) 特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、町内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表基準は別表1のとおりである。

(2) 警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により町内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表の基準は、別表2のとおりである。

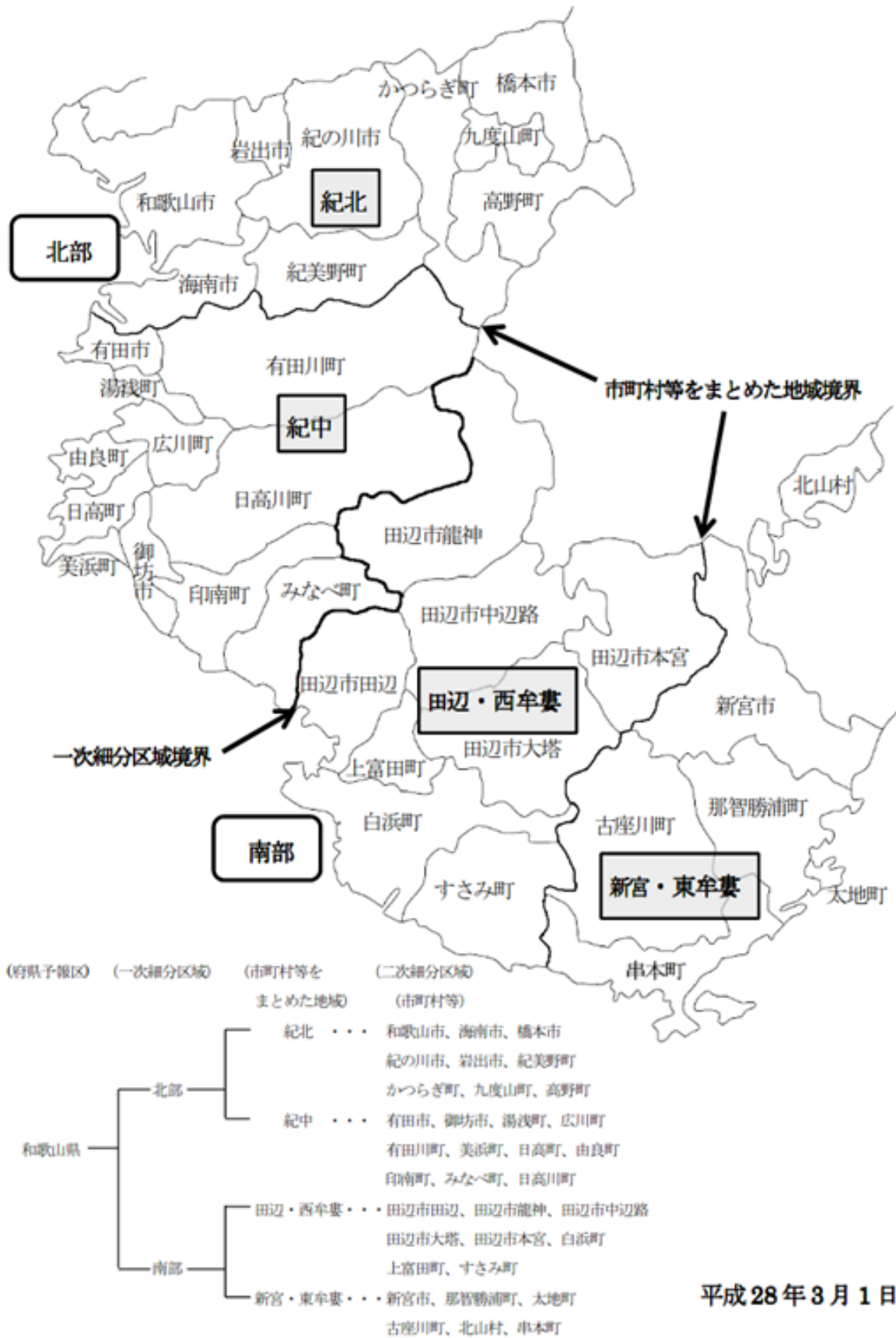
(3) 注意報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により町内のどこかに災害の発生が予想される場合、その旨を注意して行う予報で、その種類、発表の基準は、別表2のとおりである。

(4) 特別警報、警報、注意報における細分区域

和歌山地方気象台が特別警報・警報・注意報でその区域を対象又は限定して発表する場合は、次の「気象警報・注意報や天気予報の発表区域」による。

気象警報・注意報や天気予報の発表区域



平成28年3月1日現在

別表1 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

別表1の2 大雨に関するすさみ町の50年に一度の値

区分	50年に一度の値
R48 (48時間降水量)	735mm
R03 (3時間降水量)	210mm
SWI (土壌雨量指数 Soil Water Index)	351

50年に一度の値とは、再現期間50年の確率値のこと。

R48、R03、SWIは、いずれも5km格子の値の平均をとったもの。

大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表される。
(ただし、R03は150mm以上となった格子がカウント対象とされる。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表されるわけではない。

別表2 警報、注意報発表基準（令和6年5月23日現在）

発表官署 和歌山地方気象台

警報

区分		発表基準		
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	26	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	192	
洪水		流域雨量指数基準	城川流域=11.5、佐本川流域=21.8、 周参見川流域=23.0、和深川流域=13.4、 太間川流域=13.1、江須の川流域=7.5、 江住川流域=9.4、里野西地川流域=4.9	
		複合基準* ¹	—	
		指定河川洪水予報 による基準	— (指定河川洪水予報対象河川なし)	
暴風		平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
暴風雪		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15cm
			山地	12時間降雪の深さ 30cm
波浪		有義波高	6.0m	
高潮		潮位	1.8m	

注意報

区分		発表基準		
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	145	
洪水		流域雨量指数基準	城川流域=9.2、佐本川流域=17.4、 周参見川流域=18.4、和深川流域=10.7、 太間川流域=10.4、江須の川流域=6.0、 江住川流域=7.5、里野西地川流域=3.9	
		複合基準* ¹	周参見川 = (8, 18.4)	
		指定河川洪水予報 による基準	— (指定河川洪水予報対象河川なし)	
強風		平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
風雪		平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う

大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
		山地	12 時間降雪の深さ 15cm
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	1.3m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	—		
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度 35% で実効湿度 60%		
なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上 又はかなりの降雨		
低温	沿岸部で最低気温-4℃以下		
霜	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下		
着氷	—		
着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃		

大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害、土砂災害）」として発表する。

大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部区域のみ通常より引く基準で運用する場合がある。この場合、大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は市町村等の域内における基準の最低値を示している。

*1 複合基準は、（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値である。

1.2.2 火災気象通報

消防法に基づいて和歌山地方気象台が、気象の状況から火災の予防上危険と認められるときに、その状況を知事に通報する。

県（防災企画課）は、これを「気象注意報・警報の伝達経路（基本計画編）」によって本町に伝達する。

【火災気象通報を行う場合の基準】

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。

但し、降雨、降雪が予想される場合は通報されない。

1.2.3 水位情報（水位周知河川）

水位周知河川とは水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民又は県民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定したものである。

水位情報は、振興局建設部長が氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達したとき、又は氾濫が発生したとき伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものをいい、その内容は次のとおりである。

(1) 知事が発表する水位情報

水位情報発表区域等

水位周知 河川	区 域	対象 量水標	水 位 (メートル)	発 表 事務所	担当水防 管理団体
周参見川	長宇井橋上流 190 メートル の地点 (左岸) すさみ町周参見 (右岸) すさみ町周参見 から海まで	望見橋	氾濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.50 氾濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.20	東牟婁 串 本	すさみ町

1.2.4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方气象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震等で通常よりも少ない雨量により土砂災害の発生が想定される場合、土砂災害警戒情報の発表基準は、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用することがある。

1.2.5 和歌山県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表される。

1.2.6 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

1.2.7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部又は南部を対象に発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を和歌山県北部又は南部を対象に発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

1.2.8 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。

2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）

命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

- ・「危険」（紫）

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

- ・「警戒」（赤）

高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

- ・「注意」（黄）

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。

1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）

命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

- ・「危険」（紫）

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

- ・「警戒」（赤）

高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

- ・「注意」(黄)

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- ウ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。

3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」(黒)

命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

- ・「危険」(紫)

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

- ・「警戒」(赤)

高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

- ・「注意」(黄)

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- エ 流域雨量指数の予測値

河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川については支流氾濫や下水道氾濫の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。

流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「災害切迫」(黒)は、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。

1.2.9 早期注意情報(警報級の可能性)

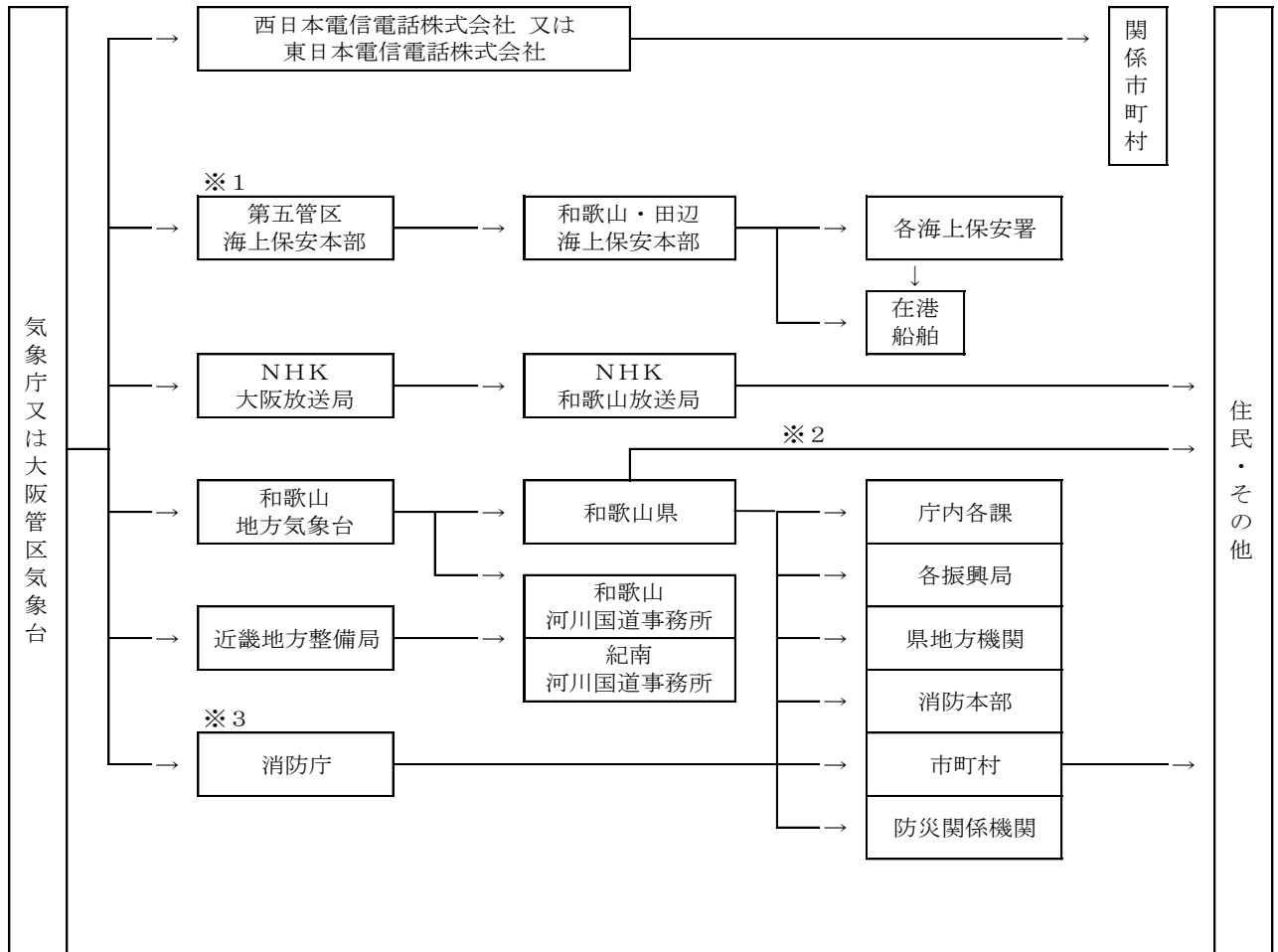
5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。2日先から5日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。

大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

1.2.10 注意報・警報、土砂災害警戒情報の伝達

(1) 気象注意報・警報の伝達経路

気象警報等の伝達経路



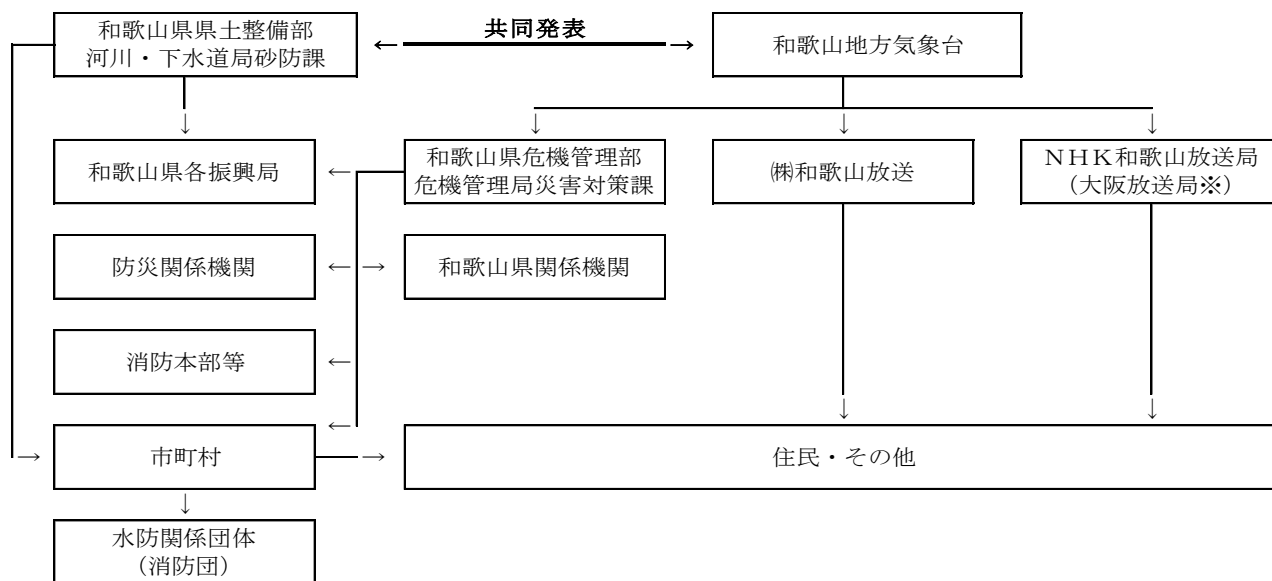
令和6年4月1日現在

(注) 1 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。

2 ※2は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX(旧 Twitter)による。

3 ※3は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。

土砂災害警戒情報伝達経路



(注) ※ 障害時やNHK和歌山放送局の職員不在時間帯は、NHK大阪放送局へ伝達する場合があります。

令和6年4月1日現在

1) 本庁における措置（警報等）

1. 勤務時間外に和歌山地方気象台から県を通じて町に通知される警報等は、下記により受領・伝達する。



2. 各課長は、前項の通報を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。
3. 総務課及びすさみ消防署は警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
4. 上記以外の本庁関係課における記録については、当該課長がそれぞれ別に定めるものとする。

5. 総務課及び建設課は前項により水防警報等を受領した場合は、速やかに各事務所に必要な伝達を行う。
6. 関係各課は、警報等を受領した場合は、ラジオ、テレビの放送等により、気象その他の状況を聴取するように努める。
7. 各事務所は、予報等の受領伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、本庁に準じた措置を講じておく。

2) 町長の措置

1. 町長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。
周知方法は、概ね次のとおりとする。
 - a. 広報車による。
 - b. 防災行政無線（個別受信機を含む。）による。
 - c. サイレン、警鐘等による。
2. 町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置を講じておく。
3. 町長は、津波予報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
4. 町長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局等の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。
5. 町長は、災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。
6. 町長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

3) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

① 発見者の通報

異常現象を発見したものは、町長、警察官又は海上保安官に通報する。

② 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに町長及び警察署長に通報する。

③ 町長の通報

上記の①、②によって異常現象を承知したとき、町長は速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村、並びに関係のある県の地方機関に対して通

報する。

4) 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- a. 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象
- b. 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）異常波浪
- c. 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

5) 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

2. 津波警報・注意報・予報等の伝達計画 【総務班他】(総務課・関係各課)

2.1 計画方針

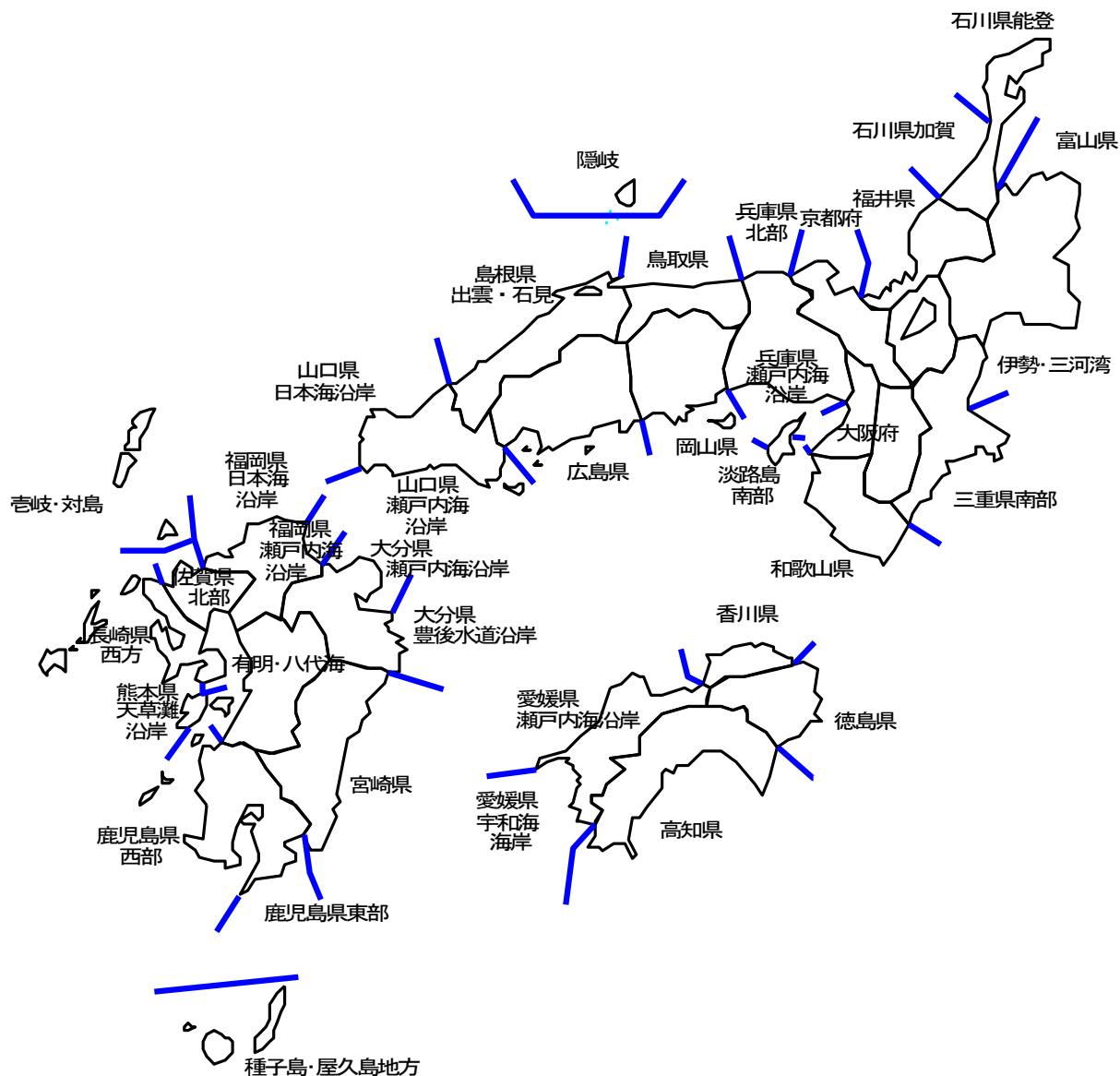
地震による津波に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

2.2 計画内容

2.2.1 津波予報、津波に関する情報の種類と内容

(1) 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区(原則として、都道府県程度に区分)に分けられている。和歌山県は全域が1つの予報区であり予報区名称は「和歌山県」である。



1) 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報の種類と内容

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することは困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている可能性がある場合は、「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表する。「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表した場合は、地震発生から約15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から「予想される津波の高さ」を数値で示した更新報を発表する。

<津波警報・注意報の種類>及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに沿岸や川沿いから離れ、高台な避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに沿岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、 1m 以下の場合であって、 津波による災害のおそれがある場合	1m $(0.2\text{m} < \text{予想高さ} \leq 1\text{m})$	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。
-------	--	--	---------	---

※大津波警報：特別警報に位置付ける。

津波警報・注意報と避難のポイント

- ・ 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・ 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・ 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・ 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報等が解除されるまでは、避難を続けましょう。

<津波予報の発表基準とその内容>

発表基準	内 容
津波が予想されな いとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を津波に関するその他情報に含めて発表します。
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表します。

2) 地震情報及び津波情報の種類と内容

<緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類>

情報の種類	発表基準	情報の内容	
地震情報	緊急地震速報（警報）注1	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名〔すさみ町は、和歌山県南部〕
	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名〔すさみ町は、和歌山県南部〕と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表されない）※3	地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配なし」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上 ※3	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表。

南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関する情報」と呼ぶ。）
南海トラフ地震解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合	南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。 (呼びかける今後の備えの例) 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
	遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表</p>

注1：震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

〔緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける〕

<緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称>

緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称	市郡〔町村〕名
和歌山県北部	<p>和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡〔紀美野町〕</p> <p>伊都郡〔かつらぎ町、九度山町、高野町〕、</p> <p>有田郡〔湯浅町、広川町、有田川町〕、</p> <p>日高郡〔美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町〕</p>
和歌山県南部	<p>田辺市、新宮市、</p> <p>西牟婁郡〔白浜町、上富田町、すさみ町〕、</p> <p>東牟婁郡〔那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町〕</p>

＜「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件＞

情報名の後ろにキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	情報の内容
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ添いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>監視区域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1カ所以上のひずみ計で優位な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○ 監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する綱木警報等や地震情報には、地震の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

<津波情報の種類>

情報の種類		情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻※3や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を公表します。※3 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
	各地の満潮時・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を公表します。
	津波観測に関する情報 ※1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表します。
	沖合の津波観測に関する情報※2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表します。

※1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合で観測された津波の最大波の観測値及び沿岸での推定値の発表内容 ※3

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※3 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については、「観測中」の言葉で発表して津波が到達中であることを伝えます。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

※4 津波観測所（平成25年4月1日現在）

津波観測点名称	所在地
なちかつうらちょううらがみ 那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
くしもとちょうふくろこう 串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
しらはまちょうかたた 白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
ごぼうしはらいど 御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野鳥祓井戸漁港
わかやま 和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港

3) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関（大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路参照）へ通知する。

1 津波警報・注意報・予報及び津波情報

和歌山県に発表されたとき

2 地震情報

a 震源震度に関する情報

(ア) 和歌山県内で震度3以上を観測したとき

(イ) 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき

(ウ) 上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき

b 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度1以上を観測したとき

c その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

4) 地震情報で用いるすさみ町内設置震度計の震度発表名称等（すさみ町内）

観測所	震度発表名称	震度計設置場所所在地	震度計の所管
すさみ町	すさみ町周参見	すさみ町周参見 4038-10	防災科学技術研究所

5) 地震解説資料

地震解説資料には、速報版と詳細版があり、速報版は和歌山県で震度4以上を観測した場合か、日本及びその周辺で発生した地震で和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合に作成され、地震発生から30分程度で提供される。

詳細版は、和歌山県で震度5弱以上を観測した場合や、和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合（海外で発生した地震により津波警報等が発表された場合を含む。）、社会的に関心の高い地震が発生した場合等に作成され、地震発生から1～2時間程度で提供される。

6) 津波の予報業務に関する情報の種類と内容

県は、以下の内容について、沿岸市町及び沿岸消防本部に対して津波予報の提供を行う。

1 対象とする地域（すさみ町内）

すさみ町内で対象とする地域は、6地域とする。

＜津波予報の対象とする地域等＞

市町	予報対象地域
すさみ町	周参見、口和深、見老津、江須之川、江住、里野

2 予報の種類

津波予報の項目は、第一波到達予想時刻、最大予想津波高、津波浸水域予測及び津波浸水深予測とする。

7) D O N E Tによって得られる津波観測情報による避難の呼びかけ

県は、リアルタイム地震・津波関連表示システムによりD O N E T観測点2ヶ所以上で予め定めた閾値を超過したとき、緊急速報メールを配信する。

① 配信する地域

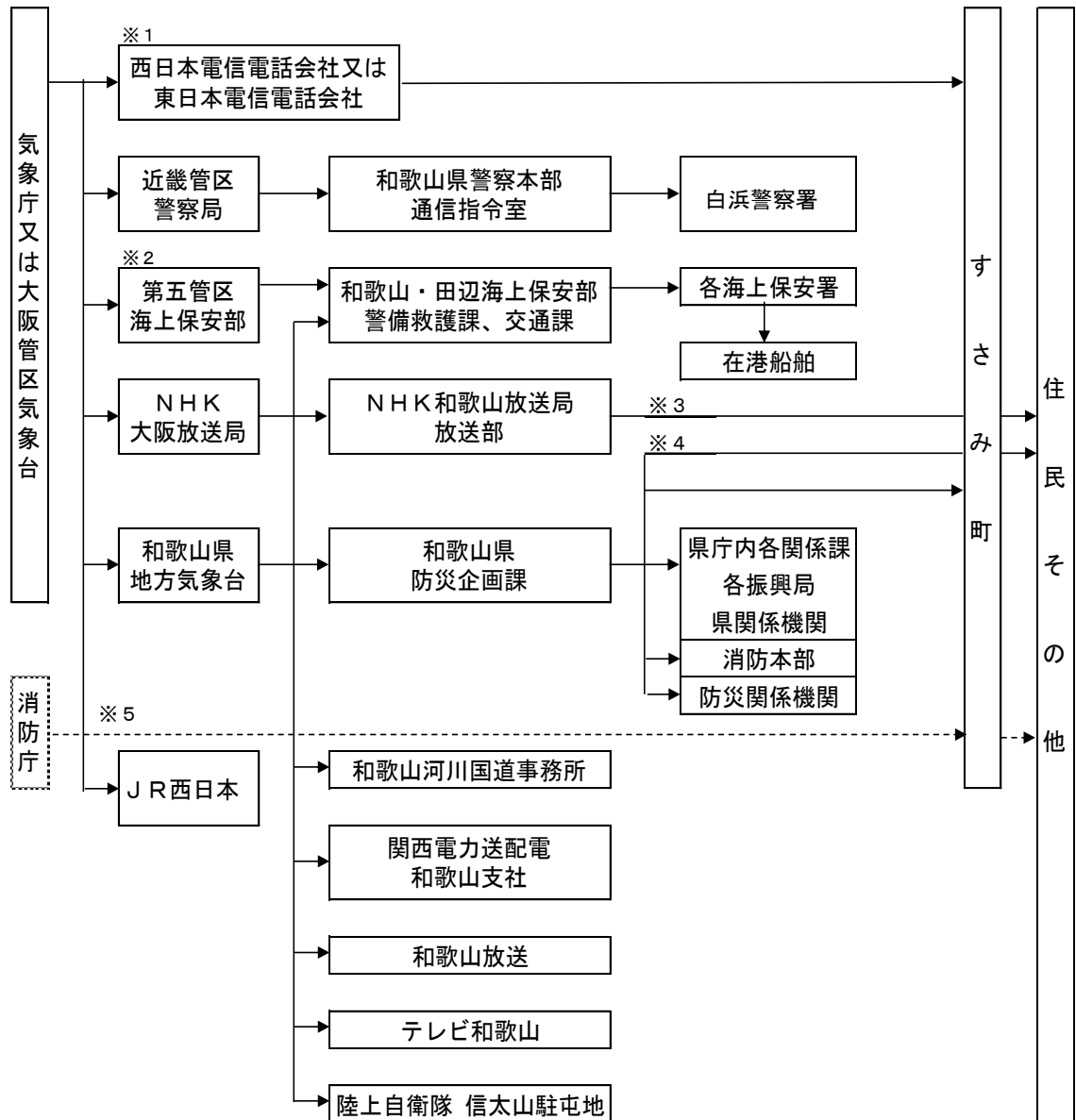
配信する地域は、県内全域とする。

② 配信する内容

津波の観測により、至急高台などへ迅速な避難の呼びかけを行う等の内容を配信する。

2.2.2 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の通知と伝達

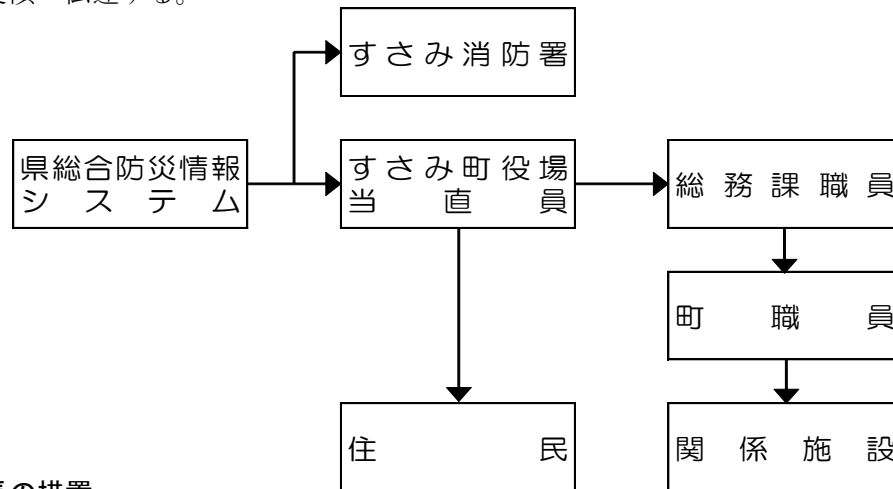
(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路



- (注) 1 和歌山県地方気象台からの伝達は、「防災情報提供システム」による。
2 ※1は、特別警報、津波警報及び津波警報解除のみ伝達する。
3 ※2は、神戸海洋気象台から伝達する。
4 ※3は、NHK大阪放送局が大津波警報・津波警報を緊急警報放送システム(EWS)により放送する。
5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
6 ※5は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により伝達し、すさみ町は防災行政無線で住民その他に伝達する。
7 和歌山県(防災企画課)から住民への伝達は、津波警報及び津波注意報の発表時のみ行う。

1) 本庁における措置

勤務時間外に和歌山地方気象台から本町に通報される津波警報・注意報は、下記により受領・伝達する。



2) 町長の措置

1. 町長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、関係機関、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、概ね次のとおりとする。

- a. 広報車による。
 - b. 防災行政無線（戸別受信機を含む。）による。
 - c. 伝達組織を通じる。
 - d. サイレン、警鐘等による。
2. 町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
 3. 町長は、気象台から、津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
 4. 町長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。
 5. 町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。
 6. 町長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。
 7. 防災行政無線（戸別受信機を含む。）から放送される津波警報、津波注意報のサイレン音について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の標準サイレン音に統一する。

3) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

1 発見者の通報

異常現象を発見したものは、町長、警察官又は海上保安官に通報する。

2 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに町長及び警察署長に通報する。

3 町長の通報

上記の1、2によって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

4) 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- a. 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象
- b. 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）、異常波浪
- c. 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

5) 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

3. 被害情報等の収集計画 【総務班・情報班他】（総務課・地域未来課・会計課・関係各課）

3.1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、本町及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

3.2 計画内容

3.2.1 被害情報の早期収集

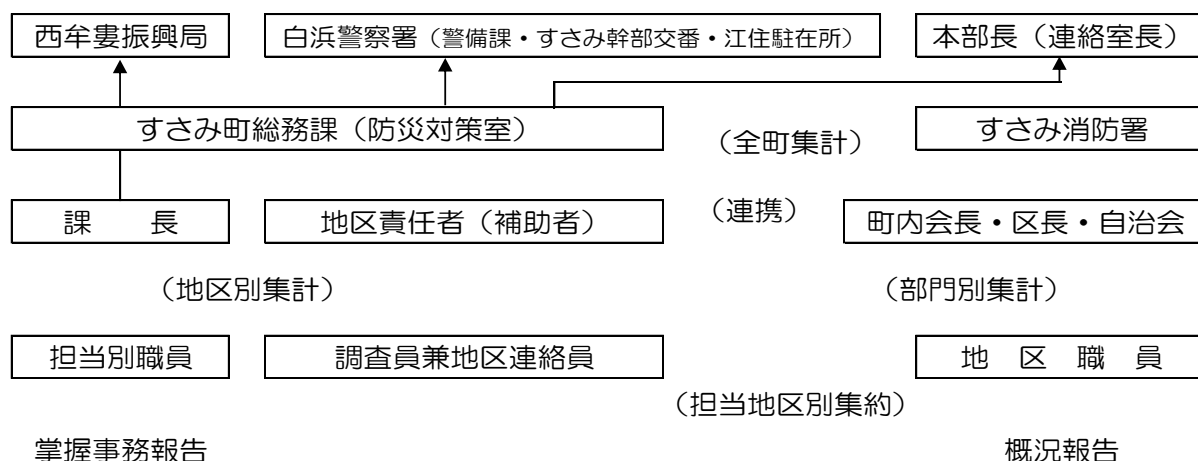
(1) 被害の規模を推定するための関連情報の収集

本町は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

1) 119番通報殺到状況の収集

本町は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

■ 情報収集系統図



3.2.2 災害報告責任者

県への災害時の被害状況の報告責任者は本部長とする。

3.2.3 災害報告の取扱要領

1) 報告すべき災害

2) 発生原因

暴風、豪雨、豪雪、高潮、波浪、洪水、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等、災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害。

3) 報告の基準

本計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

- a. 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b. 県又は本町が災害対策本部を設置したもの
- c. 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- d. 災害による被害が当初は軽微であっても、今後 a～c の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- e. 災害の発生が広域に及び、相当の被害が発生したと認められるもの
- f. その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

4) 災害報告の種類

- a. 災害即報
- b. 被害状況報告

5) 災害即報要領

- 1. 災害即報は、災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。
- 2. 災害即報は、次の系統によって迅速に行うものとする。ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告するこ

と(基本法第53条第1項)。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものとする。

- (ア) 119番殺到状況については、本町から県の他、直接国へも報告すること。
- (イ) 本町及び県機関並びに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- (ウ) 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。
- (エ) 災害即報事項は、白浜警察署(警備課、すさみ幹部交番、江住駐在所を含む)をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。特に、本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を密にすること。

通常時（消防庁応急対策室）

地域衛星通信ネットワーク	防災電話番号	: 7-048-500-90-49013
	防災 FAX 番号	: 7-048-500-90-49033
NTT 回線	電話番号	: 03-5253-7527
	FAX 番号	: 03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

地域衛星通信ネットワーク	防災電話番号	: 7-048-500-90-49012
	防災 FAX 番号	: 7-048-500-90-49036
NTT 回線	電話番号	: 03-5253-7777
	FAX 番号	: 03-5253-7553

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものとする。

② 本町は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

③ 本町は、振興局を通じて県本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって県本部総合統制室に直接報告すること。

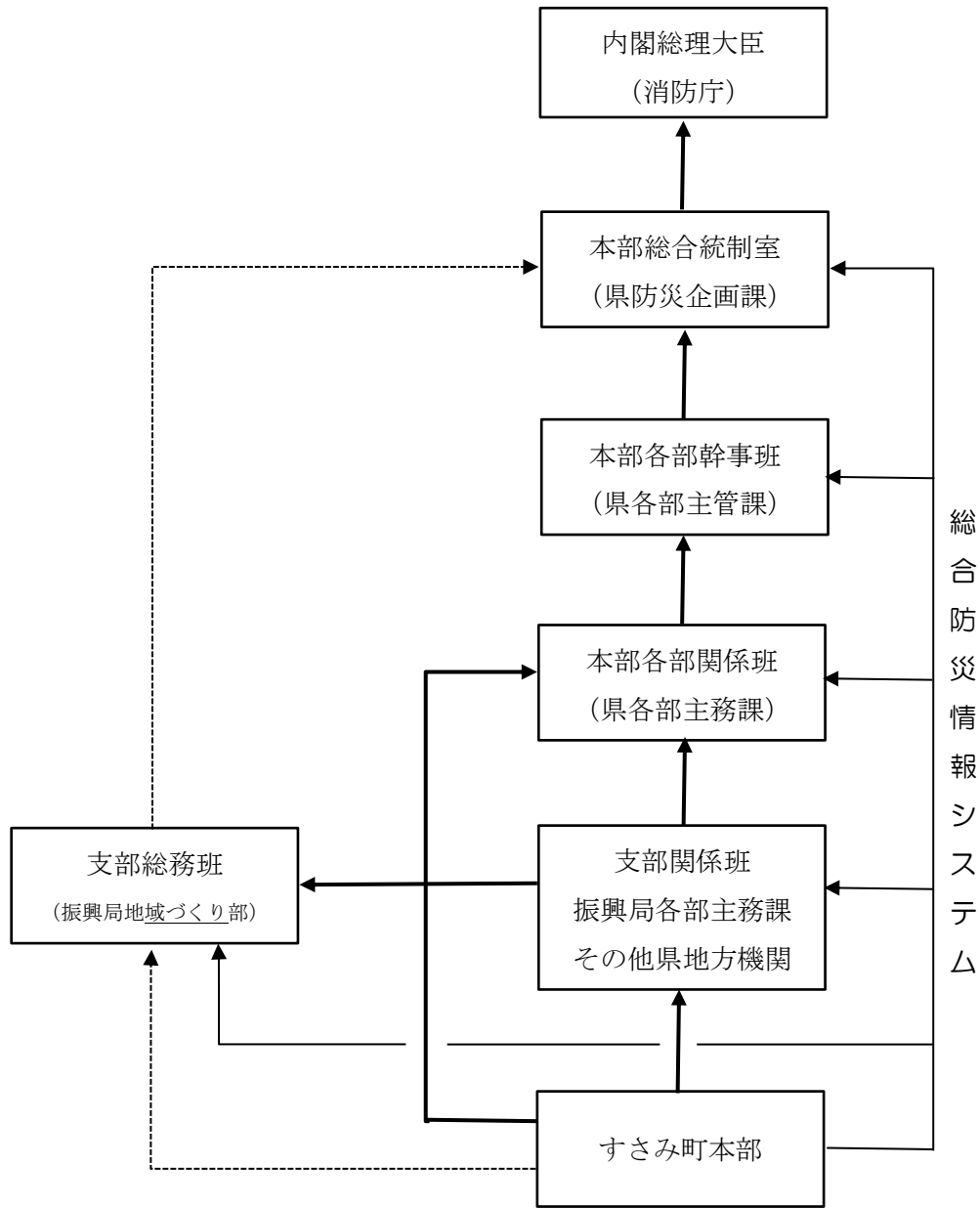
④ 本部が設置されない場合も前頁の図に準じる。

⑤ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

6) 被害状況報告要領

1. 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。
2. 被害状況報告事項は、次の系統によって行うものとする。
3. 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後速やかに行うものとし基本法第 53 条に基づき和歌山県知事あて文書、消防組織法第 40 条に基づく消防庁長官あて文書を和歌山県知事あてに送付するものとする。

被害状況報告系統図



————— 連絡先
----- 連絡調整をする関係機関

- (注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

7) 被害種別系統

被害区分	すさみ町からの報告先	県庁主務課
人的被害及び住宅等一般	西牟婁振興局健康福祉部	社会福祉課
土木関係	東牟婁振興局 申本建設部	県土整備部各課
農業関係	西牟婁振興局農業振興課	農業農村整備課
耕地関係	西牟婁振興局農地課	農業農村整備課
林業関係	西牟婁振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水産関係	西牟婁振興局地域づくり課	水産振興課
漁港関係	東牟婁振興局 申本建設部	港湾漁港整備課
公共施設関係	西牟婁振興局地域づくり部・ 健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	西牟婁振興局地域づくり課	商工労働部各課
観光関係	西牟婁振興局地域づくり課	観光振興課
自然公園関係	西牟婁振興局健康福祉部	自然環境課
衛生関係	田辺保健所 西牟婁振興局 保健課、衛生環境課	環境生活部 福祉保健部 関係各課
その他	西牟婁振興局地域づくり部	関係各課(室) 防災企画課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

3.2.4 被害の収集及び調査要領

- 1) 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに本部に通報されるよう本計画において体制を整えておくものとする。
- 2) 被害調査地域は、あらかじめ築担当者ごとに図上で区域を定めておくとともに、被害状況の集約については、地域の町内会・区又は自主防災組織等からの情報を参考にする。
- 3) 被害調査に当たっては、県の「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
- 4) 被害が甚大なため本町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。

- 5) 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- 6) 最終的には、概ね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

3.2.5 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや、安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県は、各市町村及び警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

3.2.6 防災関係機関との情報交換、報告

- ア. 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ. 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

4. 災害通信計画 【総務班】(総務課)

4.1 計画方針

防災気象情報の伝達や災害時における本町の被害状況の収集をはじめ、県、市町村、防災関係機関相互の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

4.2 計画内容

4.2.1 通信連絡システムの整備

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておくとともに、平常時より活用することで準備しておく必要がある。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障したりして通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい多重化・耐震化を行った無線通信の整備活用を考慮しておく必要がある。

(ア) 和歌山県総合防災情報システムの利用

(有線回線及び第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星回線)

県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。

(イ) 防災関係機関の通信施設を利用

警察、消防、海上保安庁、関西電力、関西電力送配電、J R等

近畿総合通信局(総務省)の通信機器(衛星携帯電話、簡易無線等)、移動電源車

(ウ) 非常通信協議会に対して非常通信の確保を要請

近畿地方非常通信協議会に非常通信の確保を要請する。

近畿地方非常通信協議会及び中央非常通信協議会は、要請会議を開催して各構成員に非常通信の取扱を要請する。

4.2.2 災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡には、公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。

次項において、これらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。

災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるようにあらかじめ準備しておく必要がある。

4.2.3 災害時における通信方法の特例

1) 基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

各関係機関は、災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関して緊急かつ特別の必要がある場合に、基本法第57条及び第79条に基づいて通信設備を優先的に利用または使用して通信連絡を確保することができる。

2) 公衆電気通信設備の優先利用

a. 災害時優先電話

多くの電気通信事業者では、あらかじめ関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制がかかりにくいいため、災害時には発信用回線として使用するとよい。西日本電信電話株式会社は、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害優先電話として指定している。この指定回線から発信する電話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいいため、災害時には発信用回線として使用するとよい。

b. 非常電話

- 震災その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電話を非常電話として申し込むと、他の全ての電話交換手扱いの電話に優先して接続される。
- ・ 地震もしくは地動の観測の報告、又は予報を内容とする市外通話であって、気象機関相互間において行うもの

- ・ 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関（消防機関を含む）相互間において行うもの
- ・ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの
- ・ 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの
- ・ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの
- ・ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの
- ・ 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの
- ・ 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする市外通話であって、地震その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者が、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの
- やむを得ない特例の事情がある場合を除いて、原則としてあらかじめ西日本電信電話株式会社の承認を受けた番号の加入電話で申し込みしなければならない。

3) 非常電報

- 震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、非常電報として取り扱われ、他の全ての電報に優先して伝送及び配達される。
- ・ 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又は、その警戒、若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関(消防機関を含む)相互に発受するもの
- ・ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの
- ・ 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの
- ・ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの
- ・ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

- ・ 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、警察機関相互間に発受するもの
- ・ 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対し発受するもの
- 非常電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「115」番に非常電報であることを告げて申し込む。
- 非常電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは、発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

4) 緊急電報

- 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、緊急電報として取り扱われ、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。
- ・ 船舶又は航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの
- ・ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係はある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの
- 緊急電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「115」番に緊急電報であることを告げて申し込む。
- 緊急電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは、発信人はその電報が緊急電報に該当するものであることを証明しなければならない。

5) 有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用各関係機関

次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第57条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続により行うものとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| a 警察事務を行う者 | f 気象業務を行う者 |
| b 消防事務を行う者 | g 鉄道事業を行う者 |
| c 水防事務を行う者 | h 軌道事業を行う者 |
| d 航空保安事務を行う者 | i 電気事業を行う者 |
| e 海上保安事務を行う者 | j 自衛隊の任務を行う者 |

6) 放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

- a. 各関係機関は、放送法第2条第3号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求めるものとする。
- b. 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

7) 電波法等に基づく非常通信の利用

災害等の非常の事態が発生した場合等において、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

また、電波法第74条の規定により、総務大臣は、災害等の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、無線局に対して災害の救援等に必要な通信を行わせることができる。

非常の場合の通信を円滑に実施するため、総務省総合通信基盤局に「中央非常通信協議会」、近畿には総務省近畿総合通信局内に「近畿地方非常通信協議会」が設置されており非常通信訓練等を実施している。平時から協議会に参加して訓練等を通じて各機関との連携を深めておくことが必要である。

a 非常通信

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

b 非常通報の内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとする。

- a. 人命の救助に関する通報
- b. 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c. 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d. 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e. 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- f. 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- g. 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長
災害対策本部長
- h. 電力設備の修理復旧に関する通報
- i. 基本法第57条の規定に基づいて県知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又

は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの

j. 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、県知事又は町長が、災害の
応急措置を実施するため必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの

k. その他の通信

8) 非常通報を利用できる者

無線局を開設している者が自ら発受するものの他、次に掲げる者からの要請に応じて
受発する。

- a. 官公庁及び地方自治体
- b. 基本法に基づく各防災会議及び災害対策本部
- c. 日本赤十字社
- d. 消防長会
- e. 電力会社
- f. 鉄道会社
- g. 新聞社、通信社、放送局
- h. 非常通信協議会構成員
- i. その他、人命の救助又は緊急措置及び急迫の危険に関して発信を希望する者

9) 非常通報の依頼要領

- a. 県機関、市町村、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
- b. 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- c. 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- d. 一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算し
て 200 字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
- e. あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
- f. 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
- g. 発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
- h. 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
- i. 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条に基づき文書で近畿総合通信局長又は
総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県防災企画課にも報告書
の写しを送付すること。

10) 非常通信について照会や問合せを行う場合

和歌山県防災企画課 電話 073-441-2271 へ連絡する。

11) 有線電気通信法第 8 条第 1 項の規定による有線電気通信設備の使用

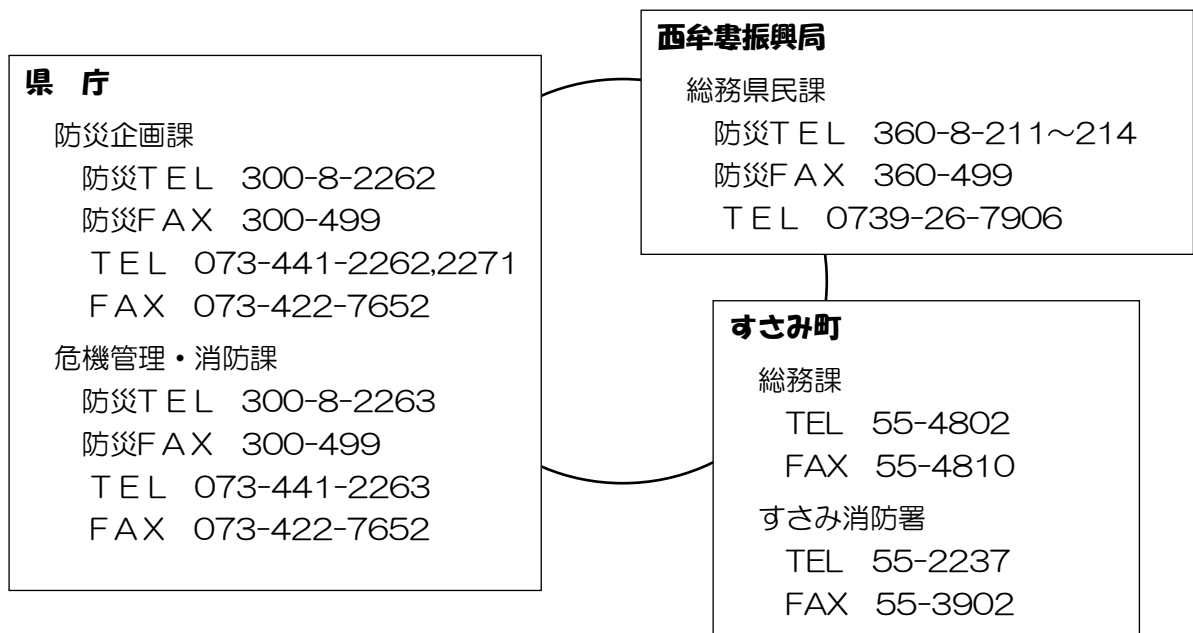
震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予
防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要
な通信の用に供するときは、一般に有線電気通信設備の設置者は、その設備を用いて他
人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してもよいこととなっている
ので、設置者の協力を得て、通信連絡を確保するものとする。

4.2.4 通信障害発生時における対応及び協力

国、県及び電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を市町村等の関係機関に共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県又は市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出に努めるものとする。さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合は、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認の上、県又は市町村に対して、通信設備等への電源供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

4.2.5 県庁と本町との間の連絡ルート



4.2.6 通信手段の複数化

- アマチュア無線の検討
- 携帯電話の検討
- 衛星回線電話の検討

5. 災害広報計画 【総務班・情報班他】(総務課・地域未来課・関係各課)

5.1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

5.2 計画内容

5.2.1 広報活動

1) 担当者

災害時の広報活動は、原則として本部総務部が行う。

2) 広報資料の収集

資料収集は、「第3項 被害情報等の収集計画」によるが、なお、次のことにも努める。

- 広報担当に写真担当を置き、状況に応じて現地に派遣し災害現場写真を撮影する。
- 本部各部班、支部、防災関係機関が撮影した災害現場写真を収集する
- 本部各部班は、住民の人心安定のため広報資料の提供を積極的に行う

3) 広報事項

広報事項は被災者の肉体的・心理的条件に十分考慮し、簡潔で要領を得たものとする。特に、高齢者・障害者・外国人等の要配慮者になる可能性の高い人達や観光客に十分配慮する。

- 被害状況
- 気象予警報に関する情報
- 二次災害に関する情報
- 住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令状況
- 医療救護所及び避難所の開設状況
- 被災者の安否に関する情報
- 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- ライフラインの被害及び復旧見通しの状況
- 主要道路の状況
- 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- その他生活情報等必要と認める情報

4) 広報手段

住民に対する広報は、状況に応じ次により行う。

なお、報道機関等に対する発表及び報道機関からの問い合わせの受付及び応答は、原則として情報班を通じて行う。

- ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- 有線放送による広報
- 防災行政無線（戸別受信機を含む）による広報
- 広報車による巡回広報
- 県防災ヘリコプター等による広報
- 広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- インターネット通信による広報

5) 報道機関に対する報道要請

県の「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づき、日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社に対し放送を要請することができる。

この場合、原則として、西牟婁振興局を経由して、知事に放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。

ただし、県と通信途絶等特別の事情がある場合は、本部から直接放送局に対し、要請できるものとする。

また、「災害時における緊急放送に関する協定書」に基づき、株式会社全関西ケーブルテレビジョンに対し、緊急放送を要請するものとする。

6) 氏名公表に関すること

被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。

5.2.2 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を執るとともに、広報事項は県本部に通知するものとする。

1) 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社、株式会社全関西ケーブルテレビジョン

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。

県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

2) 関西電力送配電株式会社和歌山本部

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について、住民への周知徹底に努める。

3) ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、住民への周知徹底に努める。

4) 西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、住民への周知に努める。

5) 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内所等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。

災害時において、県、本町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

6 生活関連相談計画 【総務班・福祉班】

(1) 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 計画内容

町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため総合相談窓口を設置する。また、和歌山弁護士会との「災害発生時における法律相談業務等に関する協定書」（令和2年3月31日締結）に基づき、無料法律相談等を実施するとともに、和歌山弁護士会が実施する災害ADR（被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する「裁判外紛争手続の利用の促進に関する法律」に基づく民事紛争解決手続）の開催場所の確保や広報等に協力する。

(空白)

第3節 外部への応援要請

1. 自衛隊派遣要請等の計画 【総務班】(総務課)

1.1 計画方針

町内の防災に関し自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

1.2 計画内容

1.2.1 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、知事は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

1.2.2 本部長の知事への派遣要請依頼

本部長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって振興局を経由して県(防災企画課)に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び本町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

陸 上 自 衛 隊	
第37普通科連隊長	
連絡先	0725-41-0090(代表)
(昼間)	第3科(内236~239)
(夜間)	当直司令室(内302)
県防災電話	
第3科	392-400
FAX	392-499

1.2.3 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

本部長は、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舍等必要な設備を整えるよう配慮する。

1.2.4 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 災害発生前の活動

1) 連絡班及び偵察班の派遣

ア 連絡班

状況の悪化に伴い県、その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配慮する。

イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させると

ともに連絡に当たらせる。

2) 出動体制への移行

ア 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

イ 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

3) 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

(2) 災害発生後の活動

1) 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

2) 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

3) 遭難者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。

5) 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。

6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、若しくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。

7) 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

8) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

9) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

10) 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

11) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

12) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

13) その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

1.2.5 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又は町長から委任を受けて町長の職権を行う職員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

- ア. 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（基本法第63条第3項）
- イ. 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（基本法第64条8項）
- ウ. 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第64条8項）
- エ. 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第65条3項）
- オ. なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

1.2.6 派遣部隊等の撤収要請

- ア. 知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- イ. 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

2. 県防災ヘリコプター活用計画 【総務班・消防班】（総務課・すさみ消防署）

2.1 計画方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2.2 計画内容

2.2.1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として本町の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県の総括管理者（危機管理監）の指示により出動するものとする。

2.2.2 防災ヘリコプターの応援

町長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

町内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、町長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター TEL 0739-45-8211
FAX 0739-45-8213
県防災電話 364-451 364-400
県防災FAX 364-499

2.2.3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ 被災者等の救出
- オ 救援物資、人員等の搬送
- カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

3. 相互応援計画 【総務班他】(総務課・関係各課)

3.1 計画方針

災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、他の市町村等に応援を要請し、応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定等を締結する。

また、本町以外で大規模な災害が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3.2 計画内容

3.2.1 すさみ町の相互応援

(1) 和歌山県下消防広域相互応援協定

本町は、平成8年3月1日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。

(2) 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

本町は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努めるものとする。

(3) 相互応援に関する協定

平成25年10月9日付けで新宮市から田辺市までの10市町村で、紀南地域防災協議会を設立し、災害時における「相互応援に関する協定」を締結した。

3.2.2 消防広域応援

地震等の大規模災害が発生した場合に、情報を収集した結果、本町の消防力をもって対応することが困難であると認められる場合には、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請するものとする。

3.2.3 警察広域緊急援助隊の設置

国内において大規模な災害が発生し、またはそのおそれがある場合に、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊が全国都道府県警察に設置されている。

公安委員会は、被災地を管轄する公安委員会の援助要求により速やかに派遣するものとする。

3.2.4 大規模広域災害時における広域的避難に関する検討

県内の市町村は、災害の規模等に応じて、大規模広域災害時に他の市町村へ広域的に避難することが可能となるよう、関係機関との連携体制を検討するよう努めるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、必要な助言を行うものとする。

4. 海外からの支援の受入計画 【総務班・福祉班】(総務課・住民生活課)

4.1 計画方針

災害時における海外からの救援物資の提供や救援隊派遣の申し出があった場合の受入れは、この計画によるものとする。

4.2 計画内容

海外からの支援については、県及び関係機関等と十分な協議を行い、またそのニーズを把握の上、受け入れることとする。

4.2.1 救援物資の受入れ

(1) 海外救援物資の受入れ

次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

- ① 品目 (トラブルを避けるため、英語若しくは日本語で確認すること。)
- ② 数量 (単位について確認すること。)
- ③ 使用期限等のあるものについてはその期限
- ④ 輸送手段及びルート
- ⑤ 搬入場所
- ⑥ 搬入予定日時

(2) 通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで、受け入れることとする。

(3) 協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

4.2.2 救援隊等の受入れ

ア. 海外からの救援隊等の受入れ

申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

- ① 活動内容
- ② 人数及び資格
- ③ 持ち込む機材、物資等の種類 (救助犬等を含む。) 及びその数
- ④ 県が準備する物資の要・不要 (例 テント等)
- ⑤ 到着場所
- ⑥ 到着日時
- ⑦ 通訳及び日本側協力者の要・不要

イ. 本町は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ. 受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制を十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

5. 災害対策要員の計画 【総務班・福祉班他】(総務課・住民生活課・関係各課)

災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。

災害対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 職員の動員
- (2) 消防団員の動員
- (3) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、本部へ要請するものとする。

- 応援要請事項
- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

5.1 ボランティア受入計画 【福祉班・総務班】(住民生活課・総務課)

5.1.1 計画方針

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画によるものとする。

5.1.2 計画内容

(1) 活動拠点の整備・運営

町は、社会福祉協議会との協定（「すさみ町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」）に基づき、活動拠点を整備・運営する。

(2) 情報の収集

ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害による被害や避難者の状況及び本部の活動状況等の情報を収集し、必要なボランティア業務の種別、人員等を把握するものとする。

(3) 受入時の登録及び管理

ボランティアの受入れは、原則としてボランティアセンターでの登録をもって行うものとする。ただし、状況に応じて指定避難施設等の活動場所において行うこともある。

また、ボランティアセンター以外でボランティア登録を行った場合には、随時、ボランティアセンターへその状況を報告する。

(4) 支援調整等

ボランティアの支援調整は、本部の要請に基づき、種別、人員等を勘案の上、行うものとする。

ボランティアの募集は、まず、地域内のボランティアに対し行い、必要に応じ地域外のボランティアを募集することとし、ボランティア要員が不足する場合は、広報紙、報道機関等を通じて募集するものとする。

(5) ボランティアの種別

災害等におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分される。

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

一般ボランティアとは、技能の有無にかかわらず、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布、屋内の片付け等の支援活動に当たるボランティアである。なお、活動受付時の資格等の確認により、そのボランティアに応じた支援を行うこともある。

1) 防災ボランティア

- ・倒壊建物・土砂災害等による生埋者の救出活動への協力
- ・負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送協力
- ・情報収集活動への協力
- ・救援物資の配分及び輸送等の業務への協力
- ・道路啓開
- ・道路の交通管制業務への協力
- ・建物危険度判定調査への協力
- ・避難所・被災地区における健康管理業務への協力
- ・外国人への情報伝達等の通訳業務への協力
- ・心のケア業務への協力
- ・法律相談、税務相談等、災害時総合相談窓口業務への協力
- ・その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2) 一般ボランティア

- ・避難所等における運營業務への協力
- ・炊き出し業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- ・救援物資の配分及び輸送等の業務への協力
- ・安否確認業務等への協力
- ・高齢者、障害者等の日常生活支援のための介助業務への協力
- ・被災家屋からの家財搬出等への協力
- ・地域における生活関連情報等の収集（戸別訪問を含む）及び被災者への提供協力
- ・町が行う広報活動への協力
- ・町が行う情報収集活動への協力
- ・募金活動への支援
- ・声かけ等のこころの支援
- ・その他危険を伴わない軽易な作業への協力

(6) 防災ボランティアの要請

町内で、震災等の大規模な災害が発生した場合、町は県に対して防災ボランティアを要請するものとする。なお、内容伝達に当たっては、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。

(7) 防災ボランティアの活動の基本

被災現地に出動した防災ボランティアは、本町と協力して災害救援活動に当たるものとする。

(8) 未登録専門ボランティアに対する対応

本町は、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

5.2 労働者の確保計画 【総務班他】(総務課・関係各課)

5.2.1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保はこの計画によるものとする。

5.2.2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用はそれぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、ハローワーク（県下各公共職業安定所）の求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

1) 罹災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

2) 医療及び助産のための移送要員

1. 救護担当では処理できない重症患者又は救護担当が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。
2. 救護担当によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員。
3. 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員。

3) 罹災者の救出要員

罹災者の身体の安全を保護するため、罹災者を救出するための要員。

4) 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

5) 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食料品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員。

6) 遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

7) 遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づき要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(6) 実施上の特例

知事は、あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等に基づき、個々の救助を実施する際、救助の適切な実施が困難な場合が生じたときは、その都度厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(7) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 賃金職員等雇上げ台帳
- ウ 賃金支払関係証拠書類

6. 救援物資の受入計画 【福祉班・避難所班・総務班他】（住民生活課・総務課・関係各課）

6.1 救援物資の受入

1. 総務班は、救援物資の集合場所を設置する。
2. 福祉班は、救援物資を速やかに受け入れ、整理、搬送できる体制を確保するために、ボランティア等に協力を得る。
3. 受け入れた物資を的確かつ迅速に仕分けるため、救援物資受付名簿を作成するとともに、受領書を交付する。
4. 救援物資の仕分けは、まず食料と生活必需品に仕分け、食料の中でも保存できるものとはできないものに分け、その他、物資の種類ごとに仕分けを行い、物資台帳を作成する。
5. 保存のできない食料については、速やかに避難所に搬送する。
6. 福祉班は避難所班との連絡を密にしながら、食料及び生活必需品の必要数量を種類別にそ

ろえて仕分けしておき、搬送担当に引き渡す。

6.2 救援物資に関する広報

福祉班は救援物資の必要のない場合は、その旨、迅速に情報班に連絡し広報を行う。

また、救援物資の過度の受入は、仕分けや保管管理体制等、本来業務に支障をきたす場合があるので、その場合はいち早く情報班に連絡し救援物資は不要である旨の広報を行う。

(空白)

第4節 法適用

1. 災害救助法の適用計画 【福祉班】(住民生活課)

1.1 計画方針

災害時における、罹災者の救助及び保護は本計画によるものとする。この場合災害救助法では、救助の実施は県知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については知事が町長に委任又は指示し、町長が行うものとする。

なお、救助の基準等は次のとおりである。

1.2 計画内容

1.2.1 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法にも続く災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

1.2.2 災害が発生した場合の適用条件等

救助法による救助は、次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状況であるときに適用される。

- ア. 全壊、全焼、流出により住家を滅失した世帯が30以上に達したとき。(人口5千人未満に適用される。)
- イ. 被害世帯数がアの世帯数に達しないが被害が相当広範囲な地域にわたり県下の被害世帯数が1,000世帯以上の場合、被害世帯数が15(アの半数)以上に達したとき。
- ウ. 被災世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり全県下の滅失世帯が5,000世帯に達したとき。
- エ. 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。(「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特別の救助方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。)
- オ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。
 - 1. 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - 2. 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- カ. 住家が滅失した世帯(全壊、全焼、流出)の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

1.2.3 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって県知事が必要と認める範囲において実施する。

【救助法による救助の種類】

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の設置
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送費
- セ 応急救助のための賃金職員等雇上費

2. 被災者生活再建支援計画 【福祉班・避難所連絡班】(住民生活課・税務課)

2.1 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。

2.2 計画内容

2.2.1 住家の被害認定

被害認定については、認定基準 [「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知」]により町が行うものとする。

町は、平時において県のサポートを受けて被害認定調査体制を整備するものとする。

また、町は、大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務についての県による市町村向け説明会に参加するとともに、必要に応じて県に次の支援を要請するものとする。

- ① 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う住家被害認定士リーダー(県職員)の派遣。
- ② 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣。

2.2.2 被災者生活再建支援法の適用

(1) 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。(被害については、火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。)

- ① 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ア又はイの市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害
- ⑤ ウ又はエに該当する市町村を含む都道府県内に隣接する都道府県にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害
- ⑥ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る)で、5世帯(5万人未満の市町村にあっては2世帯)以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2) 対象世帯

自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。(中規模半壊は、加算支援金のみ)

被害の程度	基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の再建方法		
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※ 単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

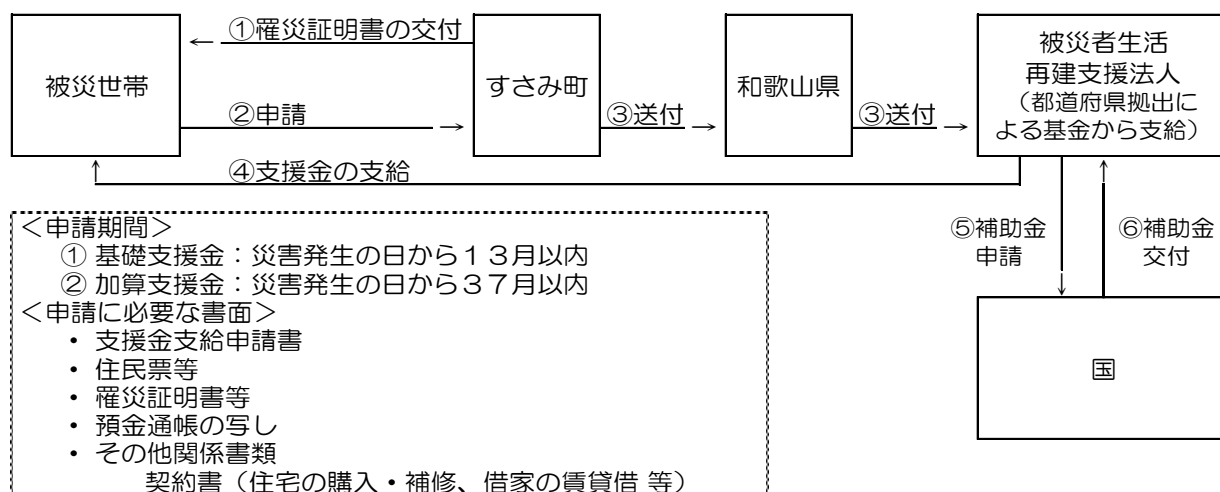
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)まで(単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(4) 支援金の支給事務

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援基金として指定されている。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を町で受け付け、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



2.2.3 その他

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

また、被災者の状況把握にあたっては、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(空白)

第5節 各種相談窓口の設置

1. 安否確認計画 【福祉班・情報班・避難所班】(住民生活課・地域未来課・関係各課)

1.1 計画方針

発災直後から安否相談窓口を設置する。

安否相談窓口を設置した場合は、その設置場所、窓口での対応内容、連絡先を情報班を通じて広報し、かつ関係機関へ伝達する。

安否相談窓口では、以下の対応を行う。

【安否相談窓口の対応事項】

- ① 町内外の町民からの安否相談（電話、訪問）の受付
- ② 被災者等からの安否情報の放送に関する報道機関への依頼の取次ぎ
- ③ 医療機関、他の自治体等の関係機関からの安否照会の受付
- ④ 安否調査結果に基づく安否情報の提供

1.2 計画内容

安否相談窓口を通じて、安否照会の依頼があった場合は、避難所班、情報班、総務班、警察、近隣自治体、医療機関等への安否照会を行うとともに、紹介依頼者に、調査結果に基づく安否情報を提供する。

また、安否相談窓口又は他部課等から安否情報について報道機関を通じて広報するよう依頼があった場合は、情報班に依頼し、放送による安否情報の提供を行う。

なお、安否情報の調査、照会依頼、安否情報提供にあたっては、個人情報、プライバシー等に配慮した対応に努める。

2. 生活関連総合相談計画 【福祉班他】(住民生活課・環境保健課・税務課・関係各課)

2.1 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2.2 計画内容

町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、相談窓口（総合相談窓口）を設置する。

(空白)

第3章 応急対策を行う

第1節 住民の避難支援

1. 避難計画 【総務班・避難所班他】(防災関係機関・総務課・税務課・すさみ消防署他)

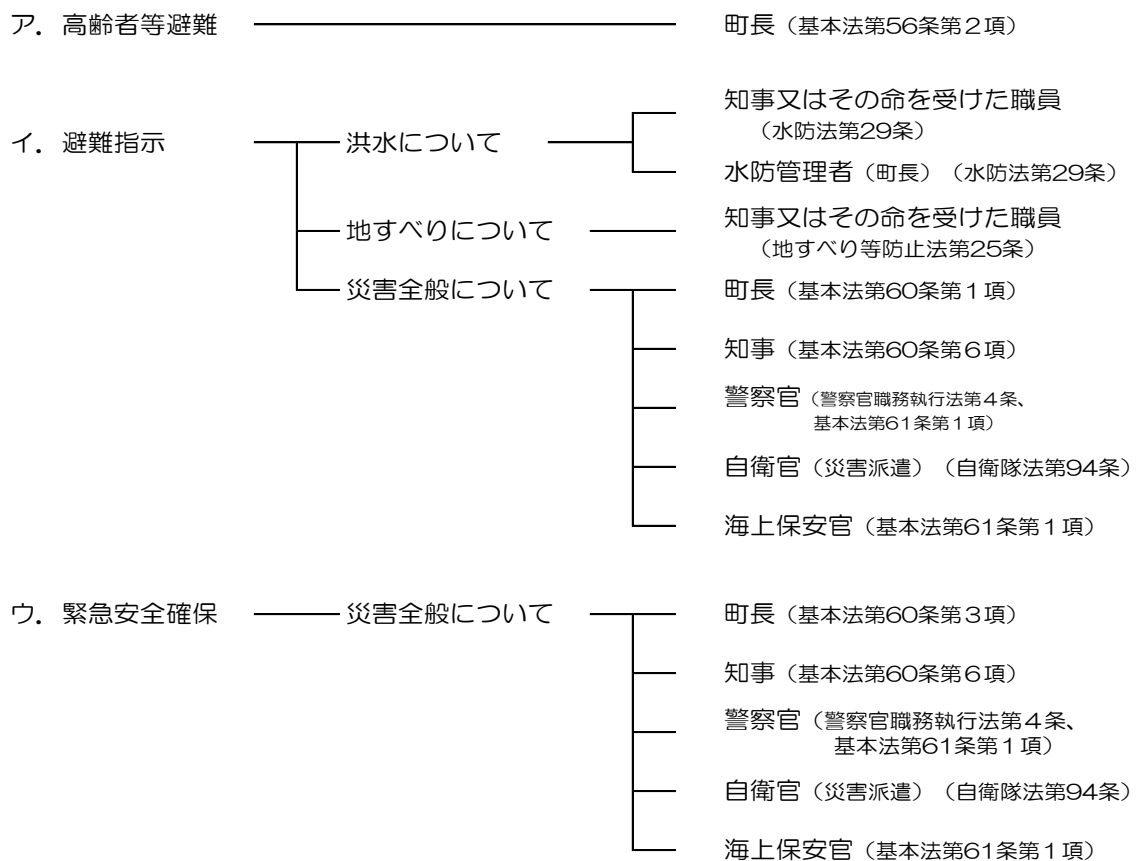
1.1 計画方針

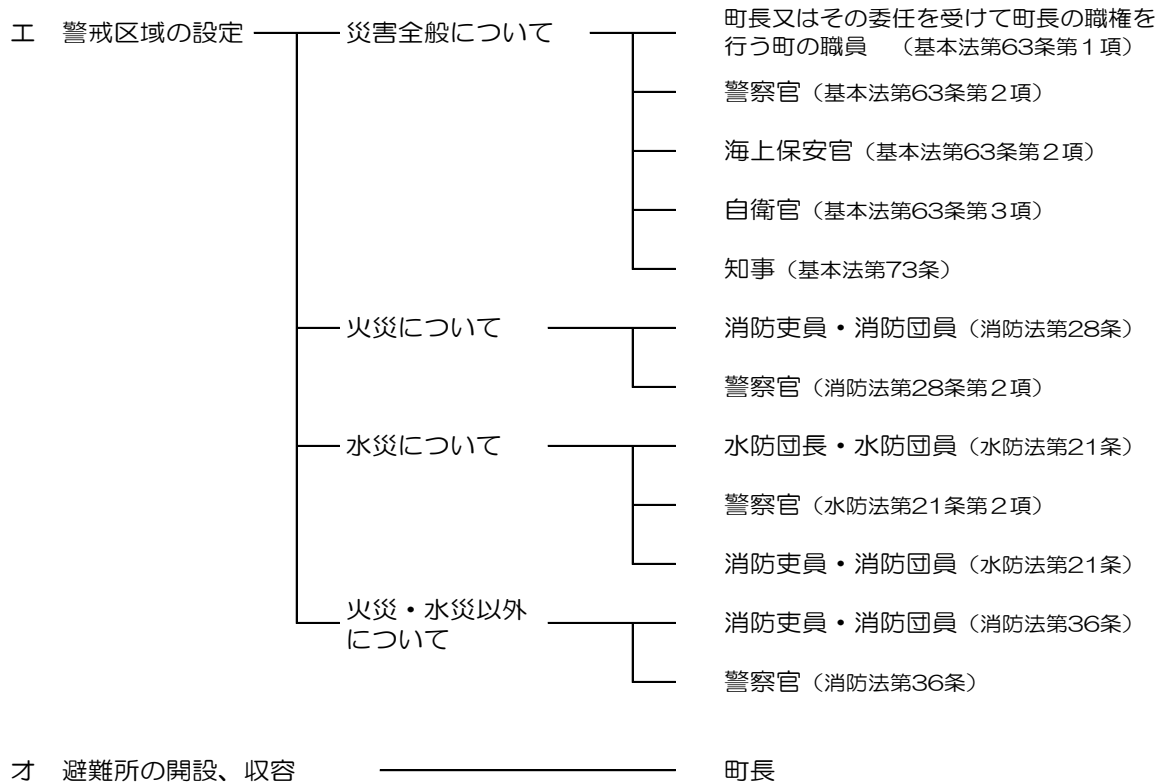
災害のため現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるものとする。

1.2 計画内容

1.2.1 実施者

避難のための避難情報の発令、避難所の開設及び避難所への収容保護は次の者が行う。





1.2.2 避難情報の基準 (災害全般)

(1) 町長

1. 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令の詳細については、「すさみ町避難情報の判断・伝達マニュアル」による。
2. 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を提供することとする。
3. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立退きを指示することとする。
4. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することとする。
5. 避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

6. 避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認められるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(2) 知 事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が避難のための立退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって実施するものとする。

(3) 警察官又は海上保安官

1. 町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住地等に対して避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することとする。
この場合、直ちに避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知することとする。
2. 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

1.2.3 避難の方法

(1) 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を避難させるものとする。

(2) 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。
緊急避難の場合は避難指示及び緊急安全確保の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

(3) 避難の原則

避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

(4) 避難の際の心得

避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

(5) 避難後の警備

避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

(6) 避難情報の伝達手段

町長による避難情報の伝達手段は、下記により行うものとする。

1. 広報車
2. 防災行政無線
3. 県防災ヘリコプター
4. ラジオ、テレビ（ケーブルテレビを含む）
5. エリアメール、緊急速報メール
6. 町ホームページ
7. Lアラート

(7) 避難情報の判断基準（風水害・土砂災害）

警戒レベル	避難情報の種類	状況	避難行動
警戒レベル3	高齢者等避難	○ 災害が発生する恐れがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	○ 高齢者等は危険な場所から避難 ○ 高齢者等には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。 ○ とるべき避難行動は立退き避難を基本とする。 ○ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で自らの判断で屋内安全確保することも可能。 ○ 高齢者等異議の人にも必要に応じ、避難の準備をしたり、自主的に避難したりするタイミングである。
警戒レベル4	避難指示	○ 災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	○ 居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 ○ 立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で屋内安全確保することも可能。
警戒レベル5	緊急安全確保	○ 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	○ 居住者等は、命の危険があることから直ちに安全確保する。

1.2.4 避難誘導

住民等の避難誘導は、町職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自主防災組織、町内会、区あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織や町内会・区については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

1.2.5 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア. 避難指示又は緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。
- イ. 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

1.2.6 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。又は同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は町独自の応急対策として本部長が開設し実施する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、町単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

(1) 危険区域と避難立退き先の指定

本部長はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所及び避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。

(2) 設置の方法

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

1) 既存建物の利用

学校、公民館、地区集会所、神社の社務所、寺院の本堂・庫裡、工場、倉庫、旅館・ホテル（福祉避難所として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、町が必要な場合又は指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合に借り上げて設置）、福祉施設（福祉避難所として）等。

2) 野外仮設の利用

仮設物等の利用、テントを借り上げて設置。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

本部は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を県本部（総合統制室）に報告しなければならない。報告事項は概ね次のとおりである。

- 1) 避難所開設の日時及び場所
- 2) 箇所数及び収容人員（避難所別）
- 3) 開設期間の見込

本部長は、避難所開設状況を公表するものとする。

なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として町職員）を定めておく。

(4) 周知

町は、避難所の開設状況等をホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

(5) 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を県本部長に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合、本部長は振興局を経由して事前に県本部長に開設期間の延長を要請し、県本部長が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通）。

- 1) 実施期間内により難い理由
- 2) 必要とする救助の実施期間
- 3) 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- 4) その他

(6) 避難所設置のための費用

1) 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費は概ね次のとおりである。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とする。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福祉避難所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な

	配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用
--	-------------------------------

2) 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、本部において確保すること。ただし、現場において確保できないときは、県本部に物資確保について要請するものとする。

1.2.7 避難所の運営

避難所の運営に関しては、以下に概要を示す。

詳細は別途定める「すさみ町避難所運営マニュアル 平成25年3月」を参考とすること。

- ア. 本町は、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。その際、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。
- イ. 自主防災組織等は、避難所の運営に対し本部に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。
- ウ. 本部は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。
- エ. 本部は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資料を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するものとする。また、女性向けの物資の配布については、女性が担当する等配慮するものとするほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮する。
- オ. 本部は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。
- カ. 本部は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要に応じて、簡易トイレ、移動型トイレ車両等による快適なトイレの確保や栄養バランスのとれた適温の食事の提供など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- キ. 避難所の施設や設備整備の考え方について関係機関等と連携した検討を行い、避難所の環境改善に努めるものとする。
- ク. 避難の長期化や女性・子ども等に対する暴力防止等のため必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子どもの視点等に配慮するものとする。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。
- ケ. 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進する。

- コ. 平時から防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。
- サ. 家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

1.2.8 訓練の実施

町は、感染対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するものとする。

1.2.9 県による避難所情報の収集

県本部長は、必要があると認めるときは、速やかに県職員（災害時緊急支援要員）を町（避難所）に派遣し、必要な情報を収集する。

1.2.10 避難所等における要配慮者に対する支援

- (1) 町は、避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するものとする。
- (2) 県は、町から派遣要請があった場合又は県が必要と判断する場合、避難所等に県災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣するものとする。

1.2.11 避難所以外の避難者に対する対応

- (1) 本部は、県などの関係機関と連携し、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (2) 本部は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、県などの関係機関と連携し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (3) 本部は、県などの関係機関と連携し、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (4) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、県などの関係機関と連携し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 民間企業やNPO等の様々な主体と協働して避難者等への円滑な支援を行うために、実施主体間の調整についてあらかじめ協定の締結等により検討するよう努めるものとする。

1.2.12 広域避難・広域一時滞在

- (1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への避難については、県に報告した上で、当該市町村に直接協議する。

また、県に対し広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求める。

※「災害時における避難者の受入れに関する基本協定書」は資料編 42-03-00 を参照

(2) 県外への広域避難及び広域一時滞在

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議する。

(3) 避難者に対する情報提供

広域避難・広域一時滞在接受入れた市町村の協力を得て、広域避難・広域一時滞在进行している避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。

1.2.1.3 その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- 1) 避難者名簿
- 2) 救助実施記録日計票
- 3) 避難所用物品費受払簿
- 4) 避難所設置及び避難生活状況
- 5) 避難所設置に要した支払証拠書類
- 6) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

2. 外国人支援計画 【総務班・福祉班】(総務課・住民生活課)

2.1 計画方針

災害時における外国人支援体制は、この計画によるものとする。

2.2 計画内容

町は、県が設置する和歌山県国際交流センター(災害多言語支援センター)等と連携し、外国人に対する相談窓口を開設し、外国人の被災状況を把握するとともに、外国語による情報を提供し相談を受ける。

2.2.1 被災状況の確認

本町は外国人の被災状況について調査を行う。

2.2.2 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる外国語で情報提供を行う。

2.2.3 相談

外国語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。

2.2.4 その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

3. 動物保護管理計画 【保健衛生班・避難所班】(環境保健課・関係各課)

3.1 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、町は、被災者支援等の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。

3.2 計画内容

3.2.1 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

町は、県と連携し、町が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の介護及び環境衛生の保持に努められるよう県の支援を受ける。

- ア 避難所での動物の飼養状況の把握
- イ 使用されている動物に対する資材及び餌の提供
- ウ 動物愛護推進員等ボランティアの派遣
- エ 使用困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）
- オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
- カ 家庭動物に関する相談の実施等
- キ 動物に関する寄付金の管理・配分
- ク 県外からの受援体制の確保

3.2.2 被災地域における飼養者不明の動物の保護

町は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。

- ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り
- イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

3.2.3 危険動物の状況の把握

町は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。

(空白)

第2節 罹災者の救助・救援

1. 罹災者救出計画 【消防班・総務班】(すさみ消防署・総務課)

1.1 計画方針

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の搜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

1.2 計画内容

1.2.1 実施者

罹災者の救出は、本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、消防団、水防団、奉仕団等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

1.2.2 対象者

ア. 罹災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、概ね次のような状態にある者

- ① 火災の際に火中に取り残された場合
- ② 災害の際に倒壊家屋の下敷になった場合
- ③ 水害により流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたりした場合、又は山津波により生埋になった場合
- ④ 登山者の遭難の場合
- ⑤ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ. 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

1.2.3 災害救助の基準等

救助法による罹災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

(1) 費用の範囲

概ね次の範囲とする。

1) 借上費

救出のための必要な機械器具の借上費

2) 購入費

救出のため必要とした機械器具の購入費

3) 修繕費

救出のため必要とした機械器具の修繕費

4) 燃料費

機械器具の使用に必要な燃料費

(2) 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

1.2.4 その他

整理しなければならない書類は次のとおりである。

- 1) 救助実施記録日計表
- 2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿

- 3) 被災者救出状況記録簿
- 4) 被災者救出関係支払い証拠書類

2. 住居等の障害物除去計画 【調査復旧班・保健衛生班】(建設課・環境保健課)

2.1 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2.2 計画内容

2.2.1 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は本部長が行う。

2.2.2 救助法による障害物の除去の基準

(1) 対象者

- ① 自己の資力では障害物の除去ができない者
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

(2) 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

2.2.3 その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 障害物の除去の状況記録簿
- ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

3. 遺体搜索処理計画 【保健衛生班・福祉班】(環境保健課・住民生活課)

3.1 計画方針

災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

3.2 計画内容

3.2.1 遺体の搜索

(1) 実施者

本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

(2) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(3) 搜索の方法

本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りつつ実施する。

(4) 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- ① 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- ② 購入費（同上購入費）
- ③ 修繕費（同上修繕費）
- ④ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

(5) 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

(6) その他

搜索を実施した本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 死体搜索状況記録簿
- ④ 死体搜索用関係支出証拠書類

3.2.2 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、本部長が遺族等に代わって処理を行うものである。

(1) 遺体処理の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検 案

(2) 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

(3) 遺体処理の費用

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(4) 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

(5) その他

- ① 救助実施記録日計表
- ② 遺体処理台帳
- ③ 遺体処理関係支出証拠書類

3.2.3 埋葬

災害の際死亡した者について、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、本部長が実施するものとする。

なお、本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、県支部保健班（田辺保健所）を経由して県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県内市町村等による広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。

(1) 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供。

(2) 埋葬の費用（救助法による基準）

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

(4) その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した本部長は、次の書類を保存し、整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

第3節 保健衛生活動

1. 医療助産計画 【保健衛生班・医療班・福祉班】(環境保健課・すさみ病院・住民生活課)

1.1 計画方針

災害のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、町、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、薬剤師会その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

1.2 計画内容

1.2.1 実施責任者

本部長の要請等により、知事が県医療班を現地に派遣して実施する。ただし、県医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあつては本部長が町医療班に指示し実施する。なお、知事が必要であると認めるとき、その職権の一部を本部長に委任(本部長が受任)し、本部長がこれを行う。

1.2.2 実施の方法

ア. 本部長から知事に要請したとき、または知事が必要であると認めるときは、県は次の機関に要請し県医療班を現地に派遣する。

1. 災害拠点病院・災害支援病院
2. 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び県医療救護班を派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県支部から医療救護班を動員することができる。

3. 県医師会救急医療班

イ. 災害救助法を適用する場合については、同法により、又同法によらない場合は同法に準じて行うものとする。

4. 県看護協会救急医療班
5. 労働福祉事業団医療救護班
6. 柔道整復救護班
7. 県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー(災害対応医薬品供給車両)
8. 県歯科医師会医療救護班

1.2.3 情報収集等

知事は、県本部及び事務職員を現地に派遣するほか、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用するものとする。

1.2.4 医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名(計6名)を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとする。

1.2.5 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班(モバイルファーマシー搭載品を含む)の所持品を繰替使用するとともに、県、町においても確保に努めるものとする。なお、複数の医療班から医薬品等が持ち込まれた場合は、原則、薬剤師班が一括管理し、在庫リストの作成・配付等を行う。

1.2.6 近隣府県等との連携

知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組み及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、人員の派遣・受入、傷病者等の搬送・受入等の必要な措置を講じるものとする。

1.2.7 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生した場合、災害の急性期に対応するため災害派遣医療チーム(DMAT)に対し派遣要請をする。

1.2.8 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生し、災害対策本部又は被災保健所等で保健医療活動の須郷調整を円滑に行うために必要があると認める場合、厚生労働省を通じて災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣要望をする。

1.2.9 その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は次のとおりである。

- 1) 医療班活動状況
- 2) 救助実施記録日計表
- 3) 医薬品、衛生材料使用簿
- 4) 医療、助産関係支出証拠書類

2. 簡易トイレ設置計画 【保健衛生班】(環境保健課)

避難所での衛生環境の確保のため、迅速に設置を図る。

2.1 仮設トイレの必要数調査

仮設トイレ(汲み取り式)の設置に必要な避難所、避難数を調査する。

2.2 仮設トイレの設置

- ア. 震災時のし尿処理計画を踏まえ、仮設トイレ(汲み取り式)の設置数・設置場所を選定し、設置する。
- イ. 仮設トイレ(汲み取り式)の設置にあたり、人員等が不足する場合は、協議を行い、人員を確保する。
- ウ. 簡易トイレ(ポータブル・トイレ)は、避難者等の協力を得て設置し、報告する。

2.3 し尿処理体制の協議

仮設トイレのし尿処理の体制(使用済み簡易トイレの処理も含む)体制について協議する。

3. 防疫計画 【保健衛生班】(環境保健課)

3.1 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

3.2 計画内容

3.2.1 防疫態勢の確立

本部長は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、態勢の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

3.2.2 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができる。

ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、町に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

3.2.3 組 織

災害防疫実施のための組織は、本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接組織として、次の班を編成する。

(1) 防疫班の編成

本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

(2) 検病調査班の編成

検病検査の必要のあるときは、検病調査班を編成する。検病調査班は、医師1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

(3) 健康診断班（検査班）の編成

健康診断の必要のあるときは、健康診断班を編成する。健康診断班は医療技術者1名（班長）、保健師、又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

3.2.4 災害防疫の実施方法

(1) 本町の業務

1) 防疫処置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

2) 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意すること。

3) 消毒の実施

法第27条第2項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

[消毒方法]

本町は、法第27条第2項の規定による知事（田辺保健所）の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところによって実施するものとする。

4) ねずみ族、昆虫等の駆除

本町は、法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

5) 生活の用に供される水の供給

本町は、法第31条第2項の規定による知事（田辺保健所）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、第3章第4節「2.給水計画」に定める方法によって行うものとする。

6) 避難所

本町は、避難所を開設（第3章第1節「1.避難計画」）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

7) 報 告

町長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により田辺保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

- a 被害の状況
- b 防疫活動状況
- c 災害防疫所要見込額
- d その他

8) その他

災害防疫の業務分掌の概要は、次表のとおりである。

災害防疫における業務分掌の概要

実施主体	町本部	西牟婁支部保健班 (田辺保健所)	県本部防疫班 (健康推進課)	備考
検病調査		主 県防疫計画 4-(1)アにより、 検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主 検病調査の結果必要と認め たときは本部と協議の上行 うこと。	健康診断を行う に必要な器材、 薬剤の確保	
患者の入院		主 感染症患者又は病原体保有 者の発生したときは、速やかに 入院の手続きをとる。		
		主 患者数多数発生又は 通信 途絶のため感染症 指定医療 機関に入院困 難なときは、他 の医療機関に入院の手続きを とる。	患者数、入院先 などの把握等を 通じてまん延対 策を講じる。	
生活の用に 供される水 の供給	主 県支部の指示 により実施する。	町本部に指示する。	給水ろ過班の現 地派遣、自衛隊 の出動要請。	
消毒	主 県支部の指示 により実施する。			注記 1
ねずみ族 昆虫駆除	主 県支部の指示 により実施する。	町本部に実施範囲、期間を示達 する。		
集団避難所	主 集団避難所を 開設したときは その衛生管理に 特に注意するこ と。 (自治組織の編 成)			
臨時予防接 種	町本部で実施する ことが可能と認め 県支部が命令した ときは、町本部に おいて実施するも のとする。	主 県本部の命令により対象 者、期間を定めて臨時予防接種 を実施するものとする。	感染予防上必要 と認めるとき は、対象者期日 を指定して県支 部に臨時予防接 種を指示する。	

注記 1 町の被害が激甚でその機能が著しく阻害され町本部が実施できないか、実施しても不十分であると県本部が認めるときは県本部が代行する。

9) 本町で備付けを要する記録

- a 災害状況報告書
- b 防疫活動の状況報告書
- c 消毒に関する書類
- d ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- e 生活の用に供される水の供給に関する書類
- f 患者台帳
- g 防疫作業日誌
- h 防疫経費所要額調及び関係書類

4. 清掃計画 【保健衛生班】(環境保健課)

4.1 計画方針

災害の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等(以下「廃棄物」という。)により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画によるものとする。

4.2 計画内容

4.2.1 実施者

- ア. 被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は町本部長が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。
1. 町本部長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の処理の必要性や収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努めるものとする。
 2. 町本部長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうち、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ措置するよう努めるものとする。
 3. 被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、町が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合、申請の受付から被災家屋等の解体・撤去完了までの体制を早期に構築するよう努めるものとする。
- イ. 町は、被害が甚大で本町単独で応急対策の実施が不可能な場合は、保健所及び県又は他の市町村等の応援を得るものとする。
- ウ. 県は、市町村等による相互の支援状況を踏まえつつ、市町村及び関係団体に対し、広域的な支援の要請をするとともに、廃棄物の収集処分の実施については技術的援助、支援活動に係る調整に努めるものとする。なお、被災規模が大きく市町村が単独で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、被災市町村は和歌山県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部を委託する。

4.2.2 実施の方法

- ア. 応急対策を実施するに当たっては、責任者を定め、その指揮下災害程度に応じてごみ処理班、し尿処理班を編成し実施する。
- イ. 本部長は、大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じて同3法人に協力を要請するものとする。
- ウ. 本部長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じて同3法人に協力を要請するものとする。
- エ. 被災した家屋等の解体・撤去を行う場合は、「公費解体・撤去マニュアル第5版（環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和6年6月）」に基づき、実施する。

4.2.3 事務処理

- ア. 本部長は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を、田辺保健所を經由して県循環型社会推進課へ報告する。
- イ. 報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」により行うものとする。
- ウ. 町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

4.3 その他

- ア. 堆積土砂と災害清掃事業との関係
堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

5. 保健師活動計画 【保健衛生班】（環境保健課）

5.1 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

5.2 計画内容

5.2.1 実施主体

本部長が実施するものとする。ただし本部長は必要に応じて西牟婁振興局を經由して県に対して保健師の派遣等の要請を行うなど、計画方針の円滑な実施に努める。

5.2.2 業務内容

(1) 本部（保健衛生班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 状況により県に対して保健師の派遣を要請する。
- ④ 必要に応じ保健師派遣計画を作成する等、保健師の派遣等に係る総合調整を行うものとする。

5.2.3 保健師活動

(1) 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

(2) 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要配慮者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

5.2.4 報告及び記録

保健師活動を実施した場合、本部長は、振興局保健班（田辺保健所）を経由して県に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

(1) 報告書類

- ① 地域活動記録
- ② 避難所活動記録
- ③ 保健活動日報
- ④ 保健師活動状況報告書

(2) 記録書類

- ① 健康相談票及び経過用紙
- ② 健康調査連名簿及び健康調査世帯票
- ③ 仮設住宅入居者世帯調査票
- ④ その他

6. 精神保健福祉対策計画 【保健衛生班】（環境保健課）

6.1 計画方針

災害直後の精神科医療の確保と、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

6.2 計画内容

6.2.1 各段階における災害対策

ア. 災害時

- ① 県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請及び受入の決定等を行う。
- ② 県保健所には、プライバシーに配慮した相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築し、これを広く周知させるように努める。

イ. 災害後

- ① 県は、担当行政関係者を含む精神保健福祉関係者に対して、災害時のメンタルヘルスについての資料を提供し、講演会などの活動を必要に応じて行うものとする。
- ② 県は、被災者あるいは一般住民に対して、災害時の心理的反応に関する正しい知識を普及啓発するため、ミーティング・講演会の開催、パンフレット・ニュースレターの配布などの活動を行う。これにより、異常と思われる心理的反応の多くが、「異常な事態に対する正常な反応」であることを周知し、心理的ケアに対する障壁を低くすることに努める。

6.2.2 災害時こころのケア活動

県は、災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の災害時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

- ア こころのケアホットラインの設置
- イ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣
- ウ こころのケアに関する普及啓発
- エ 援助者へのこころのケアに関する教育研修

6.2.3 被災地の災害対策

災害時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、県支部保健班（保健所）とする。

県支部保健班は、国、県本部防疫班と十分連携をとり、市町村並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

6.2.4 要配慮者への対策

（1）精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

1. デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。
2. 医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めたりする等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

1. 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。
2. 近隣の声かけ、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

1. 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取する恐れがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
2. アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
3. アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家の早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題が起こったりすることもある。保健衛生班は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第4節 物資等の輸送・供給

1. 食糧供給計画 【福祉班・総務班】(住民生活課・総務課)

1.1 計画方針

災害時における罹災者等に対する応急用食糧の調達・供給は、県、すさみ町、農林水産省その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

1.2 計画内容

1.2.1 炊き出しの実施及び食品の給与

(1) 実施者

炊き出し及び食品の給与は本部長が実施する。

(2) 実施の場所

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

(3) 炊き出しの方法

本部が奉仕団等の協力により実施する。

(4) 食糧の調達

[炊き出し]

1. 炊き出しのため必要な原材料等の調達は本部において行う。
2. 上記1による供給が不可能な場合は、本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という）の数量を知事に申請するものとする。
3. 知事は上記2による申請を踏まえ、精米の調達に当たって民間米穀販売業者の手持精米の在庫（以下「民間物品」という。）を優先することとし、「災害救助用精米の供給等の協力に関する協定」締結業者（以下「協定業者」という。）に必要な量の供給要請を行うものとする。ただし、民間物品によっても供給が不足する場合は、政府所有米穀の供給を要請する。なお、政府所有米穀の供給が玄米による場合は、知事は協定業者に委託し、とう精を要請する。

なお、政府所有米穀の供給が玄米による場合は、知事は協定業者に委託し、とう精を要請する。

4. 知事は、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合、県農林水産部を通じて農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

なお、やむを得ない理由により町本部長が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接要請した場合は、必ず知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

5. 4の要請を受けた農産局長は、農産局長と委託契約を締結して政府所有米穀の販売等業務を行う民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀の引渡方法等を決定することとする。

6. 貿易業務課担当者は、5の調整終了後、速やかに、供給する災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を知事に2部送付するものとする。
7. 知事は、送付された売買契約の内容を確認し、記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送するものとする。
8. 貿易業務課担当者は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を県に送付するものとする。
9. 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行うものとする。
10. 農産局長から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、知事に災害救助用米穀を引き渡すものとする。
11. 知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付するものとする。
12. 上記3～11の災害救助法が発動された場合の政府所有米穀の知事又は市町村長への緊急引渡手続きについては、下記に定めるところとする。

1) 適用範囲

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第I第11の「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」を適用するものとする。

2) 具体的な内容

- ア. 農産局長が知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。
- イ. 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受けるものとする。
- ウ. イの米穀を販売する価格は、農産局長が別に定める。
- エ. 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しないものとする。
 1. 災害救助法が発動され、救助を行う場合、代金の納付期間は30日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とし、担保及び金利を徴しないものとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - ① 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - ② 自衛隊の派遣が行われていること
 - ③ 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。
 2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

〔食品の給与〕

- ア. 食品の給与のため必要な食料の調達は町本部において行う。

イ. 町本部による調達が不可能な場合は、県は町本部からの要請に応じ、又は町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、市町村本部との間で、食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な被災市町村への食糧支援を図るものとする。

(5) 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり 200 精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じては、乾パンの供給を行う。(乾パンの一食分は 100 グラムとする)。

(6) 救助法による救助基準

1) 炊き出し及び食品給与対象者

- a. 避難所に収容された者
- b. 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- c. 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

2) 実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし被災者が一時縁故先等へ避難する場合はこの期間内に 3 日以内を現物により支給することができる。

3) その他

炊出し等を実施する場合には本部長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

- a. 救助実施記録日計票
- b. 炊出し給与状況
- c. 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- d. 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- e. 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

2. 給水計画 【水道班】(水道課)

2.1 計画方針

風水害等のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は主に本町が行うものであり、本町独自の給水計画を立て 1 人 1 日最低必要量 3 リットルの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町、関係団体または県に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。また、県は水質の安全性確保の見地から水質検査について支援する。

2.2 計画内容

2.2.1 実施者

本部長が行うものとする。本部長は本町独自の給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事等に必要な生活水の確保にも努めるものとする。ただし、本町において実施できないときは、本部長の要請により、隣接市町等の応援を受け実施するものとする。

2.2.2 供給方法

飲料水等は、概ね次の方法により供給するものとする。

(1) 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い施設を優先とする。

(2) ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し飲料水を確保する。

(3) 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の罹災者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、生活水またはろ過・消毒等により飲料水として確保する。

2.2.3 事務手続き

本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、県支部保健班（田辺保健所）経由の上、県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ① 給水地
- ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ③ 給水方法
- ④ 給水期間
- ⑤ 水道又は井戸の名称
- ⑥ その他

2.2.4 救助法による基準

(1) 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

(2) 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ③ 浄水用の薬品費及び資材費

(3) 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 給水用機械器具 燃料及び浄水用薬品 資材受払簿
- ③ 飲料水の供給簿
- ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

2.2.5 水道の対策

水道事業体は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

- ア. 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- イ. 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、県支部保健班（田辺保健所）を経由して、県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。また、防災情報システムを活用し被害情報の収集・配信・共有化のため県へ報告を行う。
- ウ. 水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、県支部保健班（田辺保健所）を経由して県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。
- エ. 水道の復旧に当たっては、道路管理者との連携を図りながら、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- オ. 水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、県支部保健班（田辺保健所）を経由して県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合等による広域的な支援の要請を行う。
- カ. 水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。
- キ. 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等により所定の手続等を行う。

2.2.6 その他

本部長は、災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施に当たって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

3. 物資供給計画 【福祉班・総務班他】(住民生活課・総務課・関係各課)

3.1 計画方針

災害救助法による罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

女性向け物資の配布は、女性が担当する等配慮する。

3.2 計画内容

3.2.1 実施体制

(1) 実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は本部長が行う。

(2) 対象者

住家が床上浸水以上の被害をうけ、被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(3) 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ① 寝具(就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等)
- ② 外衣(洋服、作業衣、子供服等)
- ③ 肌着(シャツ、パンツ等の下着)
- ④ 身の回り品(タオル、靴下、サンダル、傘等)
- ⑤ 炊事道具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- ⑥ 食器(茶碗、皿、箸等)
- ⑦ 日用品(石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等)
- ⑧ 光熱材料(マッチ、プロパンガス等)

(4) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(5) 物資の調達

物資の調達は町本部において行う。

町本部による調達が不可能な場合は、県は町本部からの要請に応じ、又は町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに物資を確保し供給するものとする。

(6) その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

1. 救助実施記録日計票
2. 物資受払簿
3. 物資の給与状況表
4. 物資購入関係支払証拠書類
5. 備蓄物資払出し証拠書類

3.2.2 個人備蓄の推進

防災関係機関は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進するものとする。

4. 食品衛生計画 【保健衛生班】(環境保健課)

4.1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設(避難所その他炊出し施設)の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

4.2 計画内容

4.2.1 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、環境保健課による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

[重点指導事項]

- ア 手洗い消毒の励行
- イ 食器、器具の消毒
- ウ 給食従事者の健康
- エ 原材料、食品の検査
- オ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

4.2.2 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

[重点監視指導事項]

- ア. 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- イ. その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変色した食品が供給されることのないようにすること。

4.2.3 その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

5. 道路交通の応急対策計画 【調査復旧班他】(建設課・総務課・すさみ消防署)

5.1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

5.2 計画内容

5.2.1 交通規制の種別及び根拠

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

(3) 基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

また、道路管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

5.2.2 交通規制の実施

ア. 規制の実施は次の区分によって行うものとする。ただし、道路管理者と警察は、密接な連絡をとり、適切な措置を執られるよう配慮するものとする。

区分	実施責任者	範 囲
道路管 理者等	国土交通大臣 知 事 町長(本部長)	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場
警 察	公安委員会 警察署長 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ただし、道路管理者等と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

イ. 隣接府県に対し広域交通管制の要請を行う。

5.2.3 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は本部長に通報するものとする。

通報を受けた本部長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察署に速やかに通報するものとする。

5.2.4 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

(1) 道路管理者等

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、本部長は、本町以外の者が、管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を依頼するものとする。また、速やかに道路管理者等に連絡して正規の規制を依頼するものとする。

(2) 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

5.2.5 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりであり、確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備えつけることとなる。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

(1) 緊急通行車両等の基準

・緊急通行車両とは、

①道路交通法第39条第1項の緊急自動車

②基本法第50条第1項に定める災害応急対策に使用される車両であり、①の車両については緊急通行車両の確認及び標章の掲示は不要である。

なお、原子力災害対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両についても②の車両と同様に扱う。

・規制除外車両とは

①災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標(ナンバープレート)を有しているもの。

②社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものであり、①の車両については規制除外車両の確認及び標章の掲示は不要である。

※ 規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続きに準じて行う。

(2) 緊急通行車両等の確認等

1) 確認の申出

ア 申出場所

各警察署、交通検問所、警察本部交通規制課

イ 申出手続方法

緊急通行車両確認申請書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書(輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等)等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

2) 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

3) 広報

緊急通行車両であることの確認は、災害発生前においても実施することができると思われる。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において交通規制がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるため、あらかじめ緊急通行車両の確認を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

4) 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、基本法、原子力災害対策特別措置法、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に定める応急対策又は措置を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両(重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。)

(3) 緊急通行車両の通行の確保 (基本法第76条の6)

- 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。
- 道路管理者等は、指定道路区間の車両等の運転者等に移動を命じることができる。
- 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。
- 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹林その他の障害物を処分することができる。

5.2.6 交通規制時の車両の運転者の義務 (基本法第76条の2)

基本法に規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

- ア. 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。
なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- イ. 前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5.2.7 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等 (基本法第76条の3)

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

- ア. 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- イ. 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- ウ. 前記ア及びイを警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
この場合において、その旨を、当該命令し、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

5.2.8 公安委員会から道路管理者等への車両移動等の措置要請 (基本法第76条の4)

公安委員会は、基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、基本法第76条の6に規定する車両移動等の措置を講ずるものとする。

5.2.9 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

(1) 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

1) 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

2) 基本法第76条によって規制したとき。

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

(2) 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

- ① 禁止、制限の対象
- ② 規制の区域及び区間
- ③ 規制の期間

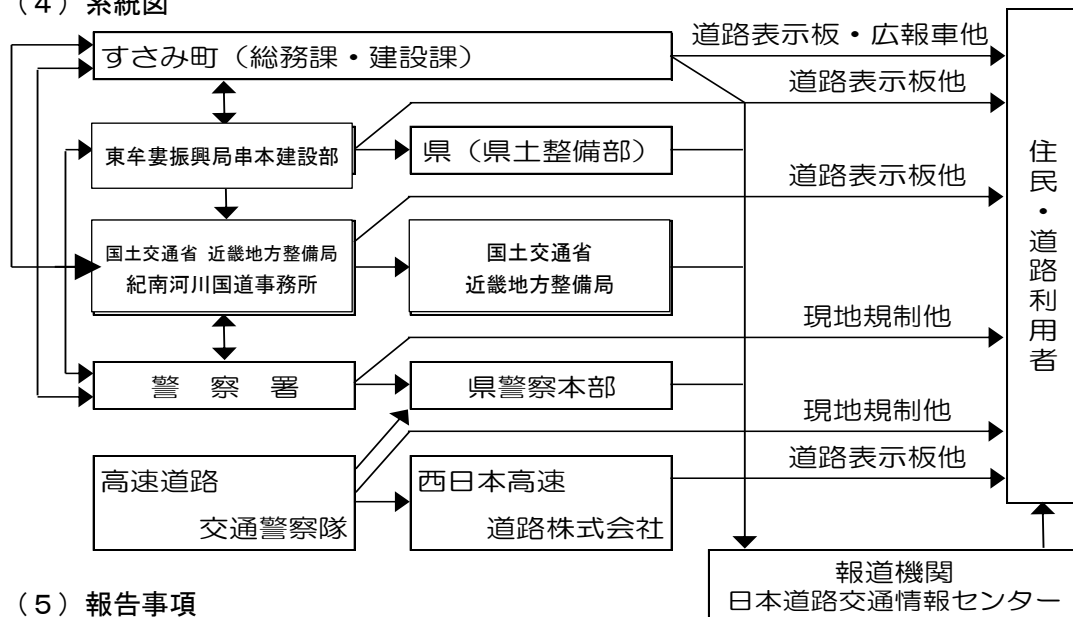
(3) 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

5.2.10 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

(4) 系統図



(5) 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

5.2.11 道路の渋滞対策

(1) 災害時交通マネジメント検討会の設置

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を道路管理者や警察等と情報を共有するとともに、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うために、「災害時道路マネジメント検討会」を設置するものとする。

(2) 設置要請

県土整備部は、自ら必要と認めるときは、近畿地方整備局に「災害時道路マネジメント検討会」の設置を要請することができる。

5.2.12 道路啓開、応急復旧

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、和歌山県道路啓開協議会の設置によって関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、和歌山県道路啓開計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

(1) 道路啓開、応急復旧の実施責任者

道路啓開、応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

(2) 町長の責務

1) 他の道路管理者に対する通報

本部長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

2) 緊急の場合における応急復旧

本部長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

3) 知事に対する応援要請

本部長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

6. 船舶交通の応急対策計画 【調査復旧班他】(産業振興課、総務課、田辺海上保安部)

6.1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

6.2 計画内容

6.2.1 航行規制の実施者等

港の種類	実施責任者	港名	規制内容
港則法 適用港	和歌山海上保安部長 (和歌山下津港長)	由良、湯浅広、 和歌山下津※	各種法令に基づき、関係機関と連携し、海上災害等の防止に必要な措置を実施する。
	田辺海上保安部長 (田辺港長)	新宮、宇久井、勝浦、 浦神、古座西向、 串本、日置、田辺※、 日高	
その他 の港	和歌山海上保安部長	日ノ御崎以北の港	
	田辺海上保安部長	日ノ御崎以南の港	

※は特定港を示す。

ア. 港長又は、和歌山海上保安部長及び田辺海上保安部長(以下「港長等」という)は航行制限に当たっては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

イ. 田辺港、和歌山下津港以外の港における規制内容は、6.2.4とする。

6.2.2 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、般船交通が極めて混乱している状況を発見したものは、速やかに港長又は本部長に通報するものとする。

通報を受けた本部長は、田辺海上保安部長に通報するものとする。

6.2.3 航行規制の要領

ア. 災害等により水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

イ. 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。また、必要に応じて標識を設置する。

6.2.4 航路障害物の除去

(1) 田辺海上保安部

1. 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。
2. 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。
3. 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

(2) 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

7. 輸送計画 【総務班・消防班】(総務課・すさみ消防署)

7.1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進するものとする。

7.2 計画内容

7.2.1 基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

1) 第1段階

- a. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c. 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2) 第2段階

- a. 上記①の続行
- b. 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- c. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3) 第3段階

- a. 上記②の続行
- b. 災害復旧に必要な人員及び物資
- c. 生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）

7.2.2 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

7.2.3 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道軌道等による輸送
- ウ 船舶による輸送
- エ ヘリコプターや無人航空機による空中輸送
- オ 人力等による輸送

7.2.4 輸送力の確保等

(1) 自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、概ね次の順序による。

- ① 当該実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業用の車両等
- ④ その他の自家用車両等

(2) 各機関における措置

1) 和歌山県

- a. 本部各班は自動車、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保を要するときで、県有車両等のみで不足するときは、次の輸送条件を示して総合交通政策班に要請するものとする。ただし、土木工事等のため業者所有建設車両を調達するときは、土木部土木総務班に要請する。
 1. 輸送区間又は借上機関
 2. 輸送量又は車両の台数等
 3. 集合の場所及び日時
 4. その他の条件
- b. 総合交通政策班は、次により処置する。
 1. 自動車のうちトラックについては、(公社)和歌山県トラック協会に、バスについては(一社)和歌山県バス協会に、それぞれ輸送を要請し、タクシーについては(一社)和歌山県タクシー協会、(一社)和歌山県ハイヤー・タクシー協会、和歌山県個人タクシー協同組合に輸送を要請する。
 2. 鉄道によって輸送する場合は、必要の都度、各関係機関と協議して要請するものとする。
 3. 船舶のうちフェリーについては、南海フェリー㈱に輸送を要請し、それ以外には総合統制室を通じ和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び自衛隊等に輸送を、和歌山運輸支局及び和歌山運輸支局勝浦海事事務所に借上げあっせんを要請する。
 4. 漁船及び遊漁船については、農林水産部水産振興班を通じ和歌山県水難救済会及び和歌山県漁業協同組合連合会に輸送を要請する。
 5. ヘリコプター等については、総合統制室を通じ和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び自衛隊等に輸送を要請する。

2) すさみ町

- a. 本町においては、輸送に必要な車両、無人航空機及び要員等の確保については、本計画に定めるところによる。
- b. 本町の所要車両や無人航空機が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県支部に応援を要請する。

3) 近畿運輸局(和歌山陸運支局、和歌山陸運支局勝浦海事事務所)

近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。

4) 西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部和歌山支社

西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部和歌山支社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときは、その万全を期するものとする。

5) 田辺海上保安部

田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

6) 自衛隊

自衛隊は、県知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

7.2.5 緊急輸送ネットワークの指定

国、県、自衛隊等で構成される協議会は下記の道路を緊急輸送道路に位置づけている。

(1) 緊急輸送道路

国、県、自衛隊等で構成される協議会において、隣接府県及び防災上の拠点となる施設等を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

- ① 高速自動車道、国道、主要県道等の主要幹線道路
- ② 防災上の拠点となる施設、輸送拠点へのアクセス道路

区分	概要
第1次緊急輸送道路	・ 高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路 ・ 上記主要幹線道路と防災拠点（一次拠点）を連絡する道路
第2次緊急輸送道路	・ 第1次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道

(2) 防災上の拠点となる施設

- ① 県（総合庁舎を含む。）、すさみ町役場庁舎、すさみ町防災センター（すさみ消防署）、警察署、道の駅すさみ
- ② 病院、災害救助物資保管場所

(3) 輸送拠点

- ① 港湾、漁港等
- ② 飛行場、ヘリポート等
- ③ 駅
- ④ 高速道路 I C、道の駅等

7.2.6 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備、耐震補強等に努め、災害発生時に万一被災した場合は、相互に連携し迅速な復旧に努めるものとする。

第5節 公共土木施設等の応急対策

1. 公共土木施設等応急対策計画 【調査復旧班】(建設課・水道課)

1.1 計画方針

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

1.2 計画内容

1.2.1 実施について

応急工事の施工にあたっては、町が保有する建設機械を用いて直営で実施するほか、「災害時におけるすさみ町とすさみ建設会との協力に関する覚書」に基づき、地元建設業界、建設業者と調整を図り速やかな実施に努める。

1.2.2 個別計画

(1) 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

(2) 海岸、港湾災害

海岸背後地の土地利用状況(救援、復旧後の危機管理を担う施設(役場、警察・消防署、病院等)がある地区等)や放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要がある場所に仮締切工事等を行う。

(3) 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

(4) 道路、橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

(5) 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

(6) 山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

(空白)

第6節 文教対策活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

1. 小・中学校の計画 【教育班】(教育総務課・社会教育課)

1.1 計画方針

小・中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

1.2 計画内容

1.2.1 児童生徒の安全の確保

ア. 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

イ. 校長(不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者)は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに町本部に報告するものとする。

ウ. 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

(「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省)、学校における防災教育・安全指針(和歌山県教育委員会)を参照)

1.2.2 学校施設の確保

(1) 被害程度別応急教育予定場所

1) 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

2) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

3) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

4) 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、罹災を免れた公民館等公共施設を利用する。

(2) 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、当該施設管理者の応援を得るものとする。

1) 同一町施設利用の場合

町本部において、関係者協議のうえ行うものとする。

2) 他市町村施設利用の場合

町本部は、県教育部に対して施設利用の応援を要請するものとする。県教育部においては、要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあっせんするものとする。

1.2.3 教職員の対策

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

(2) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、本部に派遣の要請をするものとする。本部は、管内の学校内において操作するものとする。

(3) 県内操作

町内において解決できないときは、本部は、県教育部に教職員派遣の要請をする。要請を受けた県教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

(4) 県内操作不能の場合

県教育部は(3)の方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

2. 学校給食関係の計画 【教育班】(教育総務課・社会教育課)

2.1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、本計画によるものとする。

2.2 計画内容

2.2.1 実施計画

- ア. 本部は、被害状況に応じ、本町における学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施するものとする。
- イ. 本部は、施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施するよう指導を行うものとする。
- ウ. 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、学校給食が再開した時には、その業務に支障が及ぶことがないように、一般罹災者との調整を図るよう留意するものとする。
- エ. 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるので、衛生管理等には、特に留意するものとする。

2.2.2 物資対策

給食施設が被害を受けた場合、本部は県教育部に被害状況報告を速やかに行うものとし、県本部による被害物資の掌握、処分等の指示、指導・助言を受けるものとする。

3. 社会教育施設関係の計画 【教育班】(社会教育課・教育総務課)

3.1 計画方針

災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講ずる。

3.2 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、

その応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

4. 学用品支給計画 【教育班】(教育総務課・社会教育課)

4.1 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中・高等学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

4.2 計画内容

4.2.1 給与の種別

教科書等(教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材)、文房具、通学用品

4.2.2 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者。

4.2.3 給与方法

- ア. 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、県または本部長が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を本部長に委任することがある。
- イ. 県または本部長は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

4.2.4 救助法による学用品の給与基準

- ア. 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の商学部の児童含む。以下同じ。)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ)及び高等学校等生徒(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- イ. 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること。
 1. 教科書
 2. 文房具
 3. 通学用品

ウ. 「学用品の給与」のため支出できる費用は、次の額（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定められている額）以内とすること。

1. 教科書費

- ・ 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する特別措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

- ・ 高等学校生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費とする。

2. 文房具費及び通学用品費

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

エ. 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

4.2.5 その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- 1) 救助実施記録日計表
- 2) 学用品の給与状況
- 3) 学用品購入関係支払証拠書類
- 4) 備蓄物資払出証拠書類

5. 文化財救援・保全活動計画 【教育班】(社会教育課・教育総務課)

5.1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令和5年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」によるものとする。

5.2 計画内容

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、文化財災害予防計画において体制整備を行った和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議等関係機関と連携し、文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施するよう努めるとともに、必要に応じて近畿圏危機発生時の相互応援や復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用し、文化庁、地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなどの外部組織への支援要請を行う。また、被災状況に応じた復旧・復興計画を策定し実行するものとする。

5.2.1 文化財の被災状況の把握

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちにすさみ町教育委員会社会教育課に報告し、社会教育課は、町内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

県教育委員会は、県内全体の文化財の被災状況を把握しその対応について検討する。

5.2.2 文化財及び文化施設の緊急点検と入場者の避難

各文化財及び文化施設の所有者及び管理者は、被災状況を点検し、安全が確保できない場合は入場者等を安全な場所へ避難誘導する。

5.2.3 文化財レスキュー

町は、関係機関と連携し、文化財の種類、被災状況に応じた救援・保全を行う。

5.2.4 文化財の復旧・復興計画の策定と実施

町は、県の計画と調整を図りながら文化財に特化した復旧・復興計画を策定し実行する。

(空白)

第4章 生活再建、復旧・復興

第1節 罹災証明書の発行等

被災者に対する罹災証明書は、災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）調査に基づき発行される。

そのため、本町は、迅速に被害認定調査を実施する。なお、火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

1. 被害認定調査計画 【調査連絡班】（税務課）

調査連絡班は、被害調査員を動員し、被害認定調査を実施し、被災した住家の被害程度（全壊、大規模半壊、半壊等）を認定する。

なお、本町職員だけでは人的に対応できない場合は、他市町および民間団体への協力を要請する。

1.1 被害調査員の任務

被害調査員は、人的被害及び住宅等一般について被害調査実施要領に基づき、被害程度の認定を行い、必要に応じて写真撮影を行う。

調査は、災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となるものであり、正確な調査により早急に報告するよう努める。

1.2 被害調査員の身分

- a. 被害調査員は、災害が発生し調査実施の指示があった場合は、直ちに「災害時における被害調査員編成表」に基づき、その任務を遂行する。なお、この場合、平常業務の任務は免除する。
- b. 被害調査員は、その任務の終了後において災害応急対策が必要なときは、任務分担に基づき各部課長の指揮下に入り任務につく。

2. 被害認定計画 【調査連絡班】（税務課）

調査連絡班は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づいて、被害認定調査を実施する。

市町村が実施することになっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするとともに、大規模災害時には、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。

ア 住家被害認定業務全体を支援し県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。

イ 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。

住家の被害は、「地震等による被害」、「浸水による被害」、さらにはこの2つが混合した「混合被害」の2種類に区分される。住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」「半壊」等の区分があり、「全壊」「半壊」の基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」、また「大規模半壊」の基準は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日府政防第880号）」において定義されている。

<住家の被害認定基準>

	全壊	半壊				
		大規模半壊	その他			
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満			
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※ 被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村等が実施し、上表の①または②のいずれかによって判定を行う。

3. 罹災証明書発行計画 【調査連絡班・消防班】(税務課・すさみ消防署)

罹災証明書は、災害救助法による各種施策や町税等の減免を実施するにあたって必要とされる被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町または消防署（火災によるものに限る）が確認できる程度の被害について行うものとする。被災状況が確認できないときは、申請人に被災状況を証明する書類を提出させ、確認させるものとする。

3.1 罹災証明書の発行

3.1.1 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。

- ア. 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、その他の被害
- イ. 火災による全焼、半焼等の被害

3.1.2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、管理者、占有者の申請に基づき、町長（調査連絡班）または消防長（消防班）が発行する。

第2節 応急仮設住宅の供与

1. 住宅・宅地対策計画 【総務班・調査復旧班】(総務課・建設課)

1.1 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

1.2 計画内容

1.2.1 実施者

(1) 町

本部長は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、本町の実施が困難な場合は県が行うことができる。

(2) 県

県は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与を行う。

1.2.2 救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準

(1) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日内閣府告示第228号)によるものとする。

(2) 着工時期

災害発生の日から速やかに提供

(3) 入居基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」によるものとする。

1.2.3 賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅の供与については、「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。

また、民間賃貸住宅のあっせんについては、災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

1.2.4 救助法による建設型応急住宅の供与の基準

建築基準法第85条の建築の緩和の告示後実施するものとする。

(1) 規模並びに費用の限度

(2) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

(3) 入居基準

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準」を参照

1.2.5 建設型応急住宅の供与

建設型応急住宅の供与については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に、また「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき和歌山県応急木造住宅建設協議会に協力を求めることができる。

1.2.6 救助法による住家の応急修理の基準

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

1. 規模並びに費用の限度

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

イ 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日内閣府告示第228号)によるものとする。

2. 応急修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了すること。

3. 対象者

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸水等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

1. 規模並びに費用の限度

ア 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

イ 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日内閣府告示第228号)によるものとする。

2. 応急修理の期間

災害発生の日から3カ月以内に完了すること。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)

3. 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

1.2.7 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保出来ないときは本部長があつせん調達を行い、又は資材を支給するものとする。

1.2.8 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、本部長が県知事から委託を受けて管理するものとする。

この際、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また必要に応じて、家庭動物の受入に配慮するものとする。

(1) 家賃及び維持管理

1. 家賃は無料とする。
2. 維持修理は、入居者において負担する。
3. 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

(2) 応急仮設住宅台帳の作成

本部長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出するものとする。

(3) 供与期間

完成の日から2年以内とする。

1.2.9 公営住宅法による災害公営住宅

(1) 災害公営住宅への入居

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて建設し、入居させるものとする。

1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- a. 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b. 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c. 滅失戸数がその区域内住宅戸数の10%以上のとき

2) 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)

- a. 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b. 滅失戸数がその市町村の住宅戸数の10%以上のとき

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理するものとする。

ただし、町の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が本町に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

1) 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

- a. 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- b. その他収入基準等は町条例によるものとする。

2) 建設戸数

- a. 市町村別建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内。

- b. ただし、他市町村分で余分があるときは30%を超えることができる。
- c. 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。

※ 激甚法の適用を受けた場合は、30%が50%に引き上げられる。

3) 規 格

住宅1戸の床面積の合計が19㎡以上

4) 費 用

標準建設費の2/3 国庫補助 (激甚災の場合は3/4)

5) 家 賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

6) 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

1.2.10 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

(1) 国庫補助適用の基準

1戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象としてそれらの一事業主体内での合計が、町営で190万円以上になった場合。

1) 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定めるものとする。

2) 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

3) 宅地の復旧の場合

a. 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合・・・造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合・・・起債対象

b. 既設公営住宅団地の宅地のみが被害をうけた場合・・・起債対象

(2) 国庫補助率

1/2

※ 激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

1.2.11 罹災者に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図るものとする。

(1) 災害復興住宅建設、補修資金等の貸付

1) 申込みができる方

- ・ 自然災害により被害を受けた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から次に示す「罹災証明書」の発行を受けた方

[建設・購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方。

- ※ 住宅が「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は、「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要。

[補修]

住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた方。

- ※ 被災された住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人又は居住者の方も申し込みすることができる。
- ・ ご自分又は罹災した親族等が居住するために住宅を建設、購入又は補修される方
- ※ 被災者の方に貸すために建設、購入、補修する場合も対象になる。(ただし、連帯保証人が必要となるなど所定の要件あり。)
- ・ 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(=総返済負担額)が次の基準を満たす方。

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

- ※ すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含みます。)などの借入れをいう。

注：総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

- ・ 日本国籍の方、外国人の方または法人

2) 申込受付期間

- ・ 罹災日から2年間。

3) 融資をうけることができる住宅

ア 共通

- a. 各戸に居室、台所、トイレが備えられていること。
- b. 建設・購入の場合において、建て方は問わない。ただし、共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む)の住宅であること。
- c. 敷地の権利が転貸借でないこと。
- d. 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上必要

イ 新築購入

- a. 申込日において竣工日から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないもの。

ウ リ・ユース購入

- a. 申込日において竣工日から2年を超えている住宅又は既に住んでいたことがある住宅。

4) 融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。(10万円以上で10万円単位)

ア 基本融資額 (必ず利用)

- a. 建設の場合の融資限度額

土地を取得する場合	土地を取得しない場合
5,500万円	4,500万円

※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

- b. 購入の場合の融資限度額

5,500万円

- c. 補修の場合の融資限度額

2,500万円

イ 貸付利率

住宅金融支援機構へ問い合わせること。

ウ 返済期間

最長返済期間は、「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数となる。(1年以上(1年単位))

※「年齢に応じた最長返済期間」について、建設資金・購入資金においては融資の日から最長1年間の元金

据置期間をそれぞれ設定することができ、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

※年齢による最長返済期間

「80歳」・「申込本人の申込時の年齢(1歳未満切り上げ)」

※ 収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

エ 返済方法

元金均等返済 (+ボーナス併用払い)

元利均等返済 (+ボーナス併用払い)

オ 担保

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定。ただし、融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要

カ 火災保険

建物には、一定要件を満たす火災保険を付けること。

5) 申込み・問い合わせ

ア 申込先

郵送により住宅金融支援機構に申し込む。

※ 返送等の手続きは取扱金融機関で行う。

※ 災害の状況によっては、取扱金融機関で申込みできる場合があるので、詳しくは機構に問い合わせる。

イ 申込みに必要な書類

- ・ 罹災証明書（罹災証明書は町から交付を受ける。）の写し
- ・ 災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書
- ・ 申込人の収入及び納税に関する証明書
- ・ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード又は健康保険証のうちいずれかの写し
- ・ 申込本人の収入及び納税に関する証明書
- ・ その他審査上必要な書類

（注）融資手数料は不要

ウ 借入申込書等の入手方法

- ・ 災害復興住宅融資の申し込みにあたって、必要となる借入申込書などは、下記お客様コールセンターに請求すると無料で送付される。

住宅金融支援機構（お客様コールセンター）又は取扱金融機関に請求

0120-086-353 受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

利用できない場合（IP電話など）は、次の番号にかける。

（通常料金がかかる。）048-615-0420

1.2.1 2 公営住宅の空き部屋情報連絡体制

被災者に対する空き部屋提供を計画的に実施するため、空き部屋情報を一元的に把握できる体制整備を行う。

1.2.1 3 その他

作製しなければならない書類等は、次のとおりである。

(1) 応急仮設住宅

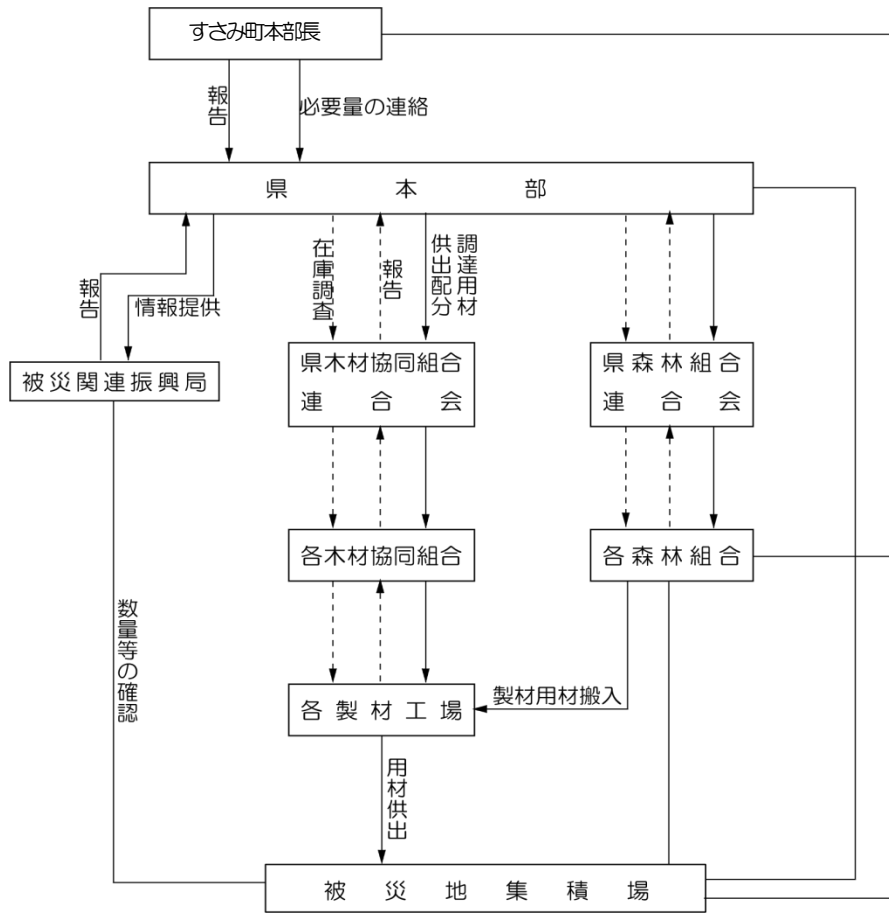
1. 救助実施記録日計票
2. 応急仮設住宅台帳
3. 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
4. 応急仮設住宅使用貸借契約書
5. 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
6. 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等。

(2) 応急修理

1. 救助実施記録日計表
2. 住宅応急修理記録簿
3. 工事契約書、仕様書等
4. 応急修理支払証拠書類

木材の緊急調達に関する連絡指示系統



(空白)

第3節 社会秩序の維持

1. 警察警備計画（白浜警察）

1.1 計画方針

大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により災害時の治安維持に当たる。

1.2 計画内容

1.2.1 任務と活動

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の警察活動を行う。

- ア. 気象及び災害関係情報の収集と伝達
- イ. 被害状況等の調査
- ウ. 避難の指示、警告及び誘導
- エ. 被災者の救助
- オ. 死体の検視及び身元の確認
- カ. 交通の秩序及び緊急交通路の確保
- キ. 犯罪の予防及び取締り
- ク. 他機関の行う活動に対する協力援助

1.2.2 警備体制

「和歌山県警察災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への非常招集により緊急な立ち上がりを行う。

次いで、白浜警察署は、その災害の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立する。

なお、必要に応じ、警察災害派遣隊の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図る。

1.2.3 通信体制

災害が発生した場合における通信については、「和歌山県警察災害警備計画」の定めるところによる。

2. 海上災害警備計画（田辺海上保安部）

2.1 計画方針

災害時における県沿岸海上の大規模な犯罪、海難等の対策については、海上保安部と緊密な連携のもとに実施する。

2.2 措置内容

2.2.1 警備救難体制

海上保安部は、部内規則に基づき、海上における大規模な犯罪、海難等の防止と局限を図るための体制を確立する。

2.2.2 措置内容

- 1) 要員の確保
- 2) 犯罪、災害等の発生の防止、又は局限するための対策の検討
- 3) 情報収集及び関係先への通報
- 4) 通信配備の強化、必要に応じて通信統制又は通信制限の実施、若しくは臨時通信系の設定
- 5) 巡視船艇、航空機の発動
- 6) 業務上必要な施設及び資材器具の点検、整備又は手配
- 7) 航行警報等による情報伝達、措置すべき事項の指導、必要に応じて関係者に対する船舶の移動命令、航行制限等
- 8) 関係機関との緊急連絡、情報交換及び必要に応じて協議する等の相互協力
- 9) 住民の心の安定に重点を置いた広報

2.2.3 対策本部の設置

海上保安部は、海難その他における災害の規模と継続期等により必要と認めるときは、対策本部を設置し、管内の船艇、航空機、人員等の派遣を受け、災害時の応急措置を統一的かつ、強力に推進する。

2.2.4 通信体制

災害発生地などとの通信連絡の途絶等が生じた場合は、通信を中継する巡視船を派遣するなどして、関係機関相互間の通信連絡の確保に努める。

第4節 経済的支援

1. 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画 【福祉班】(住民生活課)

1.1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

1.2 計画内容

1.2.1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

(1) 実施者

本部長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

(2) 実施基準等

「災害弔慰金、災害援護資金等実施基準」を参照

1.2.2 生活福祉資金(災害援護資金)の貸付け

(1) 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となった資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

(2) 生活福祉資金貸付条件

「生活福祉資金貸付条件」表を参照

2. 災害義援金品配分計画 【福祉班】(住民生活課)

2.1 計画方針

罹災者、罹災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2.2 計画内容

2.2.1 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは、次の機関から受けとるものとする。

機関区分	義 援 金	義 援 品
県 段 階	県知事、日赤県支部長、県共同募金会等	県 知 事
県 段 階	振 興 局 長	振興局長
すさみ町段階	町 長	町 長

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付けは行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

2.2.2 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

(1) 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

(2) すさみ町における配分

県及び郡単位機関が配分を受け、また本町において受付けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

(3) 配分の時期

配分はできる限り受付け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物質については速やかに適宜の処置をするよう配慮すること。

(4) 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

2.2.3 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

(1) 義援金の募集

義援金の募集は、県、町、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会により募集するものとする。

募集期間は1ヶ月で、災害の規模により延長することができる。

(2) 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は県、町、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議の上、実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

(3) 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

なお、配分委員会が組織されるまで現金の領収保管は、県会計部会計班（会計課）が担当する。現金は、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(4) すさみ町における保管及び配分

情報班（会計課）は、すさみ町における義援金の保管を行う。

福祉班は、配分委員会の配分方針に従い、所定の手続きを経て被災者に配分するものとする。

2.2.4 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができるものとする。

2.2.5 本部における分業

本部における義援品は、福祉保健部福祉保健総務班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議の上、配分を行うものとする。

3. 災害復旧資金計画 【関係各班】(関係各課)

3.1 方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

3.2 資金の種類

3.2.1 農林漁業関係の資金

(1) 天災融資資金(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)

- ① 農林漁業者経営資金
- ② 農林漁業組合事業資金

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金(株式会社日本政策金融公庫法)

- ① 農業基盤整備資金
- ② 林業基盤整備資金
- ③ 漁業基盤整備資金
- ④ 漁業経営改善資金
- ⑤ 農林漁業施設資金(共同利用施設、主務大臣指定施設)
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

(3) 生活営農資金

3.2.2 商工業関係の資金融通

- ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設
- イ 災害復旧高度化融資
- ウ 小規模企業者等設備導入資金助成法の設備資金

3.2.3 福祉関係の資金融通

(1) 生活福祉資金(生活福祉資金貸付制度要綱)(県社会福祉協議会運用)

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金

(2) 母子・寡婦福祉資金

- ① 事業継続資金
- ② 住宅資金

3.2.4 住宅関係の資金

- (1) 災害復旧住宅資金
- (2) 災害特別貸付

4. その他の復旧計画 【総務班】(総務課)

4.1 被災者の雇用の確保

- 1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業のあっせんと雇用の確保に努める。
- 2) 県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て事業主に雇用維持を要請する。

4.2 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

- 1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- 2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。

第5節 施設災害復旧事業計画 【関係各班】(関係各課)

1. 方針

公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、国の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

2. 事業計画の種別

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

2.1 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア. 河川公共土木施設復旧事業計画
- イ. 海岸公共土木施設復旧事業計画
- ウ. 砂防設備復旧事業計画
- エ. 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- オ. 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ. 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ. 道路公共土木施設復旧事業計画
- ク. 漁港公共土木施設復旧事業計画

2.2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- ア. 隣地荒廃防止施設復旧事業計画

2.3 都市災害復旧事業計画

2.4 水道施設災害復旧事業計画

2.5 住宅災害復旧事業計画

2.6 社会福祉施設災害復旧事業計画

2.7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

2.8 学校教育施設災害復旧事業計画

2.9 社会教育施設災害復旧事業計画

2.10 文化財災害復旧事業計画

2.11 その他の災害復旧事業計画

3. 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

3.1 国庫補助及び国の財政措置

- ア. 公共土木施設災害復旧 …… 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- イ. 農林水産施設災害復旧 …… 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置

係各班】(関係各課))

に関する法律によるもの

ウ. 公立学校施設災害復旧 …… 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

エ. 公 営 住 宅 の 建 設 …… 公営住宅法によるもの

オ. 都 市 施 設 災 害 復 旧 …… 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

3.2 地方債に基づく措置によるもの

3.3 地方交付税に基づく措置によるもの

3.4 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

3.4.1 激甚災害の調査

(1) 和歌山県

県は、被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(2) すさみ町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

3.4.2 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

3.4.3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、本町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第5章 その他個別応急対策計画

第1節 消防計画 【消防班・総務班】(すさみ消防署・総務課)

1. 計画方針

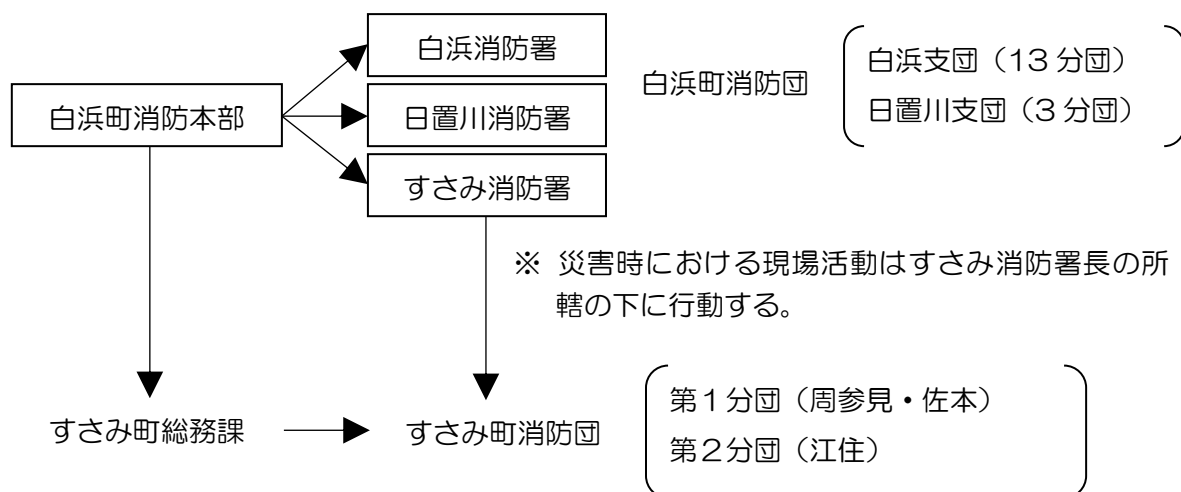
消防組織法第6条の規定により、消防責任は各市町村にあり、すさみ町は平成18年3月1日より消防に関する事務を白浜町に委託し、白浜町は委託事務を管理及び執行するためにすさみ町内に「すさみ消防署」を設置している。

すさみ消防署は、本計画及び「白浜町消防計画」により速やかに初動体制を確立し、消火活動及び救助・救急活動を実施し町民の生命、身体及び財産を火災や災害等から保護すべく計画を定めるものとする。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか、「白浜町消防計画」及び「白浜町消防出動計画」によるものとする。

2. すさみ消防署の組織



3. 計画内容

3.1 消防配備体制の確立

すさみ消防署は、「白浜町消防計画」及び、「白浜町消防本部出動計画」に基づき、速やかに初動体制を確立させるものとする。

また、すさみ消防署は、すさみ消防団と連携して活動する。

3.2 消火活動、救助・救急活動

火災等の状況に応じた消防隊出動により、建物状況、燃焼状況や現場付近の道路状況を勘案し消火活動を実施する。

白浜警察署などの関係機関と連携のもと、救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を行う。なお、延焼火災及び救助・救急活動が同時多発しているときは、救命効果の高い活動を優先して実施する。

3.3 消防情報の収集及び報告

情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」によるものとする。

「火災即報」については、次のいずれかに該当するもしくは該当するおそれがある火災について、火災発生後直ちに和歌山県総合防災情報システムによって報告するものとする。(該当しない火災であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。)

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告するものとする。(この報告をもって火災即報とみなすものとする。)

[火災即報]

- ア. 死者3名以上生じた火災
- イ. 死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- ウ. 自衛隊に災害派遣を要請した火災
- エ. 特定防火対象物で死者の発生した火災
- オ. 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- カ. 国指定重要文化財の火災
- キ. 特定違反對象物の火災
- ク. 建物焼損延べ面積が、3,000平方メートル以上と推定される火災
- ケ. 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- コ. 損害額1億円以上と推定される火災
- サ. 焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災
- シ. 空中消火を要請した林野火災
- ス. 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- セ. 航空機火災
- ソ. タンカー火災
- タ. 船舶火災であって社会的影響度が高い火災
- チ. トンネル内車両火災
- ツ. 列車火災
- テ. その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等

3.4 関係各課との連携

火災の規模・範囲等により、消火活動が長時間にわたると予想される時は、すさみ消防署長は、総務課長と協議し、炊き出しや町職員による物資搬送その他の業務について協議を行う。

また、現地対策連絡所の設置についても同様に協議する。

3.5 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、「気象警報等の伝達計画」、「災害広報計画」、「白浜町消防計画」及び「白浜町消防本部出動計画」等の定めるところにより、速やかに住民に対して周知徹底を図るものとする。

3.6 広域応援の要請等

大規模な災害や火災が発生した場合で、応援が必要なときは災害の規模等に応じて次により広域応援の要請を行う。

3.6.1 消防相互応援協定による要請

消防長は、本町及び白浜町の消防力では十分な対応ができないと判断したときは、消防組織法第39条の規定に基づき協定を締結している他の市町村の消防長に対し、応援を要請する。

なお、現在締結している消防相互応援協定等は、次のとおりである。

和歌山県下消防広域相互応援協定

紀南消防相互応援協定

和歌山県防災ヘリコプター応援協定

消防業務協定

南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

3.6.2 県知事への応援要請

自己消防力のみでは対応できないような災害等が発生し、緊急の措置を講じる必要があるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定により、県知事に指示権の発動を要請する。

ヘリコプターの活動を要する場合は、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

3.6.3 非常事態の場合における県の措置

被害が広範囲に及び、県内の消防体制では対処できないと認められる災害等が発生した場合は、消防組織法第44条に規定する措置をとるよう、県知事を通じて消防庁長官に要請する。

非常事態時における消防組織法第43条の規定に基づく知事の指示権は、和歌山県下消防広域応援基本計画によるものほか、次の場合に運用する。

ア. 和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく要請がない場合においても、災害防御に関し、緊急の必要があるとみとめられるとき。

なお、知事は、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防長官に要請するものとする。

応援要請先及び連絡方法

消防庁応急対策室

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49013

消防防災無線 防災電話 78-90-49013

電話 03-5253-7527

消防庁宿直室(休日・夜間)

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49102

班】(すさみ消防署・総務課))

消防防災無線
電話

防災電話 78-90-49102
03-5253-7777

3.6.4 消防庁長官の措置による応援体制

被害が広範囲に及び、県内の消防体制では対処できないと認められる災害等が発生した場合は、消防組織法第44条に規定する措置をとるよう、県知事を通じて消防庁長官に要請する。

3.6.5 自衛隊に対する災害派遣要請

本編第2章第3節1 自衛隊派遣要請等の計画に基づき要請する。

3.6.6 救急業務における広域応援

消防本部は、近隣の医療機関や県防災航空隊等と連携し、迅速な患者搬送を行う。

3.7 広域応援出動

白浜町消防本部出動計画等に基づき、応援出動を行うものとする。

第2節 水防計画【総務班・調査復旧班・消防班】(総務課・建設課・すさみ消防署)

1. 風水害時

1.1 計画方針

洪水又は高潮による被害を軽減し、公共の安全を保持するために、町内の水防活動の円滑な実施を目的とし、水防業務の大綱を示すため、水防計画を定める。

1.2 計画内容

1.2.1 水防組織

水防本部は、本編第2章第1節1組織計画で規定する町災害対策本部の組織をもって組織し、消防団員は水防法に基づき役割のほか、すさみ町水防計画による任務も果たす。

水位情報(水位周知河川)

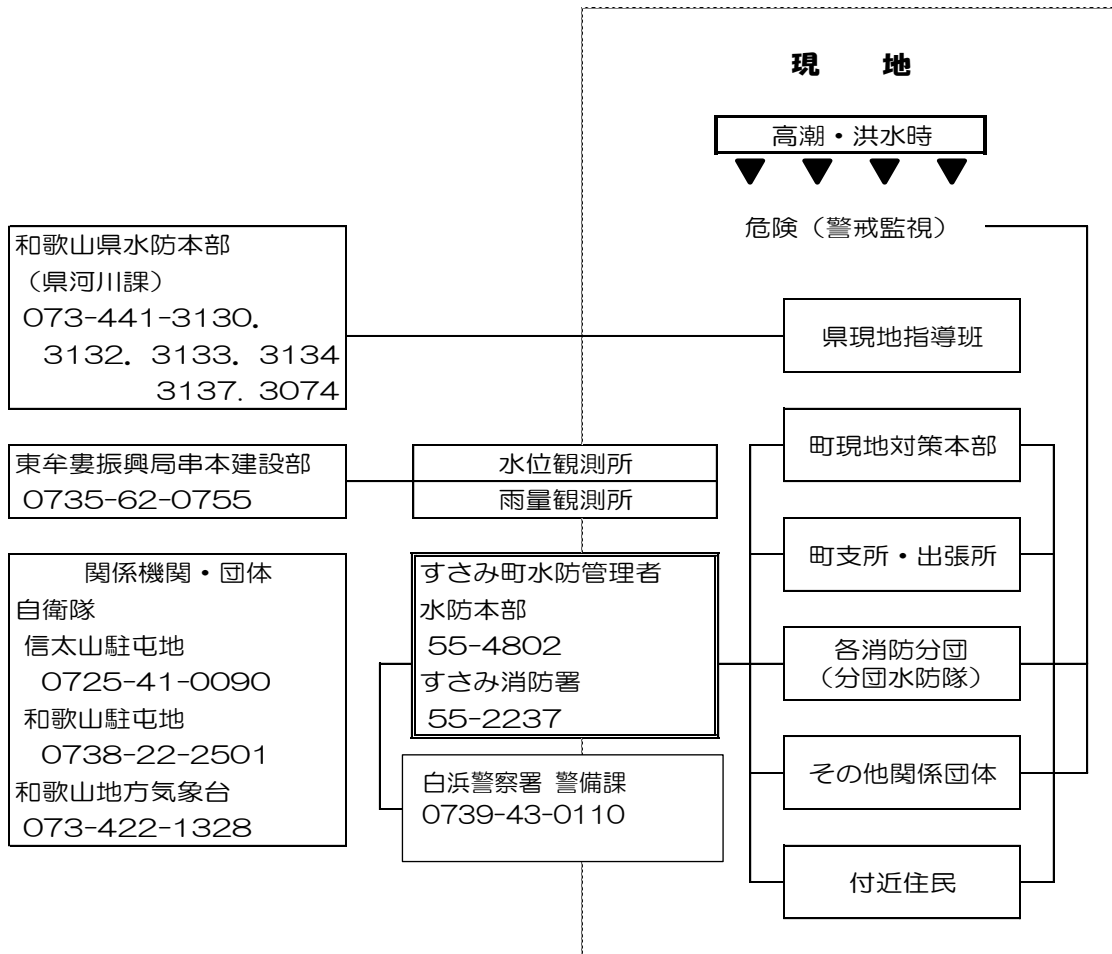
水位周知河川とは水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民又は県民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定したものである。

水位情報は、振興局建設部長が氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達したとき、又は氾濫が発生したとき伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものをいい、その内容は次のとおりである。

【水位情報発表区域】

水位周知河川	区 域	対 象 量水標	水 位 (メートル)	発 表 事務所	担当水防 管理団体
周参見川	長宇井橋上流 190メートルの 地点 (左岸) 西牟婁郡 すさみ町 周参見	望児橋	氾濫危険水位	東牟婁 串 本	すさみ町
			2.90		
	避難判断水位		2.50		
	氾濫注意水位		2.50		
西牟婁郡 すさみ町 周参見 から海まで	水防団待機水位	2.20			

1.2.2 水防連絡体系



1.2.3 水防団(消防団)の非常配備

(1) 水防団(消防団)の非常配備発令

次の場合に発するものとする。

- 水防管理者(本部長)の判断により必要と認める場合。
- 水防警報指定河川にあつては、県知事からその警報事項の伝達を受けた場合。
- 緊急にその必要があるとして県知事からの指示があつた場合。

(2) 非常配備の種類と発令時期

種類	配備内容	発令時期
待機	消防団長・水防団長は、連絡員を本部に詰めさせ、消防署長又は団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に移り得るような状態におくものとする。	○ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
準備	消防団長・水防団長は、団員、班長等を所定の詰所に集合させ、資機材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、水こう門等の水防上重要な工作物のある箇所へ、又水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。	○ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき。 ○ 高潮の危険が予知されるとき。 ○ 地震により、堤防、護岸からの漏水、決壊などの危険が予想されるとき。
出動	消防団長・水防団長は、全員を指定の詰所に集合させ、警戒にあたる。	○ 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 ○ 潮位が満潮位をこえ異常に上昇するおそれがあるとき。 ○ 地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

(3) 本部の非常配備

本部の非常配備については、本編第2章第1節1組織計画での配備体制に準ずる。

(4) 報告

本部長は、非常配備を発令したときは直ちに東牟婁振興局串本建設部長を通じ県水防本部へ報告すること。

(5) 解除

本部長は、水位が下がり洪水の危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったとき、又は漏水等の危険がなくなったときは水防態勢を解除するものとし、その旨東牟婁振興局串本建設部長を通じ県水防本部へ報告するものとする。

1.2.4 地震により行う水防活動

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがある時（※1）で、水防活動を行う必要がある場合（※2）に水防管理者（本部長）は以下の措置をとる。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

※1 被害が生じる恐れのあるとき : 和歌山県に津波又は大津波警報が発表されたとき。県内で震度4以上の地震が観測されたとき。

※2 水防活動を行う必要があるとき : 地震により被害を受け、堤防、護岸等の施設から河川水等の浸水があったとき、または、浸水が予想される時。

※ また、水防団員は安全性が高いと考えられる場所まで避難完了に要する時間、津波到達時刻を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、地震の避難を優先する。

※ なお、水門、樋門、こう門等の操作にかかる余裕時間がないと判断されるものについては、和歌山県沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合には、当該操作担当者は水門等の操作をせずに速やかに避難することを原則とする。

1. 自らの判断で河川、海岸等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、東牟婁振興局串本建設部へその旨連絡する。
2. 管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等河川管理者への連絡、通報を行う。
3. 水防活動に必要な資器材の点検整備。
4. 管理する水門、樋門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。
5. 市町村(水防管理団体)における相互協力及び応援。

1.2.5 洪水予報と水防警報

(1) 水防警報

本町の河川において、水防法第16条の規定により、県知事が発表する洪水情報は、次のとおりである。

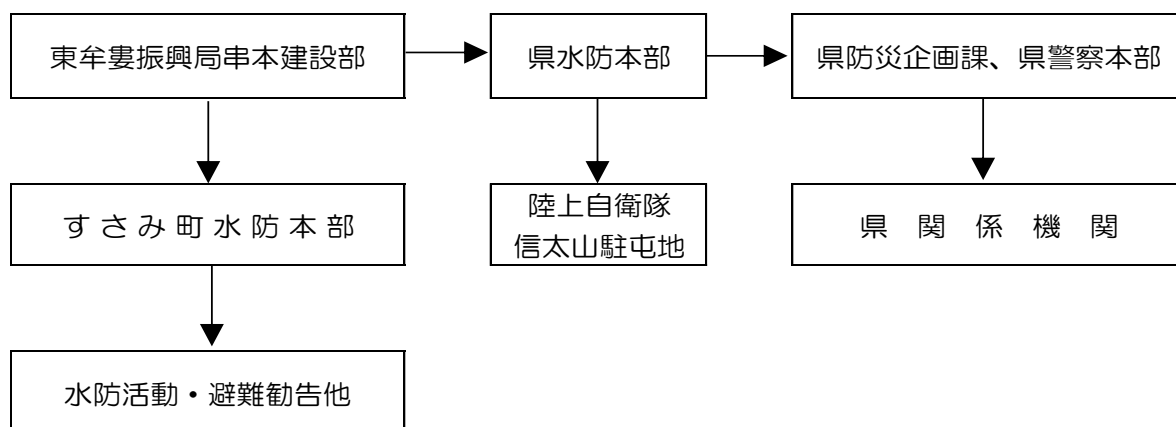
水防警報は、東牟婁振興局串本建設部長が現地の雨量、河川水位等の状況を判断して、又は県知事の指令に基づいて発表し、伝達されるものである。

水位周知河川	区 域	対 象 量水標	水 位 (メートル)	発 表 事務所	担当水防 管理団体
周参見川	長字井橋上流 190mの地点 (左岸) すさみ町周参見 (右岸) すさみ町周参見 から 海まで	望児橋	氾濫危険水位	東牟婁 串 本	すさみ町
			2.90		
			避難判断水位		
			2.50		
氾濫注意水位	2.50				
水防団待機水位	2.20				

○ 水防警報の種類等

段階	種類	内 容	発 表 基 準
第一	待機	水防(消防)団員の出動に備えた待機を目的とする。	主として気象予報に基づいて行う。
第二	準備	水防資機材の準備点検、水門等開閉準備、幹部の出動等に対するもの。	通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。
第三	出動	水防(消防)団員が出動し、河川巡視を行うとともに、災害の発生を警戒、予防するもの。	警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
第四	解除	水防活動終了に関するもの。	水位が下がり洪水等災害の危険がなくなったとき。

○ 知事が行う水防警報の伝達経路



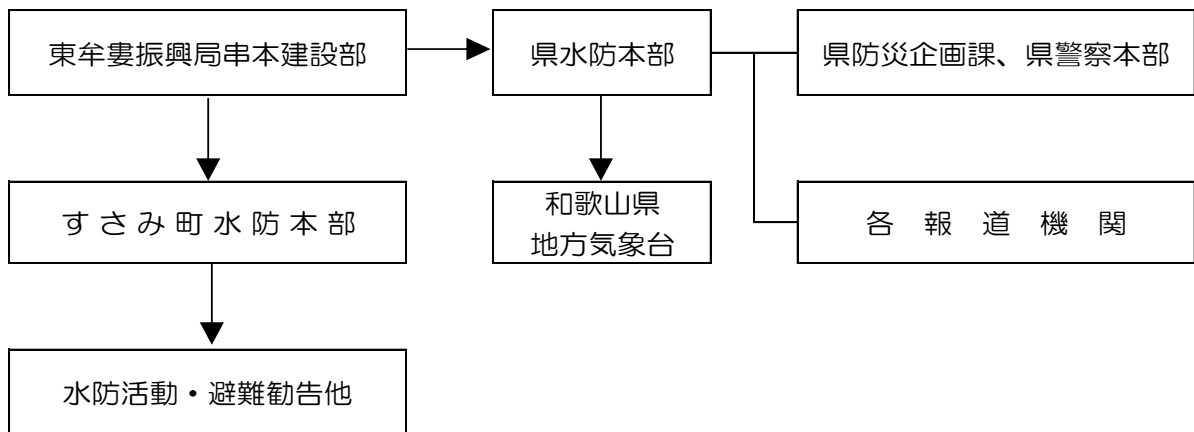
(2) 特別警戒水位情報

特別警戒水位としては警戒水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいい、本町において県知事が発表する情報は次のとおりである。

この場合、東牟婁振興局串本建設部長は、水防法第13条2項の規定により情報を速やかに関係機関に通知されるものである。

水位周知 河川	区 域	対 象 量 水 標	水 位 (メートル)	発 表 事 務 所	担 当 水 防 管 理 団 体
周参見川	長字井橋上流 190mの地点 (左岸) すさみ町周参見 (右岸) すさみ町周参見 から 海まで	望児橋	氾濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.50 氾濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.20	東牟婁 串 本	すさみ町

○ 知事が行う特別警戒水位情報の伝達経路



1.2.6 雨量・水位の観測通報

(1) 雨量の観測・通報

各振興局建設部は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況等の把握に努めるとともに、管下雨量観測者からより正確な情報を敏速に入手し、県水防本部へ報告するものとする。なお、県水防本部は地方気象台と連絡を密にして、必要に応じ情報等の交換を行うものとする。

1) 報 告

「県水防本部が雨量報告を受ける観測所」に掲げる観測所は、次の要領により報告すること。

- 定時報告 (毎時)
 - ・ 総雨量が 80 ミリに達したとき。
 - ・ 時間雨量が 20 ミリを超えたとき。
- 終雨報告・・・雨天が回復し、雨が止んだその時刻と雨量
- 県水防本部が認めたとき。

2) 情報交換

本部長と東牟婁振興局串本建設部長は、相互連絡を密にし、必要な降雨状況の情報交換に努めるものとする。

【すさみ町内の雨量観測所】

観測所名	周参見	佐本中	小河内	太間川	大山
所在地	周参見	佐本中	小河内	太間川	江住
設置場所	すさみ町役場	すさみ町役場 佐本出張所	すさみ町小河内 1636-2	太間川集会所	江住小学校 運動場
河川名	周参見川	佐本川	周参見川	太間川	江住川
管理者	和歌山県				
観測者	東牟婁振興局 串本建設部職員				
電話番号	0735-62-0755				
所轄振興局 建設部	東牟婁振興局 串本建設部				
備考	テレメーター				

(2) 水位の観測・通報

1) 通報の義務

水防法第10条の3の規程により、本部長は、気象状況等により洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら察知したときは、その後の水位の変動を監視し、通報水位に達したときから東牟婁振興局串本建設部長に報告するものとする。

2) 報告

報告を要する観測所は、通報水位に達したときから観測・報告を開始するものであるが、次の場合はその都度報告する。

- 氾濫注意水位に達したとき。
- 氾濫注意水位にまで下がったとき。
- 水防団待機水位にまで下がったとき。
- 避難判断水位に達したとき。
- 避難判断水位にまで下がったとき。
- 水防本部が認めたとき。

3) 情報交換

本部長と東牟婁振興局串本建設部長は、相互連絡を密にし、必要な水位状況の情報交換に努めるものとする。

【すさみ町内の水位観測所】

河川名	観測所	所在地	設置場所	管理者	観測者
周参見川	望兎橋	すさみ町 周参見	望兎橋右岸 下流 5m	和歌山県	東牟婁 振興局 串本建設 部 職員
	水 位		堤 防 高		
	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	左岸	右岸	
	2.20 m	2.50 m	6.50 m	6.50 m	

1.2.7 水防信号

水防法第13条の規定により知事が定める水防信号は次のとおりとする。

区 分						
第1信号	警鐘信号	○休止		○休止		○休止
	サイレン	0-5秒	休10秒	0-5秒	休10秒	0-5秒
第2信号	警鐘信号	○-○-○		○-○-○		○-○-○
	サイレン	0-5秒	休5秒	0-5秒	休5秒	0-5秒
第3信号	警鐘信号	○-○-○-○		○-○-○-○		○-○-○-○
	サイレン	0-10秒	休5秒	0-10秒	休5秒	0-10秒
第4信号	警鐘信号	乱打				
	サイレン	0-1分	休5秒	0-1分		

第1信号：警戒水位に達したとき

第2信号：消防機関に属する者全員出動

第3信号：該当区域内に居住する者が出動

第4信号：立退の指示

1.2.8 重要水防箇所

(1) 知事管理河川

河川の流量、当該箇所の背後地の状況及び河川施設（堤防、護岸等）の状況等から、洪水の危険度、人命財産等の影響範囲、水防活動の必要度合等を総合的に考慮し次のとおり定める。

- A 最も重要と思われる箇所
- B 次に重要と思われる箇所

【すさみ町内の知事管理河川重要水防箇所】

番号	水系名 河川名	岸	重要水防箇所		重要度	危険理由
			場所	延長(m)		
1	周参見川 周参見川	左	原(長宇井橋上流100m～ 長宇井橋上流70m)	30	B	堤防高
2	周参見川 周参見川	左	立野(沼田谷橋上流630m～ 沼田谷橋上流150m)	480	A	堤防高
3	周参見川 周参見川	左	防地(上水道水源地上流900m ～上水道源地)	900	B	堤防高
4	周参見川 周参見川	左	防地、田中、本城、堀地、石橋 (給食センター前水路合流点～遠見橋)	630	A	堤防高
5	周参見川 周参見川	左	下地、本城(すさみ橋～ すさみ橋下流300m)	300	B	堤防高
6	周参見川 周参見川	右	沼田谷(沼田谷橋上流370m～ 沼田谷橋上流20m)	350	B	堤防高
7	周参見川 周参見川	右	沼田谷(沼田谷橋下流200m～ 沼田谷橋下流600m)	400	B	堤防高
8	周参見川 周参見川	右	堀切、山崎(望児橋上流180m ～遠見橋)	680	B	堤防高
9	周参見川 周参見川	右	平松(すさみ橋～太間川合流 点)	100	A	堤防高
10	周参見川 太間川	左	入松(松の本橋)～ 平松(周参見川合流点)	1,980	A	堤防高
11	周参見川 太間川	右	入松(松の本橋上流100m～ 松の本橋)	100	A	堤防高
12	周参見川 太間川	右	入松(松の本橋)～ 太間川(太間地橋)	1,290	B	堤防断面
13	周参見川 太間川	右	太間地(太間地橋)～ 平松(平松橋)	600	A	堤防高
14	和深川 和深川	左	口和深(君嶋橋～ 君嶋橋下流550m)	550	B	堤防高
15	和深川 和深川	右	口和深(君嶋橋～ 君嶋橋下流河口)	970	B	堤防高

番号	水系名 河川名	岸	重要水防箇所		重要度	危険理由
			場所	延長(m)		
16	日置川 城川	左	大附字古川(出合橋下流800m ～出合橋下流1100m)	300	B	水均・洗掘・堤防高
17	日置川 城川	右	大附(出合橋上流200m～ 出合橋上流120m)	80	B	水均・洗掘・堤防高
18	古座川 佐本川	左	佐本大谷(大谷橋上流100m～ 大谷橋下流250m)	350	B	水均・洗掘・堤防高
19	古座川 佐本川	右	佐本大谷(大谷橋上流100m～ 大谷橋下流250m)	350	A	水均・洗掘・堤防高
20	江須の川 江須の川	左	江住(JR鉄橋上流350m～ JR鉄橋)	350	B	水均・洗掘・堤防高
21	江須の川 江須の川	右	江住(JR鉄橋～河口)	350	B	水均・洗掘・堤防高
22	江住川 江住川	左	江住(江住橋上流700m～江住 橋下流100m)	800	A	水均・洗掘・堤防高
23	江住川 江住川	右	江住(江住橋上流310m～江住 橋下流120m)	430	B	堤防高
24	里野西地川 里野西地川	左	里野(JR暗渠上流400m～JR 暗渠)	400	B	堤防高

(2) 海岸

海岸 重要水防箇所選定基準

1. 海岸法第2条の3に基づき、県が策定した紀州灘沿岸海岸保全基本計画において高潮による浸水区域を想定し、対策工を計画している海岸(箇所)のうち、過去10年間に背後地への越波や飛石が発生した海岸または、現在、海岸事業(高潮対策、侵食対策、環境整備)を実施中の海岸
2. 過去5年間に、高潮により背後地に浸水被害が発生した海岸

【すさみ町内の国土交通省水管理・国土保全局所管重要水防箇所】

番号	名称	重要水防箇所所在地	延長(m)
1	江住	西牟婁郡すさみ町江住	380

1.2.9 避難体制

(1) 避難立退計画

本部長は、串本警察署長および関係機関と協議し、水防計画書に明記するとともに、訓練などを実施して万全を図ること。

次の事項は必ず定めておくものとする。

- 避難場所及びその責任者及び収容人員
- 連絡系統図
- 給水・給食計画

(2) 避難準備及び指示

河川等の水位が警戒水位に達し、破堤のおそれがある場合、海岸に高潮等のおそれがある場合、本部長は、必要な区域の居住者に対し、避難準備を指示するものとし、更に洪水・高潮などにより著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のために立ち退きを指示するものとする。

区域住民への周知徹底については、防災行政無線による放送や信号、広報車その他の方法により行うものとする。

1.2.10 決壊の通報

堤防等が決壊した場合は、本部長は直ちに東牟婁振興局串本建設部長に通報するものとする。

なお、本部長は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

1.2.11 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する措置

本部長は、水防法第15条に規定する当町における浸水想定区域内の要配慮者利用施設に災害発生または発生の恐れがあるときは、FAX等を用いて当該施設に対して洪水予報等必要な情報を迅速に伝達するものとする。

また、避難の必要があるときは、本部長は当該施設に対して速やかに避難勧告又は避難指示など必要な措置を講じるものとする。

当該施設の施設長は、上記措置に基づき、施設利用者を安全に避難させるものとする。

【浸水想定区域等内の要配慮者利用施設】

施設名称		特別養護 老人ホーム はまゆう園	障害者福祉 サービス事業所 いなづみ作業所	国保すさみ病院
所在地		周参見 2362-1	周参見 2338-1	周参見 2380
周参見川 洪水浸水想定	想定最大規模降雨	○	○	○
	計画規模降雨	—	—	—
土砂災害 警戒区域	土石流	—	—	—
	急傾斜地崩壊	○	○ (一部特別警戒区域)	○ (一部特別警戒区域)
	地すべり	—	—	—
津波	南海トラフ地震	○	○	○
	3連動地震	—	○	—

※ ○は浸水等の想定区域内にあること、—は想定区域外にあることを意味する。

1.2.12 その他

上記以外の事項については、すさみ町水防計画書において定めるものとする。

2. 震災時

2.1 計画方針

地震(津波)により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある場合には次の措置をとる。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

被害が生じる恐れのあるとき：	和歌山県に大津波警報・津波警報が発表されたとき。 県内で震度4以上の地震が観測されたとき。
水防活動を行う必要があるとき：	地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、また浸水が予想されるとき。

また、水防団員は安全性が高いと考えられる場所まで避難完了に要する時間、津波到達時刻を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、地震の避難を優先する。

なお、水門、樋門、こう門等の操作にかかる余裕時間がないと判断されるものについては、和歌山県沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合には、当該操作担当者は水門等の操作をせずに速やかに避難することを原則とする。

2.2 計画内容

- 1) 計画内容は、基本的に風水害時の水防計画に準じるものとする。
- 2) 自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、東牟婁振興局串本建設部へその旨連絡する。
- 3) 管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等管理者への連絡通報。
- 4) 水防活動に必要な資機材の点検整備。
- 5) 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。
- 6) 水防活動の相互協力体制をとる。
- 7) 操作担当者への要請

(空白)

第3節 公共的施設災害応急対策計画

1. 公衆電気通信施設災害応急対策計画

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1.1 通信連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

1.2 災害時における情報の収集及び連絡

1.2.1 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ア 気象状況、災害予報等
- イ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- ウ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- エ 被災設備、回線等の復旧状況
- オ 復旧要員の稼働状況
- カ その他必要な情報

1.2.2 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

1.3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

1. 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
2. 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
3. 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。
4. 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。
5. 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
6. 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。
7. その他、安全上必要な措置を講ずること。

1.4 通信の非常疎通措置

1.4.1 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

画)

- ア. 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。
- イ. 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ウ. 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- エ. 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- オ. 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

1.4.2 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

1.4.3 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

1.4.4 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

1.5 災害時における広報

1. 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
2. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
3. 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

1.6 対策要員の確保

1. あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
2. 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部に出動する。
3. 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動出来ない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。
4. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ア. 社員の非常配置及びサービス標準
- イ. 社員の非常招集の方法
- ウ. 関係組織相互間の応援の要請方法

1.7 グループ会社に対する協力の要請

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

1.8 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対して次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

1.8.1 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。

1.8.2 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する

1.8.3 交通及び輸送対策

- ア. 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。
- イ. 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。

1.8.4 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の 確保・供給を関係者に要請する。

1.8.5 お客様対応

お客様に対して故障情報、回復情報、輻輳回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関の連携を図る。

1.8.6 その他必要な事項

1.9 対策要員の広域支援

大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、西地域会社、東地域会社、長距離会社及びドコモグループ各社、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

1.10 災害時における災害対策用資機材の確保

1.10.1 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。

画)

1.10.2 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

1.10.3 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

1.11 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

1. 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
2. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。
3. 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(KDDI株式会社)

2.1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

1. 災害に規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、関係事業所管相互の連絡を行う。
2. 必要に応じて社外関係機関との災害応急対策等に関する連絡を行う。

2.2 準備警戒

災害用法が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

2.3 防災に関する組織

1. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
2. 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

2.4 通信の非常疎通措置

1. 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運輸等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
2. 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信

事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

2.5 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

2.6 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施する。

(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

3.1 災害発生直後の対応

1. 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

2. 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

3.2 復旧作業に至るまでの対応

1. 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

2. 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。

基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。

また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

3. 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）

4. 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などをWEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

画)

2. 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

2.1 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図り、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2.1.1 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は、電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

2.1.2 通報・連絡

(1) 通報・連絡の実施

対策組織の長は、被害情報などについて、定められた経路に従い通報・連絡する。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、通信連絡施設・設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

2.2 計画内容

2.2.1 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

(1) 一般情報

1) 気象、地象情報

2) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

3) 対外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客様等への対応状況)

4) その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 関西電力及び関西電力送配電の被害情報

1) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

2) 停電による主な影響状況

3) 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項

4) 従業員等の被災状況

5) その他災害に関する情報

2.2.2 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

2.2.3 広報活動

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合において、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- 1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- 3) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- 4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- 5) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- 6) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- 7) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- 8) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- 9) その他事故防止のため留意すべき事項。

2.2.4 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

2.2.5 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア. 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ. 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的推進機関と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

2.2.6 災害時における復旧用資機材等の確保

(1) 調 達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- 1) 現地調達
- 2) 対策組織相互の流用

画)

3) 他電力会社等からの融通

(2) 輸 送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

2.2.7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

2.2.8 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなおお応援を必要と判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の県知事に対して、関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

2.2.9 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

1) 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

3) 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

4) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

5) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

2.2.10 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧用資機材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 宿泊施設、食料等の手配
- (7) その他必要な対策

3. ガス施設災害応急対策計画（各事業所）

3.1 計画方針

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

3.2 計画内容

3.2.1 情報の収集伝達及び報告

(1) 気象予報等の収集、伝達

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

(2) 通信連絡

1. 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の充実を図る。
2. 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
3. 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

各事業所管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

3.2.2 応急対策要員の確保

ア. 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ. 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

画)

3.2.3 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般住民に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

3.2.4 危険防止対策

(1) 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(2) その他の災害対策

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(3) 緊急の場合

地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。

(4) 事前の「申合せ」

必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

3.2.5 応急復旧対策

各事業所は、被害箇所の修繕を行い、容器等の安全を確認したうえで、利用者に報告し利用を再開する。

第4節 事故災害応急対策計画

1. 海上災害応急対策計画【総務班他】(総務課・関係各課・関係機関)

1.1 計画方針

本計画は、海上における船舶の座礁、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。

大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、県知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

1.2 実施機関

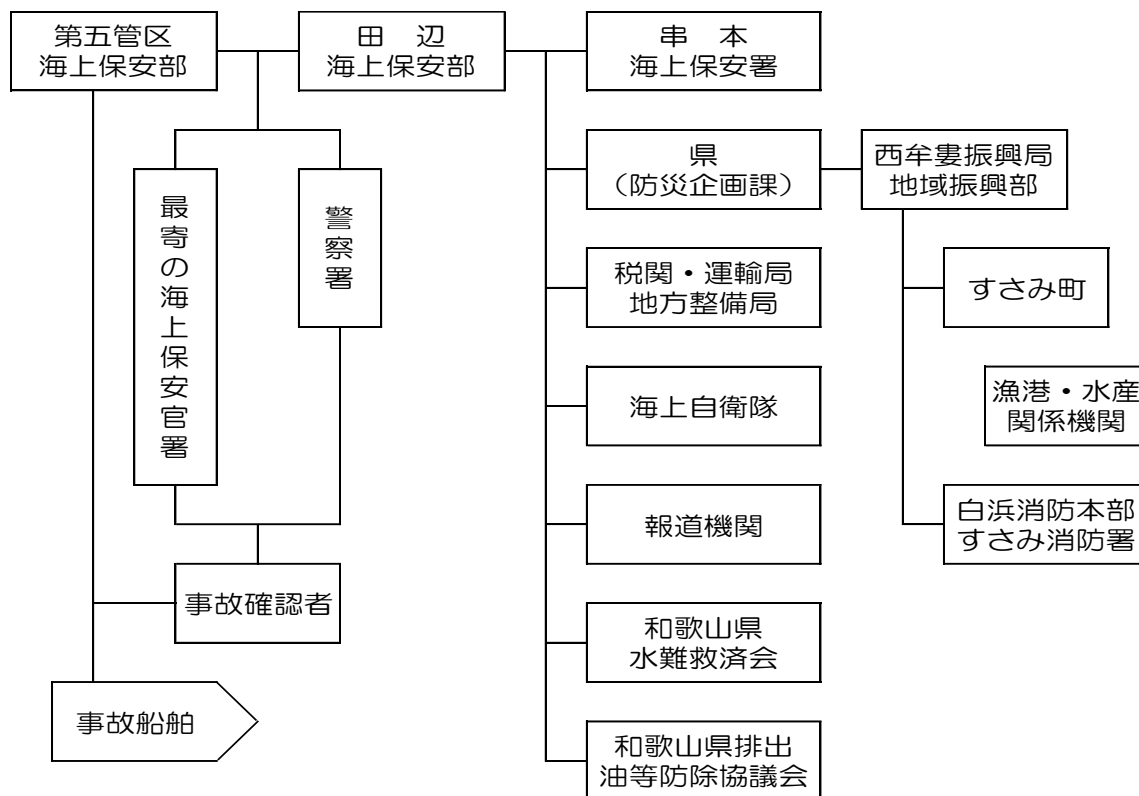
実施機関	担当業務
事故関係者（船舶所有者他）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
田辺海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
すさみ町・和歌山県	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の拡大防止のための応急措置
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

1.3 実施要領

1.3.1 通報連絡体制

○ 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

(但し、流出油事故災害の場合は、下表の他和歌山県排出油防除協議会の連絡体制を併用する。)



関係機関電話番号

海上保安部	田辺海上保安部	0739-22-2000	
	和歌山県排出油等防除協議会 (和歌山海上保安部警備救難課)	073-402-5851	
県	危機管理部 防災企画課	073-441-2271	
	西牟婁振興局 地域振興部	0739-22-1200	
	東牟婁振興局 串本建設部	0735-62-0755	
警察	白浜警察署 (警備課)	0739-43-0110	
	すすみ幹部交番		
	江住駐在所		
消防	すすみ消防署	0739-55-2237	
漁協	和歌山南漁業協同組合	すすみ支所	0739-55-2002
		見老津支所	0739-58-0043

- 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対象船舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
巡視船艇等	無線電話、船舶電話、拡声器、ライトメール、漁業無線	
放送局	ラジオ、テレビ	
港湾・漁港管理者	拡 声 器	在港船舶
漁業用海岸局	漁 業 無 線	港外漁船

- 住民に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
すさみ町	広報車、防災行政無線等	ア 災害の状況
警察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
放送局	ラジオ、テレビ	エ 避難準備等の一般的注意事項 オ その他必要事項

なお、必要に応じて航空機より上空から沿岸住民への周知を行う。

1.4 警戒措置

1.4.1 海上警戒

- 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
海上保安部署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

1.4.2 沿岸警戒

- 実施機関は、流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措 置 の 内 容
すさみ町	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
和歌山県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
警察	沿岸地域の交通制限等

1.5 応急措置

1.5.1 海上流出油対策（通常の防護体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能

な場合を想定)

各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、和歌山県排出油等防除等協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

機関の名称	応 急 措 置 の 内 容
海上保安部署	ア. 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ. 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ. 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ. 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止装置 オ. 海上における流出油等防除 カ. 流出油等防除作業の技術指導 キ. 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク. 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ. 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
和歌山県	ア. ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ. 応急措置に関するすさみ町及び関係機関との連絡調整 ウ. 防除資機材の調達 エ. 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
すさみ町	ア. 流出油等の状況把握 イ. 関係機関との連絡調整 ウ. 防除資機材の調達 エ. 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ. 回収油等の保管
海上災害防止センター	ア. 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ. 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ. 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ. 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

県本部長は、上記のほか次の措置を講じる。

ア 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあっせんを要

請する。

イ 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

ウ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体の協力を得て、食料、飲料水、医薬品、燃料等の確保を図る。

1.5.2 海上災害における人身事故等（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定）

○ 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

ア 捜索、人命救助、救護

イ 消火活動、延焼防止

ウ 応急資機材の調達

エ 遭難船の移動

1.6 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、町は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部をつぎのとおり設置する。

構成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設置場所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
その他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

1.7 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等 … 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油及び同条第3号に規定する有害液体物質を示す。

2. 鉄道施設災害応急対策計画【総務班・調査復旧班他】（総務課・建設課・関係機関）

<西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社>

2.1 計画方針

本計画は、JR西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

2.2 計画内容

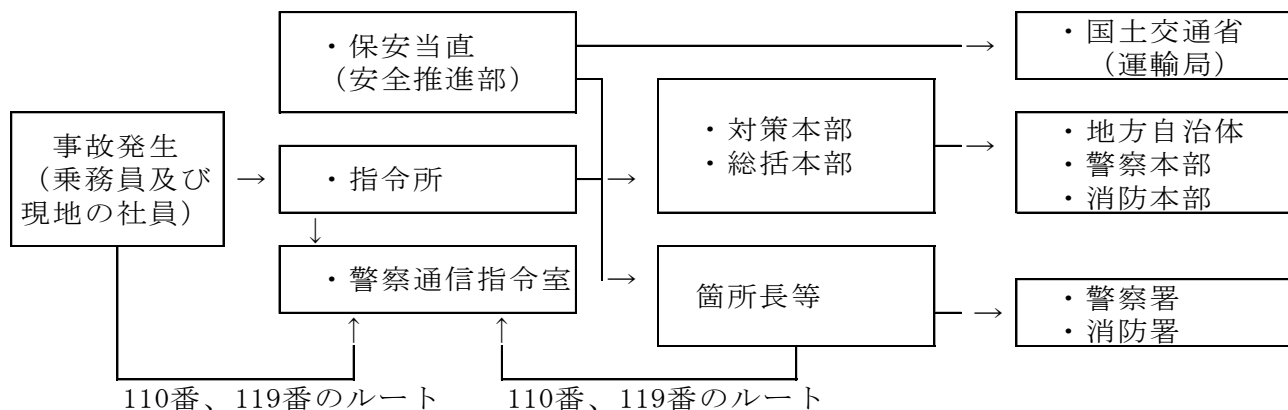
災害等により、応急対策を実施する場合は、「統括本部鉄道事故及び災害処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

2.2.1 事故災害対策通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

2.2.2 事故発生時の情報の伝達

【情報伝達ルート】



2.2.3 部外機関への速報

指令所から事故等の速報を受けた場合、必要により次の外部機関に速報すること。

関係機関		連絡先		速報者
運輸局	近畿運輸局	鉄道部安全指導課	06-6949-6440	安全推進室長
			06-6949-6529 (FAX)	
	中部運輸局	鉄道部技術・防災課	06-6949-6441	関係主管部長
			06-6949-6529 (FAX)	
府県	三重県	防災対策部災害対策課	059-224-2189	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	滋賀県	危機管理局	077-528-3436	
	京都府	危機管理部原子力防災課原子力防災係	075-414-4473	
		危機管理部災害対策課情報・対策係	075-414-4472	
	大阪府	政策企画部危機管理室	06-6944-6021	
	兵庫県	企画管理部災害対策局災害対策課	078-362-9988(昼) 078-362-9900(夜)	
	奈良県	防災統括室	0742-27-8448	
	和歌山県	危機管理部 災害対策課	073-411-2263	
		危機管理部 危機管理・消防課	073-441-2263	
		企画部地域振興局総合交通政策課	073-441-2353	
市	京都市	防災危機管理室	075-222-3210	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	大阪市	危機管理室	06-6208-7388(昼)	
			080-5701-1996(夜)	
	堺市	危機管理室	072-228-7605	
	神戸市	危機管理室	078-322-6232	
姫路市	危機管理室	079-223-9522		

警察本部	三重県	警察本部	059-222-0110	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	滋賀県	警察本部	077-522-1231	
	京都府	警察本部	075-451-9111 (内線 5751, 5755)	
	大阪府	警察本部	06-6943-1234	
	兵庫県	警察本部	078-341-7441 平日昼間(内線 5881) 夜間休日(内線 5505)	
	奈良県	警察本部	0742-23-0110	
	和歌山県	警察本部	073-423-0110 (内線 5756, 5757)	
鉄道警察隊	三重県	警察本部地域部鉄道警察隊	059-222-0110	駅業務部長
	滋賀県	警察本部地域部鉄道警察隊	077-564-1116	
	京都府	警察本部地域部鉄道警察隊	075-682-0913	
	大阪府	警察本部地域部鉄道警察隊	06-6885-1234	
	兵庫県	警察本部地域部鉄道警察隊	078-382-0530	
	奈良県	警察本部地域部鉄道警察隊	0742-23-0110 (内線 731, 373)	
	和歌山県	警察本部生活安全部 地域指導課鉄道警察隊	073-422-2436	

2.2.4 部外協力要請機関及び要請担当

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記事
自衛隊	知事	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	窓口と調整
警察本部	本部長			窓口と調整
府県	知事			窓口と調整
鉄道警察	隊長		駅業務部長	
消防署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	大規模計画運休時には、駅長は必要により周辺企業(工場)、商業施設、学校等に運行計画を伝達する
警察署	署長			
市町村	市町村長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	近畿総合指令所長	近畿総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー車に出動を要請する。(その他の場合は関係現場長)
その他	関係機関の長	統括本部長	関係部長	

2.2.5 対策本部の種類、設置標準及び招集範囲

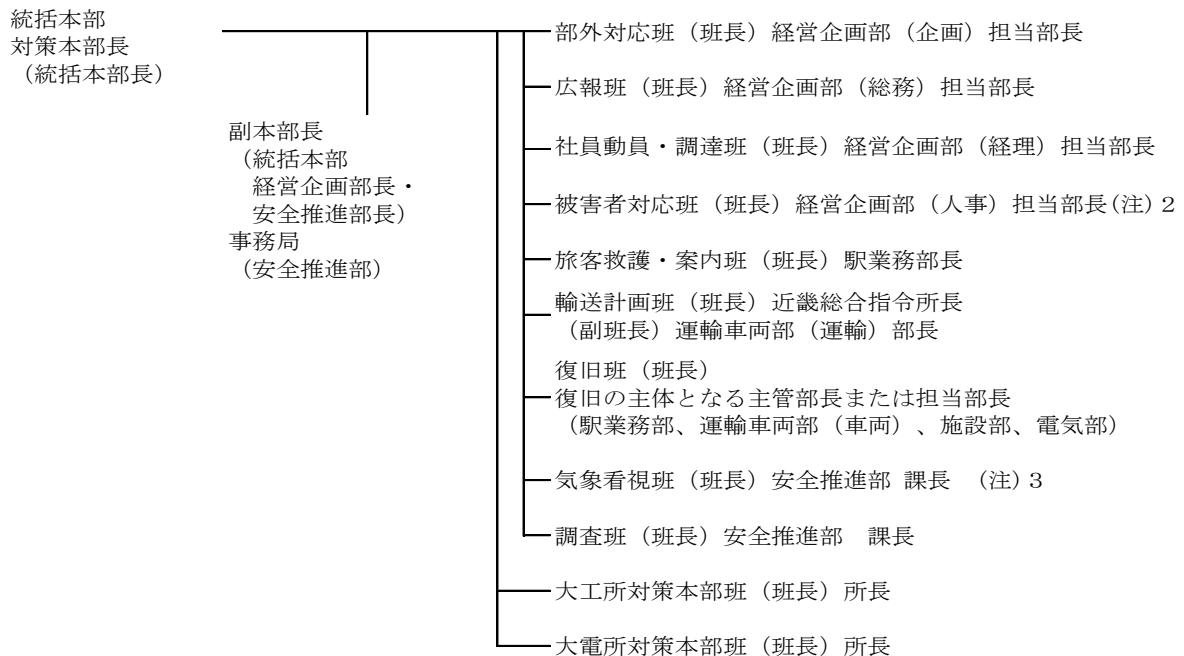
種類	設置標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○特に必要と認めたとき 	全ての班 招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき（対象線区は別紙2参照） ○必要と認めたとき 	必要な班 招集可能者の半数程度
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき（対象線区は別紙2参照） ○本社がBCP対策会議を開催するとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ○その他必要と認めたとき 	必要な班 必要な人数
初動対応室	<ul style="list-style-type: none"> ○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき 	近畿総合指令所長 必要な人数

2.2.6 基本構成

以下の構成を標準とする。

[第1～3種]

○統括本部対策本部



○現地対策本部

現地対策本部長
(支社長・
管理部長)

事務局
(安全推進部)

- 部外対応班 (班長) 課長 (地域共生) (関西エリア)
- 広報班 (班長) 経営企画部 (総務) 課長 (注) 4
- 社員動員・調達班 (班長) 経営企画部 (経理) 課長 (注) 4
- 被害者対応班 (班長) 経営企画部 (注) 4
- 旅客救護・案内班 (班長) 駅業務部 課長
- 輸送計画班 (班長) 運輸車両部 (運輸) 課長
- 復旧班 (班長)
復旧の主体となる主管部の課長又は関係の区所長
(駅業務部、運輸車両部 (車両)、施設部、電気部)
- 調査班 (班長) 安全推進部 課長
- 渉外班 (班長) 工事所長等 (大工所)
- 復旧班 (班長) 関係技術課長もしくは工事所長等 (大工所)
- 渉外班 (班長) 工事所長等 (大電所)
- 復旧班 (班長) 関係課室長もしくは工事所長等 (大電所)

3. 道路災害応急対策計画 【調査復旧班他】(建設課・関係機関)

3.1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

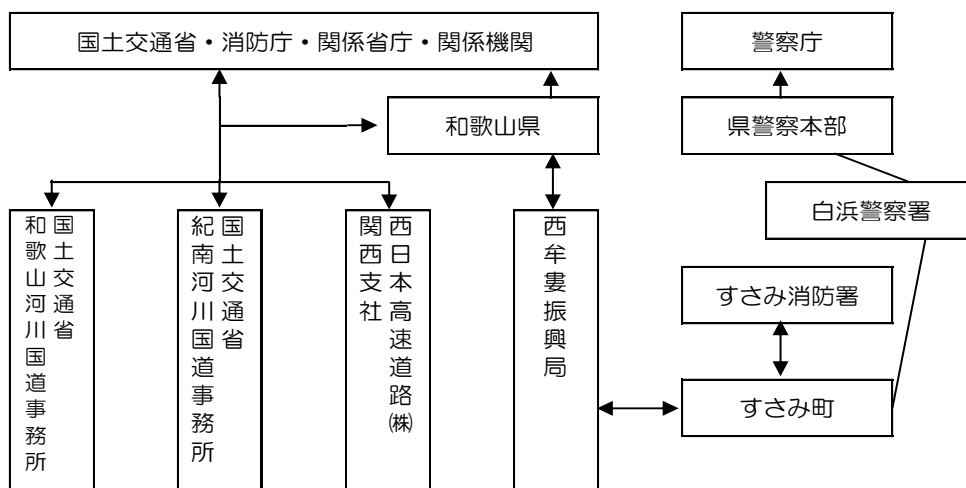
3.2 計画内容

3.2.1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア. 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ. 本町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

【通報連絡体系図】



3.2.2 応急活動及び活動体制の確立

ア. 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ. 関係機関は、本編第2章第1節1組織計画の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

3.2.3 救助・救急、医療及び消火活動

ア. 道路管理者は、本町の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ. すさみ消防署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ. 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保するものとする。

3.2.4 その他

- ア. 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- イ. 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- ウ. 白浜警察署は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。
- エ. 再発防止対策
道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(空白)

第5節 農林水産関係災害応急対策計画 (産業振興課)

1. 農林関係災害応急対策計画 【調査復旧班】(産業振興課)

1.1 計画方針

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最小限にとどめるための諸対策について定める。

1.2 計画内容

1.2.1 風水害応急対策

(1) 農作物対策

1) 水 稲

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。また、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流す。

倒伏した場合は、丁寧に引き起こす。成熟期に近いものは、早急に収穫する。(出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。)

なお、冠浸水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいので、早期防除を行う。植換えを要する場合は補種苗の確保を図り、直ちに植換えする。

2) 大 豆

強制排水を行うとともに、水害により発生する病虫害に対し早期防除の徹底を図る。また、倒伏した場合は丁寧に引き起こす。特に、成熟期に近いものは早期に収穫する。

3) 果 樹

- a. 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。
- b. 潮風を受ける所は、できるだけ早くスプリンクラー等で散水し洗浄する。
- c. 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果を行い適正着果量を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。
- d. 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後適宜行う。
- e. 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

4) 野 菜

- a. 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討する。
- b. 被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。
 - 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。
 - 滞水している場合は、直ちに、排水溝(路)の整備等排水対策を行うとともに、園内の清掃をする。
 - 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。

画(産業振興課))

- 幼苗時で補植可能な場合は、被害株(苗)を除去し、速やかに補植する。
- 被害の程度により、葉面散布や追肥による肥培管理、土寄せ、敷わら(草)等を行い草勢の回復に努める。
- 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

5) 花き、花木

- a. 被害の程度により、引き続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。
- 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら(草)を行い、草(樹)勢の回復に努める。
- 被害枝の除去及び必要に応じて再整枝の検討を行う。
- 浸水した育苗は、切花ほ場では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗する。
- 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。
- 切花では被害株(苗)を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。
- 草(樹)勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

6) 施設栽培(野菜、花き、果樹)

- a. ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。
- b. 風雨中も見回りを徹底し、施設内への浸水防止や換気に留意する。
- c. 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。
- d. 施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策を講じる。

7) 茶

- a. 支柱等による倒伏株の復旧と株元への土寄せを行う。
- b. 浸水園では、速やかに排水し、泥水、はね水の水洗と病害発生の予防措置を行う。
- c. 倒伏株等被害園に対して、樹勢回復のため、速効性チッ素を施すとともに敷わら(草)を行う。

(2) 畜産対策

1) 一般対策

ア 家畜の待避

畜舎が損壊した場合、あらかじめ検討した待避場所に家畜を移動し脱出を防止する。

イ 飼料

飼料が水没等により不足が生じたときは、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行う。

ウ 停電時の対応

停電による給温、給水、換気が不能となったときは、あらかじめ講じておいた方法によりそれぞれの代替え処置をとる。

エ 飼料作物

浸冠水した場合は、速やかに排水に努める。

倒伏した飼料作物は復元に努めるが、復元不能の場合早急に利用する。

2) 家畜衛生対策

畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発症防止に努める。

(3) 林業対策

1) 苗 畑

病害虫の発生防止を準用する。

2) 造林地

- a. 早期に山を巡視して被害の状況を把握する。
- b. 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼齢林木は木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図る。

3) 治山、林道

早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに危険な場所については標示をし、応急処置をする。

1.2.2 干害応急対策

(1) 農作物対策

1) 水 稲

用水の不足する水田では、水稻の生育に必要な最少の水量で最大の効果をあげるよう計画的、能率的なかん水を行う。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断かん水を行う。また、適当な水源を近くで得られないところで、田面が白くなった水田では、株元へのかん水等を行い被害の軽減を図る。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生すれば、直ちに防除を行う。

2) 大 豆

畦間かん水の徹底と敷草等を行うとともに、干害に伴う病虫害の発生に注意し早期防除に努める。

3) 果 樹

- a. かん水は、主根域土層の土壤水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正かん水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所かん水等による効率的な方法で行う。
- b. 干ばつ時において着果量が過重にならないよう摘果し、適正着果を維持する。

4) 野菜、花き等

- a. 生育期間中の極端な土壤水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能なかぎりかん水を実施することが望ましい。
- b. この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目にかん水を開始する。

画(産業振興課))

- c. 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるので、一度かん水を開始してから中断すると、一層被害を助長するので注意する。
- d. 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段でかん水する。

5) 茶

茶園では、干害(乾燥)に伴いハダニ類、チャノミドリヒメヨコバイ、チャハマキ等が多発して、樹体被害を増大することがあるので、防除の徹底を図る。

1.2.3 寒冷害(雪害) 応急対策

(1) 農作物対策

1) 水稲(山間部)

田植えは、遅れても温暖な日を待って行う。

生育時に低温が予想されれば、深水管理する。また早期落水は、登熟を妨げ、収穫量及び品質の低下をきたすので、生育に見合った適切な水管理及び施肥等栽培管理に万全を期す。

また低温、日照不足等により、稲体が軟弱化し、抵抗性が弱まるので、いもち病を中心に病虫害の発生動向を的確に把握し、適時適切な防除に努める。

適期収穫を励行するとともに、乾燥能力に合わせた施設で計画的な乾燥及び水分別仕分けを徹底する。

2) 果 樹

(寒冷害対策)

- a. 落葉や枝幹の枯込みの甚しい場合は、わらや石灰乳等の塗布で枝幹の日焼けを防止する。
- b. 枝の枯込みは、夏季や翌春まで続くことがあるので、せん定は枯込み部にとどめ、進行の停止後行うこととする。
- c. 冬季結実の晩柑類やびわは、気象情報に注意し、袋掛け、樹冠被覆等の保温管理のほか、異常低温が予想される場合は速やかに収穫する。
- d. 収穫後の果実についても、凍害を受けることがあるので十分な貯蔵管理を行う。
- e. 晩柑類の凍害果は、被害の程度及び苦味成分をもとに仕分け出荷する。

(霜害対策)

- a. 局地気象観測並びに霜注意報をもとに、燃焼資材等により気流の循環と気温低下の軽減を図る。

3) 野菜、花き

- a. 被害の程度に応じて、収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫し、被害部位を除去して草勢の回復を促す。特に、えんどう、切花等で生長点が被害を受けた場合、側枝が密生するので、整枝に留意する。
- b. 栽培を継続することが不可能な場合は、早く見切りをつけ、次期作目(型)に着手する。

- c. 軽度の被害で草勢が弱っている場合は、気温の上昇を待って中耕及びチッ素主体の追肥を施す。

4) 施設栽培 (野菜、花き、果樹)

- a. 野菜、花きは前項に同じ。
- b. 積雪に伴い施設破損を防止するため、降雪初期から施設内温度を 12~13°C に調節するとともに、二重カーテンを開放して融雪を促す。

5) 茶

- a. 冬季に樹体被害を受けた場合には、被害の程度に応じ、深刈から中刈を実施する。
- b. 発芽期の凍霜害が予想される時は、被覆法、散水凍結法、煙霧法、換気法等の実施で対処する。
- c. 新梢の被害を被った場合は、被害部位を剪除して、再生を促す。
- d. 被害園では、早期に樹勢を回復するため、少量の速効性チッ素を施用するとよい。

(2) 林業対策

① 造林地

- a. 早期に山を巡視して、被害状況を把握する。
- b. 雪害を受け回復の見込みのあるものは、根ぶみ、あるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行う。
- c. 被害を受け回復の見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を行う。

2. 水産関係災害応急対策計画 【調査復旧班】 (産業振興課)

2.1 計画方針

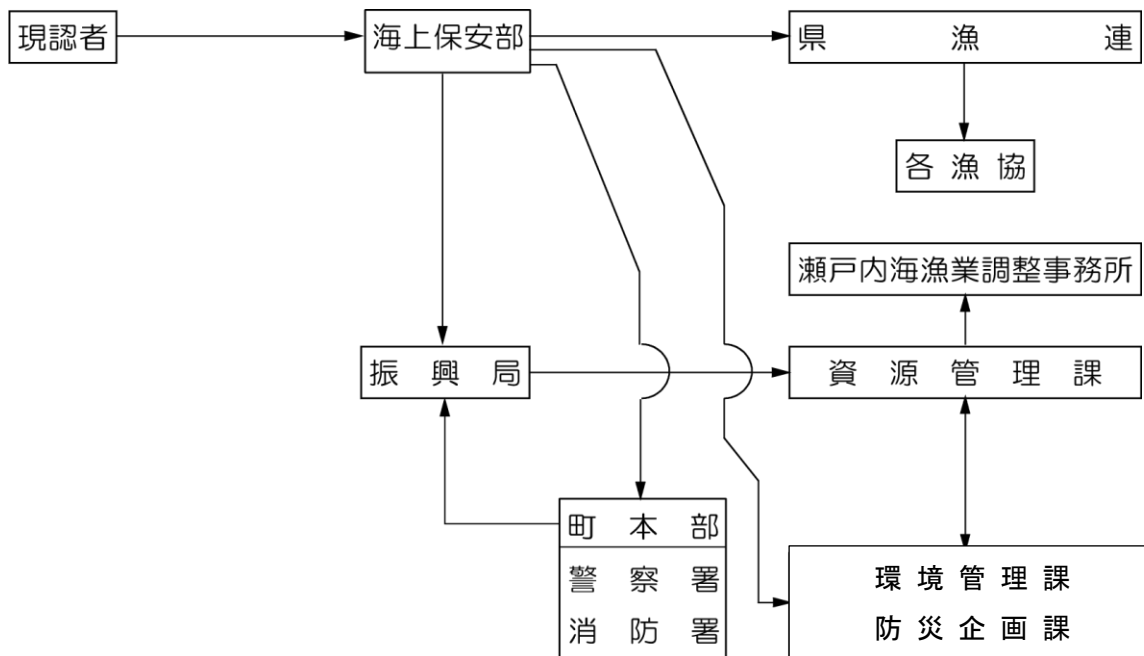
各種災害による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

画 (産業振興課))

2.2 計画内容

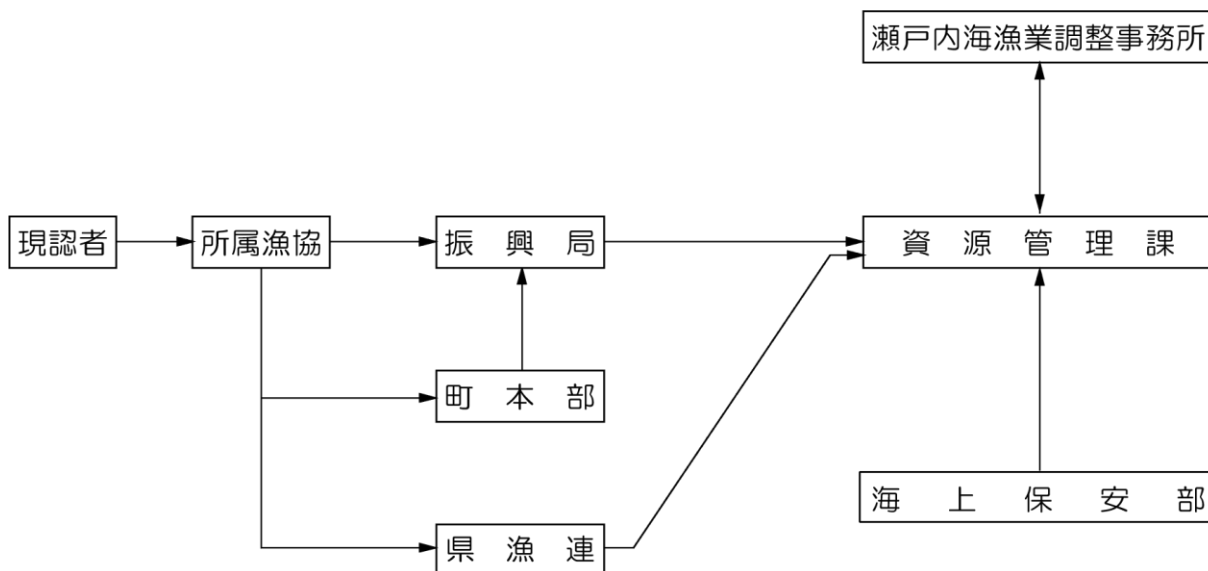
2.2.1 油流出等伝達方法

油流出等による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



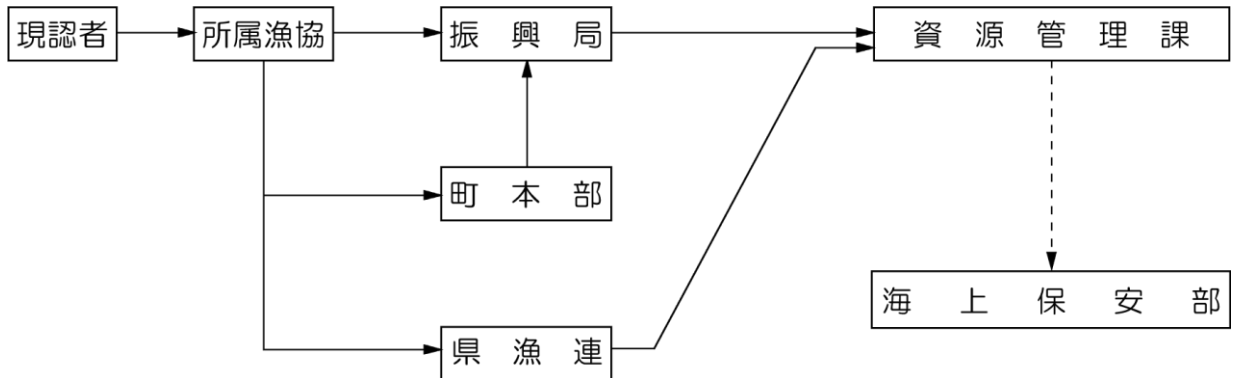
2.2.2 赤潮等伝達方法

赤潮時による漁場、水産施設への災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



2.2.3 風水害等伝達方法

風水害等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



画 (産業振興課))

(空白)

第6節 在港船舶対策計画 【調査復旧班】(産業振興課)

1. 計画方針

台風、高潮、津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

2. 計画内容

2.1 事故防止の徹底

台風襲来時等における船舶の災害を防止するため、紀南地区海上安全対策協議会（H4.4 設立）を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

2.2 在港船舶に対する措置

1. 在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに荷役の早期完了又は中止を勧告する。
2. けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告する。
3. 在港船舶全般に対し、十分な荒天準備の実施及び安全な泊地に避難するよう勧告する。

2.3 港内における障害物の措置

- ア. 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。
- イ. 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。
- ウ. 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

2.4 田辺港長（田辺港）の措置

- 1) びょう地の指定
- 2) けい留施設使用の制限
- 3) 移動命令
- 4) 入港の制限又は禁止及び港外退去の命令又は勧告
- 5) 修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船命令
- 6) 木材けい留に関し、船舶交通の支障とならないように流失防止及び沈木の処理等の条件を付し、かつ、港内巡視を強化し、適切な海上貯木を図る。

旧班】(産業振興課))

(空白)

第7節 林野火災応急対策計画 【消防班他】(すさみ消防署・産業振興課・総務課)

1. 計画方針

林野火災から自然環境と町民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合(以下「森林所有者等」という)、町、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。

2. 計画内容

2.1 出火の発見・通報

2.1.1 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

2.1.2 地元消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

① 消防団	消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
② 森林所有者等	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
③ 県災害対策課	県防災ヘリコプターの緊急運航
④ 警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
⑤ すさみ町	地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保
	また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

2.1.3 県の対応

1. 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する火災として消防機関から報告を受けた場合は、直ちに国に報告する。
2. 県防災ヘリコプターの緊急運航により、情報収集活動及び消火活動を行う。

2.2 消火・救出活動

2.2.1 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(2) 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断される場合は、森林所有者等と調整の上、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

2.2.2 孤立者等の救出

現地に出動した県防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

2.2.3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防団長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

2.3 避難・誘導

2.3.1 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防団等は、林野火災発生 of 通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

2.3.2 住民の避難

本部長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

2.4 広域応援等の要請

2.4.1 消防の広域応援

消防長は、消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

2.4.2 自衛隊の派遣要請

本部長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

2.4.3 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

第8節 危険物等災害応急対策計画

1. 危険物施設災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)

1.1 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

1.2 計画内容

1.2.1 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

1. 情報及び警報等を確実に把握する。
2. 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
3. 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
4. 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

(2) 災害が発生した場合の措置

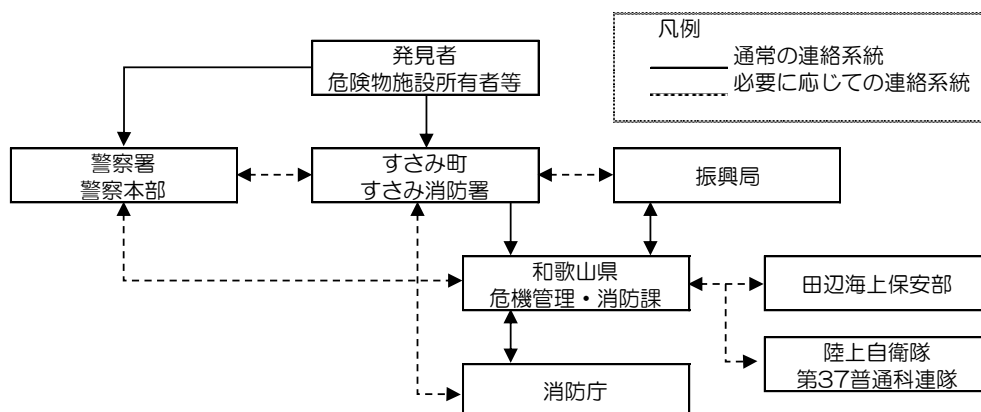
1. 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
2. 消防設備を使用し災害の防除に努める。
3. 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
4. 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

1.2.2 町本部の活動

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を白浜町消防計画の定めるところにより実施するものとする。

1.2.3 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



2. 火薬類災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)

2.1 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、本計画を定める。

2.2 計画内容

火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は、災害が発生したときは、災害の発生又は、拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

2.2.1 火薬類貯蔵施設等管理

火薬類貯蔵施設等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。

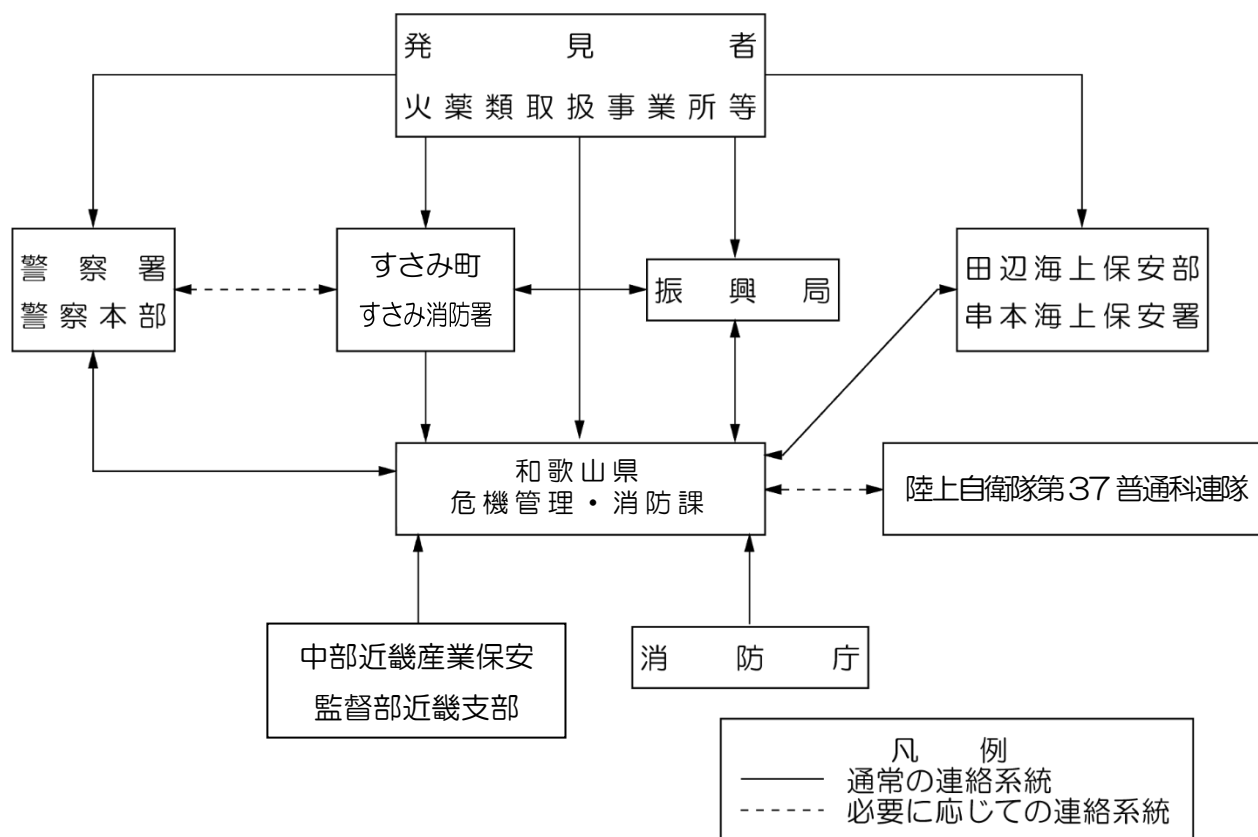
2.2.2 住民避難措置

火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。

2.2.3 災害発生時措置

災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

- ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
- イ 被災者の救出、救護
- ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



3. 高圧ガス災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)

3.1 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために本計画を定める。

3.2 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

3.2.1 高圧ガス火災の措置

高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。

3.2.2 住民避難等

上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。

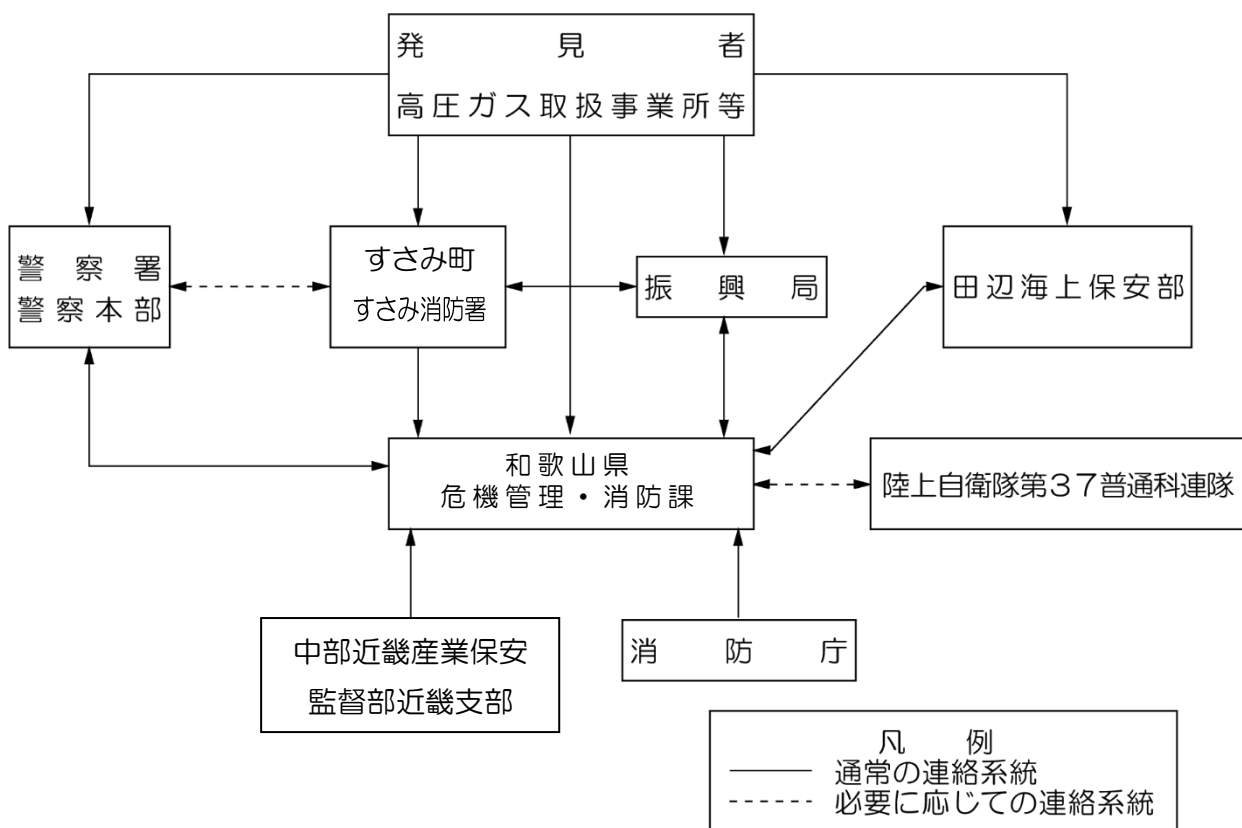
3.2.3 通報等

高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により消防本部、警察等に通報するとともに、次の措置を講じる。

- ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
- イ 被災者の救出、救護
- ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

3.2.4 関係事業所の応援

必要に応じて、県内高圧ガス団体又は関係事業所の応援を求める。



4. 液化石油ガス災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)

4.1 計画方針

液化石油ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために本計画を定める。

4.2 計画内容

4.2.1 対策

液化石油ガス販売業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等においては、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる

(1) 応急措置と応急要請

直ちに緊急資材の完備を確認し、次いで情報の入手(電話等)を開始する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(社)和歌山県エルピーガス協会の各支部に連絡する。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復旧を含めた、各設備の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況(ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無など)の把握に努める。結果は(社)和歌山県エルピーガス協会に連絡する。

(3) 応急体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報を(社)和歌山県エルピーガス協会から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の状況、復旧の現況と見通し等について、(社)和歌山県エルピーガス協会に適宜、情報の提供を行う。

4.2.2 社団法人和歌山県エルピーガス協会

社団法人和歌山県エルピーガス協会は各支部間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するように体制の充実強化に努める。

5. 毒物劇物災害応急対策計画 【消防班他】(すさみ消防署・環境保健課・総務課)

5.1 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、この計画の定めるところによる。

5.2 計画内容

5.2.1 毒物等事故措置

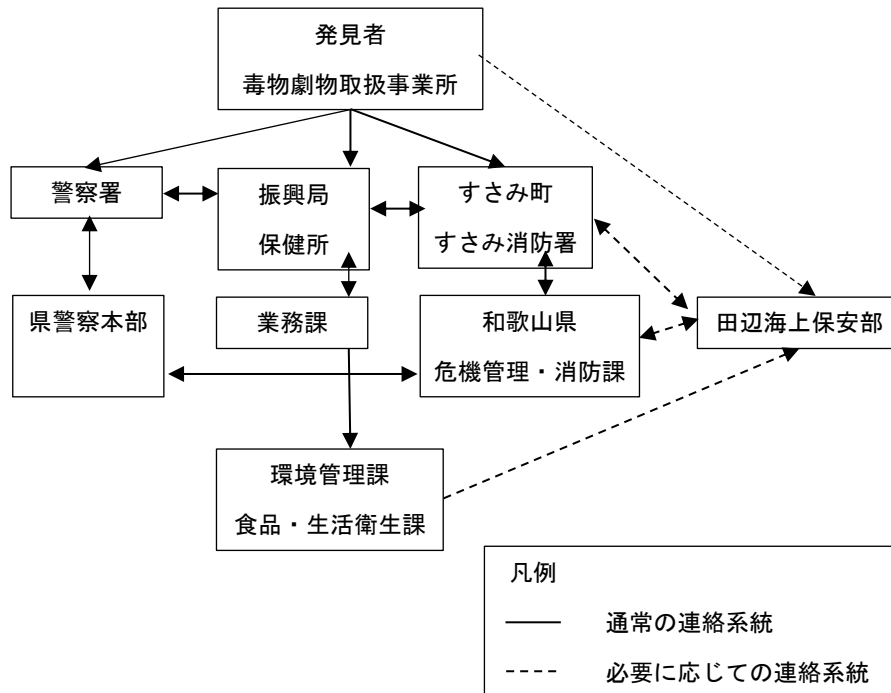
災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする(毒物及び劇物取締法第17条)。

5.2.2 緊急措置

町（又は警察）は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供するものとする。

5.2.3 応急処置等

事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。



6. 放射性物質事故応急対策計画 【総務班他】（総務課・関係各課）

6.1 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生するおそれ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生するおそれ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定める。

6.2 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県へ通報する。

7. 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画 【消防班】(すさみ消防署)

7.1 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、この計画により実施する。

7.2 計画内容

7.2.1 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

ア 消防署及び警察署に通報する。

イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

7.2.2 町の活動

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、白浜町消防計画の定めるところにより実施するものとする。

8. 有害物質流出等応急対策計画 【保健衛生班】(環境保健課)

8.1 計画方針

有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。

8.2 計画内容

8.2.1 計画の対象

この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。

ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿(レベル1)

イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質

8.2.2 計画の実施主体

事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施し、事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

8.2.3 対策

(1) 石綿飛散応急対策

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。

ア 県と町は協力して県のアスベスト台帳※1に基づき石綿飛散の恐れのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防

止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

イ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

ウ 県は、被災状況に応じて石綿の大気濃度測定を行い、住民に情報提供する。

エ 県及び町は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

(2) 有害物質流出応急対策

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて行うものとする。

ア 県は、町、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

イ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。

ウ 県及び町は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。

エ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び町の協力を得て実施する。

オ 事業者は、有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、県及び町等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

※1 「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

(余白)